

第10日目(3月10日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位8番、議席番号11番・佐藤剛君。

佐藤 剛君 おはようございます。発言を許されましたので早速通告にしがいまして、今回も2点質問をさせていただきます。

1 地域完結型医療再編の具体的な対応

1点目でございます。地域完結型医療再編の具体的な対応であります。基幹病院の話の発端は平成12年に小出病院の老朽化と改築問題からであります。それが当時の平山知事の県内30分以内の高度救命救急体制整備の公約もありまして、基幹病院構想へと変わったわけです。それからおおむね10年、ようやくこの基幹病院の基本設計の概要が示され、今時点での県の描く魚沼地域の医療再編の形が見えてきました。さらにこの県議会におきましては、平成24年度から平成27年度までの債務負担行為を予算に上げまして、スケジュールに沿って今度こそ着実に動き出そうとしているわけです。3月3日にはこの基本設計案をホームページ上で発表いたしましてパブリックコメントを現在募集しているところであります。

したがって現実問題としては、このかたちを基本に基幹病院構想が進められるものと思えますけれども、地域医療を守るのは県と基礎自治体である市が共に担わなければならない問題でありまして、その中でも市の役割は大きいわけです。市がどういう役割を担うか。それに伴った医療現場がどう実践できるかでこの地域の安心安全な医療が取り戻せるか。又はそこがうまくいかなければこの大病院ができて、逆に今より身近な医療が後退してしまうこともあり得る。それほど今が大事なときだと私は思っております。

基幹病院につきましては、3次医療もこの地で診てもらえるという長年の期待が現実に向かって動き出したものでありますから、まさか地域医療が後退するようなことがあってはならないわけですが、具体的に医療再編が進められる中では、そのくらいの意識をもって考える必要もあると私は思います。

したがって、当然動き出した基幹病院の流れを止めるわけでは決してありませんし、この医師不足の現状からは一病院完結型ではこの地域医療の維持は不可能だというふうに思いますし、ある程度の広がりの中で役割を分担した地域完結型医療への再編は、私も市長と同じように必要だというふうに思っております。

その実現に向けての基本設計だと思いますが、これで万全だというわけではありません。

これを元に地域医療を守る具体的な運営が伴わなければ、市民の安心安全を守る医療再編にはならないというふうに思います。そういう意味では今議会の初日の地域医療対策調査特別委員会の報告の最後に委員長が、基幹病院が動き出したからには特別委員会もきちんと論議していくという力強い報告もありました。また、23年度予算の中にも既存施設の調査をすることになっていますし、併せて10月頃まででしょうか、病院側に市立病院のあり方についての検討をするような手はずにもなっているということでもありますので、市も県の基本設計を受けて、にわかに動き出しました。が一方は、県は3月末までに基本設計を決定し、この秋には実施設計も決まるスケジュールになっていますので、そこに間に合うようにこの時期に基本設計から見える検討課題の問題提起という観点での、何点かのご質問をしてみたいというふうに思います。

1点目でありますけれども、基本設計に中での地域医療再編での市立病院の役割はということであります。基幹病院は3次医療ということでスタートしましたが、基本設計 通告の中には基本計画となっていた部分があったかもしれませんが、基本設計ですので読み替えていただきたいと思いますが 基本設計の中では原則基幹病院が2次医療と3次医療を担う。そして市立病院は1次医療を中心にしまして基幹病院との連携で、例えば急性期を過ぎた患者の2次医療を基幹病院とともに一部担う。そういう再編でこの地域医療を守るということが基本設計の中で示されていると思うわけでありましたが、市立病院はそういう役割で進めるのか、まず確認をしたいというふうに思います。

2点目であります、その役割を担うについて基本設計での問題点はないかということでございます。具体的にはこの基本設計について医療現場の合意はあるのかということですが、通告をしてから「合意」という表現が適切でないかなというふうに思いましたけれども、要は足並みがそろっているかということでもあります。これからは医療現場が検討の中心になる場面が多くなると思いますし、この基本設計から検討が始まるわけでありまして、向いている方向があっちこっちでは困るわけでありまして、まずその辺の認識確認をしたいというふうに思います。

次に基本設計では現大和病院の既存部分、北棟を活用して廊下でつなぐということになっておりますが、北棟の活用は私は現実的ではないというふうに思います。現状の病院はほぼ全ての病院の主要機能は南棟に集中しています。北病棟は耐震基準後の建築とはいえ、それを活用するという事は一病院としての基本的な構造からの変更になることはもちろん、配管等も含めて内部施設のほぼ全面的な改修が必要になるはずで、そうなれば大和病院は役割に沿ったコンパクトな病院につくり替えた方が結局は安上がりというふうにならないかということでもあります。当初そういう方向であったかと思いますが、急に県が既存施設の活用を望んできたようでもありますけれども、その辺の経緯も含めてお聞きをしたいというふうに思います。

次に基本設計で示された大和病院、新六日町病院の病床数、診療科目で基幹病院のすき間を埋めて、今までの地域医療を六日町を拠点に広げられるかということではありますが、私は

特に診療科目について言えば、地元案でありましたリハビリテーション科が両病院の標榜から消えました。よく見れば基本設計やその概要の下の方に回復期、慢性期のリハビリもやるようなことは書いてありますが、取り組みとしては消極的になっていることは間違いがないわけであります。医療再編後の市立病院の役割からすると、私はむしろこのリハビリが重要な役割を担わなければならないと思うのですが、どうでしょうかということであります。

3点目としまして、大和病院、既存部分の活用に問題があるとすれば、基本設計確定が3月末ですのでその前に。そうでなかったとしても、せめて実施計画策定前には県との調整が必要ではないかと思えますけれども、昨日のどなたかの答弁の中では、23年度調査をして24年度以降協議しながら進めていくというような答弁がありましたけれども、それで間に合うのかというその辺の考え方についてお聞きをしたいと思えます。

4点目としまして基幹病院が開院するまで、平成27年に向けて市の対応と準備はということであります。具体的には一つとしまして40床、120床の市立病院の医師確保の問題であります。この問題は今いる医師にいかにとどまってもらうか。医師は今より増やさなければならぬわけですが、どうしたらさらに新しく新たに呼び込めるか。その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思えます。

もう一つは市立病院の役割に合った、役割に沿った六日町病院なり大和病院にするための検討と整備をどう進めるかであります。また、構想にあります医療モール構想や、昨日ちょっと話にも出ましたがけれども総合保健福祉センター、その実現のためにはそれに合った現六日町病院の改修を県と交渉していかなければならぬわけなのですけれども、この辺は10月頃までに病院側に検討を委ねている部分かもしれませんが、細かいところは結構であります、基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

## 2 高齢者の見守りと支援

次に大きな2点目の高齢者の見守りと支援であります。高齢化が進みまして高齢者世帯、高齢者一人暮らしが増えているわけでありますが、その中で昨日もちょっと地震がありましたけれども、もう6年が過ぎました中越地震やその年の7.13水害、中越沖地震などの災害の安否確認の問題もありますし、そして昨年は高齢者の所在不明問題が社会問題となりました。さらには高齢者の孤独死も全国的には少なくない問題です。これらの問題は社会生活の変化を反映しているところもありまして、個人の問題だけでなく行政として取り組まなければならない重要な課題であるわけです。特に今冬の豪雪の状況などからは、日常の高齢者の見守り体制の重要性を感じたのは私だけではなかったかと思えます。そういう意味で現状の高齢者の見守り体制とその課題、今後の対応などについて2～3点お伺いをしたいというふうに思えます。

1点目ですが、現在の高齢者の見守りについて。緊急通報装置貸与事業や要援護者支援としまして要援護者台帳を作成しながら、行政区と民生員の方々が行っていると思えますが、実際に取り組む中で現状と課題についてまずお聞きをしたいと思えます。

2点目でありますが、そういう中で新たな高齢者見守りの体制の必要性はないかというこ

とであります。今ほどの課題の部分になってしまうかもしれませんが、現在の体制では行政区長が毎年代わりますし、民生員の業務も多い上に複数の行政区を担当している実態がありますから、なかなか実際には見守りの対応も、万が一の場合の誘導も難しいのではないかとこのように思います。日常生活、日常業務の中でそれらをとおして高齢者を見守る方法、又は特別な見守り隊というような体制が必要になってきているのではないかと思いますので、その辺のご所見をお伺いをしたいと思います。

3点目であります。高齢者保健福祉計画。これは法的な位置づけもありまして、計画の内容も決まっているのかもしれませんが、現行の第4期計画では介護関連、社会参加、生活支援そういう部分の記述は充実していますけれども、今言いました高齢者の見守りという部分の対応は弱いように思います。平成24年度から始まる第5期高齢者保健福祉計画には、この見守り体制へのモデル的な取り組みを含めた計画の策定を望みますけれども、そこら辺のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

以上、2点お聞きしますけれども、答弁によりましては再質問をさせていただきたいというふうに思います。

市長 おはようございます。傍聴者の皆様方、ご苦労さまです。ありがとうございます。佐藤議員の質問にお答えする前に、一つ昨日の山田議員への答弁でちょっと違っていたところがありましたので、訂正をさせていただきます。包括支援センターの大和地区の件ですけれども、23年度から八色園に委託をしてということを確認私が申し上げたと思いますが、これは23年度にその検討に入るということで、実際にはまだその八色園の方に委託をしてやっているということではございませんでしたので、この点だけ訂正しおわびをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

それでは佐藤議員の質問にお答え申し上げます。基幹病院の件であります。1点目の市立病院の役割であります。今議員おっしゃっていただいたように、正式に魚沼基幹病院が2次、3次を責任を持って賄うと。こういうことが表明、発表されましたので、私たちの市立病院についてはおっしゃっていただいたように1次医療を中心に担っていくということになります。

しかし、六日町、塩沢地域は今の六日町病院が中心にまず医療を展開していかなければなりませんので、診療科によっては当然ですけれども2次部門を設けていくと。簡単に言えば簡単な手術やそういうことくらいはきちんと六日町病院でできるという体制は整えていきたい。その簡単というのがどこまでかと言われるとちょっとあれですけれども、盲腸やその程度のことは当然であります。例えば胃がん 胃がんとは言いませんけれども、胃の手術程度までは何とかできるようにはしたいなという思いは今持っております。

そういうことで、基本的に市立病院の役割は1次、そして基幹への紹介 2次、3次です。そして六日町の方ではその中でも地域の特性、実態に合わせた2次医療も行っていくということでご理解いただきたいと思います。

基本設計での問題点はないかということですが、一応2月1日開催のこの地域医療整備協議会、医師会の皆さん方から委員として出席されておりまして、魚沼地域の2医師会、南魚沼の郡市医師会、それから魚沼の方は小千谷・魚沼ですか、この医師会の皆さん方から理解をいただいているところであります。市の病院につきましてはご承知のように、今の大和病院は22年度、今年度から地方公営企業法の全部適用にさせていただきますので、宮永事業管理者に運営をお任せしております。そういう中で基幹病院の問題は大きな問題でありますので、宮永先生とよく調整をしながら話を進めていっております。今特別に問題点がどうかこうだという段階には至っておりません。これからこの後の問題にも入りますけれども、23年度で大和、六日町両病院の基礎調査的なことをさせていただきますので、それに基づいて宮永先生を中心として、どうかたちの大和、六日町病院を想定するのか。これらを先生方の方からきちんと出していただくということでもあります。

それから今の北棟、南棟の関係でありますけれども、今現在、魚沼基幹病院とゆきぐに大和病院を渡り廊下でつなぐと。そしてさらには既存の建物の有効活用をしたいと。これはお願いしたいという知事の強い考え方が示されたところであります。これは県知事がゆきぐに大和病院のこの地域医療、予防医療こういうブランド力を非常に高く評価していた証左でもありますし、この両病院にかける県民の利便性を考慮して、この連携機能を深化させたいという意向が強く示されたものであります。知事の考え方に対しまして当然であります。私は大いに歓迎をさせていただいたところでありますし、お隣の魚沼市長さんからも、私も自らご説明にあがってご理解をいただいたところであります。

今ほどちょっと触れましたようにこの大和病院の施設整備につきましては、23年度に基礎的な調査を行って南棟の一部を残す必要があるのか、あるいは南棟を壊してその機能を新たに増築するか、いろいろな検討を進めるわけでありまして。当面北棟の部分を残して渡り廊下でつなぐという案は出しておりますけれども、これが確定されたものではございません。機能、今の耐用年数を含めた、大体南棟の方は非常に老朽化をしているということはずっと言われておりましたので、当面は北棟ということでああいう図示をしたわけでありまして。基礎調査をしてみても、今議員おっしゃったようにもう病院の中核機能がほとんど南棟に集中していると、そういう中でここを取り壊して北棟にその部分を移すのが適当か否か。あるいは議員おっしゃったように全部取り壊して新築するのがいいのか否か。こういうことも含めて調査をさせていただいて、先生方からその案を出していただこうと思っておりますので、検討をさせていただくということで、こういうことで決定をしたということではございませんのでご理解いただきたいと思っております。

3番目でありまして、この市立病院というのは結局は市民のための地域医療を担うという、これが根本でありますので、開業医の皆さん方への後方支援病院としての役割も担う必要がございます。今後の課題といたしまして六日町・塩沢地域にはご承知のように開業医の先生方が非常に多いわけでありまして、先生方の中には訪問診療地域医療を展開している先生方もおります。そういうことでありますので、市立病院が在宅医療支援を中心にした地域医療

を展開するには、医師会の皆さん方とのまた調整が必要になってくるということですが、これらも含めてきちんと調整をさせていただきたい。

リハビリテーションのことにつきましては、機能の中で回復期・慢性期リハビリというふうに表記をさせていただいております。リハビリ機能を持つ場合はリハビリテーション科の標榜が必要なことは当然承知しておりますが、基幹病院の急性期リハビリ機能との継続性、これらの調整が必要であろうと考えておまして、こういう表記にとどめたところであります。リハビリテーションについては施設整備の基本計画の中には、機能訓練室とこういうことできちんと反映をさせていきたいと思っております。

質問の3点目であります。基本計画に問題点があるとすればということですが、今県と南魚沼市は相当頻繁に打ち合わせをさせていただいておりますので、相当子細な情報も県の方から私どもの方に伝わってきております。ですので、そのときどきで判断をさせていただくということになります。今のところ特に問題があるということは認識しておりません。

27年基幹病院開院に向けての市の対応と準備ということになります。市の病院事業におきまして医師確保を含めて、医師に魅力ある方向性を出していただいて、施設整備の基本計画を作っていただくことにしております。こういう病院にすれば先生方もある程度集まってくれるのではないかなという思いは、宮永先生をはじめとしてそれぞれの医師の皆さん方がお持ちでしょう。そういう部分を色濃く反映をさせていきたいということが一つあります。医師につきましては全体としては当然ですが、今大和病院に勤務をいただいている先生方は、年齢的にちょっといろいろ問題がありますけれども、全て残っていただきたいとそういう思いで、今は宮永先生をはじめとして先生方にはお話をさせていただいております。

看護師も同じであります。それでも足りないわけですから当然医師確保という部分が出てくるわけですので、これらは県も結局2病院が閉鎖ということになりますので、それらの問題。そして基幹病院に勤務ができるということであれば、またその前段として行ってみたいという先生方もいらっしゃると思いますので、そういうことも含めて。基幹病院に勤務を希望する先生方については、県の方は派遣、出向、県職としてですね。こういうことを条例上で規定をして、県職の身分のまま一定期間基幹病院に勤務ができるという方向を打ち出していきたいというふうにおっしゃっています。我々もその県にならって、例えば今の和病院にご勤務の先生が基幹病院には行きたいということであれば、市の職員の身分として基幹病院の方に派遣、出向ができるようなかたちも整えていかなければならないと思っております。

まだ、具体的に先生の数何人足りなくてどうだこうだということまでは算定しておりませんが、私どもが基幹病院に一番大きく期待している中の一つとして、医師確保の医師の派遣の役割を基幹病院が担っていただくということは、ずっと前から大きな機能の一つとして言われておりますので、基幹病院に勤務をして、そして基幹病院の職員としてであ

るかどうかは別にして、地域医療体制を担うための医師派遣をそこで中心的に行うということに設定としてはなっておりますので、そのことにも大いに期待をしているところであります。今、先生方の募集については米山事務長、宮永先生、非常に精力的にそれぞれの関係機関を訪問していただいておりますので、成果はいずれ出てくるものだというふうに思っております。

それから医療モールであります、これは市立病院の診療科と重ならない範囲、これが前提であります。一応具体的な名前はまだ差し控えますけれども、興味を示している医院もございますのでそういう先生方ときちんと共同で、あそこに医療モールの部分があれば、いちいちこの診療はむこうだ、こっちはこっちだということではなくて、あそこに行けば一体的に1次から2次のある程度の部分是对応ができるという方向はやはりきちんと構築していきたいと思っております。

医師会の皆さん方と協議をしながら、この保健・福祉の方向性も宮永先生から非常に強いご意向がございますので、このことの何ていいますか、新設等も含めて今年度に検討させていただきたいと思っております。

それから県との交渉であります、私たちの基本的な考え方は県立病院を南魚沼市が引き継ぐわけでありますから、当然引き継げる状態にして県から引き継ぐということであります。新たに南魚沼として例えば保健センターとかですね、そういう部分はそれは市の方で整備するということになるかも知れませんが、いずれにしても大和病院の敷地を提供する、あるいは駐車場もその部分の中で提供していくわけですが、それらとの何ていいますか、六日町病院の部分の簿価だとか原価だとかというそういうことの対比にはならないと思っておりますけれども、そういう調整もありますので、我々は基本的には県がきちんと整備をして私たちに引き渡してくれると。

当然ですけれども魚沼市の小出病院もそうであります。きちんと小出、魚沼市の皆さん方が描いている形をつくって、それを県が引き渡すというかたちになっていく。そういう交渉を今進めているところでありますが、まだ具体的にどうだこうだということはこれから出てまいりますので、その中で検討をさせていただくということであります。

## 2 高齢者の見守りと支援

2番目の高齢者の見守りと支援であります。この見守り体制の現状と課題であります、現状ではふだん高齢者の見守りには、市が委託をしております警備保障会社が対応する緊急通報装置貸与事業によるもの、それから民生児童委員の皆さんによる要援護世帯への見守り活動、あるいは老人クラブ連合会が40人のスタッフで友愛訪問という月2回ほどの声かけ運動、これらの見守り活動があります。現在やっております。

介護予防事業でも配食サービスを兼ねて利用者の見守りを今お願いしているところであります。課題としてはまずは常勤で他のお仕事を持ちながら民生児童委員を受けていただいている方がいらっしゃるわけで、活動時間がやはりちょっと限定されるという部分が一つございます。それから複数地区担当の民生児童委員さんも高齢者等要援護者の実態が非常に難し

い部分がございます。これらが一つ。

そしてもう一つはこれがいい悪いは別にいたしまして、大変に問題になっているところがあります個人情報保護。この観点で民生委員さんといえどもなかなか立ち入れない部分がございます。実態把握が困難なやはり事例が見られるという、これらが今の課題ではないかと思っております。新たな見守り体制の必要はないかということではありますが、実は今年の民生児童委員の一斉改選がございました。この職務の特殊性もありまして60歳以上でもまだ農業などで現役で活躍されている方がいっぱいいらっしゃいます。そうなりますと地域の中で民生委員のなり手が非常にいない。ですので、お願いをした区長さんや交代をされると思われる民生委員さんには大変なご苦勞をおかけしました。何とか全員確保はしていただきましたけれども、改選期にはやはりこういう何ていいますか、非常に困難な事例が出てまいります。これをまた別に新たな組織を立ち上げて見守り隊というようなことで人員体制を確保することは非常に困難ではないかと思っております。

そういう中でやはり今ある各集落の既存組織を見直して、毎年できれば交代がないような体制づくりを検討していただけないかということが一つでありますし、自主防災組織は21年度末で96パーセント、こういう高い組織率がございますので、これらも何とか活用させていただく中で、集落単位あるいは数集落が連携した地区単位、こういう組織をうまく模索できないかということも考えております。

この地域、相当都市化が進んではおりますが、やはりまだ地縁といえますかそういうことを重要視する地域でありますので、集落単位での見守りがやはり一番現実的だとは思っております。そういうことの中で今、集落内で組織されている既存組織を何とか有効活用できないかということを考えているところであります。

後期高齢者、第5期高齢者保健福祉計画であります。今議員は5期計画の中で見守り部分の策定をということでございますけれども、平成24年から6年の3年間を計画期間としますこの第5期の高齢者保健福祉計画。今これと同時進行で24年から28年の5年間を計画期間とする第2期南魚沼市地域福祉計画の策定を23年度に行うことになっております。これは高齢者の保健福祉計画は老人福祉法、地域福祉計画は社会福祉法と根拠法がちよっと異なっているということでもありますけれども、相互に連携して整合性が図られるようにきちんと検討していきたいと思っております。

なお現在、県が基金事業といたしまして「新潟県地域支え合い体制づくり事業」これを新規施策として各市町村の大まかな事業要望を取りまとめておりますので、市も来年度23年度にこの事業の採択を受けられる施策の検討を始めたいと思っております。これはこの事業の中には様々な事業項目がありまして、各市町村が新規独自の取り組みを行う事業を補助するということになっております。この中には項目といたしまして、「地域支え合い活動の立ち上げ支援事業」、「地域活動の拠点整備」、「人材育成」こういうことも盛り込まれておりますので、こういう事業とも絡めて総合的な見地から検討を行って、なるべく早くそういう体制がとれるように整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以



上であります。

佐藤 剛君 丁寧なご答弁をいただきました。順次また再質問をさせていただきたいと思えます。

#### 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

市立病院の役割は確認させていただきました。おおむねそのとおりだというようなことなのですけれども、そういう役割を実現するためにはまずその一つとしては、1次医療、2次医療を診られる施設が当然必要なわけなのですけれども、23年度予算で大和病院も含めて、北棟の状況も含めて、そういうところを調査するということですが、先ほどから言っていますように北棟の部分であります。財源をどんどんつぎ込めば何でもできるわけなのですけれども、現実のこの病棟は入院病棟でありまして、ご承知のように玄関も受付も検査室は微妙ですけれども、手術室もボイラー、エネルギー関係も医療ガスの施設、配管それらもない施設であります。外来診療室も一部を除いてはないわけでありまして、そしてまた冷温水管や給排水管なんかも応急的な処理は修繕はしてあるのですけれども、老朽化しておりますから全面的なやり直しが必要であります。やり直しをしたとすれば廊下に露出配管をせざるを得ないと。今現状ではその天井といいますか、そういうところにはケーブル一本を通すにも困難な状態なわけなのです。そしてまた緊急時のことを考えれば、今もありますけれども水道水だけではなくて貯水槽だっているわけなのです。

それらを考えますと、そこは全ての施設を全面改修しなければならない。作り替えなければならないというふうに思うわけなので、私は基本的にはこういう時代ですのである施設を有効に利用する考え方は基本的には賛成なのですけれども、今回のこの場合にはどうもやはりどうかというふうに思うわけでありまして。やってやれないことはないでしょうけれども、お金ばかりかかって、現場の働くスタッフにも、受診する患者さんにもなかなか使い勝手が悪いという施設にしか私には見えてこないわけなのです。

その辺も含めて調査されるのですけれども、その程度のことは病院の現場の方との情報交換といいますかやり取りをすれば、これはちょっともう難しいなというのはわかると思うのです。その辺の情報のやり取りとかそういうものはやっておられるのか。そしてまた調査を今年度して、いや、やはりちょっとこれではまずいなというところで話を出したとしても、県の方に23年3月末基本設計決定、秋実施設計決定という中で、そういう話を調査した後に出しても間に合うのかということをお聞きしたいというふうに思います。

#### 市長 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

基本的に、県はまず基幹病院をつくるわけですから、例えば私どもの大和病院の整備計画といいますか、それが1年遅れたから基幹病院がどうなるなどというものは全くございません。それが基幹病院の方に影響するということはありません。これは私たちの体制の問題であります。ただ、どうしてもやはり基幹病院のあの図面をご覧になって、研修センターと大和病院を廊下でつなぐということですね。ここが非常に大きな、知事の思い入れであります。ですから、先ほどから触れますように、別にどうでも北棟とか、必ず南棟でなければな

らないとか、そういうことは私どもは想定しておりませんが、現在を図示するとすればこの程度でしょうということになります。

これは、ここでこういうことを言っているのか、要は魚沼市さんは、非常に大和病院の規模や役割によって今の小出病院にお客が来なくなる。もう全部奪われるのではないかと、病院の経営が成り立たなくなるのではないかと、というような危惧を大変していらしたのです。特にまたそこで屋根で、渡り廊下でつなぐなんて言いますと、もう基幹病院と一体ではないかと、小出病院なんて今度は全くお客が来なくなりはないかと、そういうご心配をなさっていた部分が非常にありました。そのことについてはこちらの六日町病院も、それから大和病院の規模からもそういうご心配は与えませんということでご理解をいただいて、今の案が発表されたわけです。23年度に調査をしまして、今議員おっしゃったようにとても非現実的だということが出ればそれはそれで、ですから別にここに限定してこれに固執しているということではありません。

それともう一つ。これは私の考え方です。基幹病院が開院した後、後ですね、六日町、大和両病院をいずれにしる改築、新築いろいろしなければならないわけです。そうなりますと、私の考え方とすれば県立六日町病院の方を早く耐震化も含めて改築、増築あれば増築して、ですからその期間中はそこにいらっしゃる入院患者の皆さん方は基幹病院と大和病院である程度受け入れをしなければならないと思っていますのです。ご理解いただけますか。とても十日町に行けとか長岡に行けということにはそう至りませんので、極力そこで受ける。そして六日町病院の改築等が全て終了して受け入れられる状況になって、大和の病院にいた皆さん方はまたそちらへお返しする。元々大和にいらした方は基幹病院に一度預けていただいて、そして大和病院の改築ということになるわけですので、これは27年で同時には進行しません。ですので、時間が若干かかってもきちんとした体制を先生方と一緒に作っていきこうということになります。

27年に全部3病院ともにどんと出るということであると、もうとても24年頃から工事に着手しなければでき得ないわけでありませけれども、そういうことには現実的になり得ませんので、私はそういうスケジュールを描いております。ですから、今議員ご心配のあれもこれも、あれもこれもというのは全て早く調査をさせていただいて、それから宮永先生にはできれば先生方の基本的な考え方や構想は、遅くも23年の12月頃までには出してくださいと。でき得れば秋ごろには、先生方としてはこうしたいということを出してくださいということ、今お願いしているところであります。そんなところですかね。

佐藤 剛君 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

新大和病院の関係につきましては、23年度で調査するということですので。ただ、5年、6年の一時的な使用であればともかくこの先何十年もまた使う施設でありますので、十分その辺現場の考えも確認しながら、有効利用のつもりがかえってマイナスだったとか、結局経費増、負担増になったとか、そういうようにならないようにやっていただきたいというふうに思います。

ただ1点、今の市長の答弁の中で、ちょっと私はこれは気になることがあるのですけれども。これはもう先のことで具体的なことでこれからの検討になるのですが、市長は、同時に動かさないで大和病院にいったん預けたり、そしてまた調整しながらやるというふうなことをおっしゃいました。けれども、基幹病院にぼんと空いているところに預けるのは可能なのですが、この27年6月某日で基幹病院454床、大和病院40床ということになれば、大和病院は40床しか入れられないのですよね。そこへ持ってこようというふうなのは、ちょっと法的といえますか、決まりごとのちょっと無理があるので、そのところはご注意くださいと思うのです。それはまた答弁があってまた次に言っていただきたいと思うのですが。

引き続きの次ですけれども、私は多分市民もそう思っていると思うのですけれども、病床数が・・・その前に病床数と診療数のことに触れたいと思うのですが、40床、120床というそのような数字は以前からぼやんと耳にしていたし、今ほど言いましたように基準病床数から逆算をすれば、多分そのくらいになるのかなというような予測もついたわけです。私は多分市民の皆さんもそうだと思うのですが、病床数がどうあれ大和病院のあの一角で1次医療から3次医療まで診てもらえる。そのことは大変素晴らしいことだと思いますし、六日町病院が塩沢地区、六日町地区の中核病院として1次医療、そしてまた2次医療をしっかりと診てもらえれば、これもまた私は素晴らしいことだというふうに思うのです。

そうなのですが、県は大和病院は40床程度にしながら県の考えているところは、先ほどもちょっと言いましたけれども、ゆきぐに大和病院が担っている予防医療及び在宅支援医療等の地域医療は大切に担っていただきたいと。基本的にはそういう考え方を県はお持ちでありまして、だけれども40床ということの大和病院なのですが、その40床の病院でそこまでできるかということなのです。又はその機能といえますか役割を今度は六日町の方に移してやろう、というふうな考え方 その理念ですね なのか。そこら辺も一回ちょっと確認をしてみたいと思います。

#### 市長 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

お答えいたしますが、後でと言っていました、結局ですね、六日町病院が例えば120とします。大和が40として基幹が454ですか。医療法上でベッド数はそこで定められますが、六日町病院はそのときは120というのは全然使わないわけですから、それを大和で使っているということだって可能なわけです。とにかくそうでもこうでもしなければ患者さんは全然宙に浮いてしまうわけですから、それはもう法律がこうだからなどと言ってしゃくし定規なことを言っていれば全くことは進みません。これはどういう法律があろうと、患者さんを守っていくということだけは、きちんとやらなければなりませんので、その点はそう  
どちらがどうなるかはわかりませんよ。六日町の方へ先に移すのかそれはわかりませんが、私の考え方とすればその方が一番いいのではないかということは、これから徐々に申し上げていくということでありませう。

前々から宮永先生にもお話してございますけれども、南魚沼市全体としての市立の医療の、

市の医療の中心地は六日町に移りますと。六日町病院に移ります。今まで大和で手がけてきていただいている医療・福祉・保健という部分も、これを今度は塩沢・六日町地域にもきちんと広げていただく。ただ、それだけのノウハウをきちんと持って、そしてやはり一番には長い期間、大和病院で患者さんを診てきたその蓄積があるわけです。そういうことを、大学の先生からおいでいただいて、介護、医療、医療支援センター的な部分をどういうふうに構築していくということをこれからきちんとやっていくわけです。

全く、大和病院が持っている今までの蓄積部分やそういうことが生かされないなどということはありませんし、先生方の数が減ったからそれができないということではないですね。大和病院に勤務する先生方の数が減ったからそれができないということではないと思いますので、その辺はまだいわゆる頭の中で言っている部分が我々もいっぱいありますので、現実としてどういう問題が出てくるかというのはちょっとわかりませんが、そういう方向で進めていけば問題はないのだろうと思っております。

佐藤 剛君 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

今まで大和病院がやってきた理念といいますかその継承については、私もそういうふうに医師数だけの問題ではないというふうに思いますし、そしてまた六日町病院の方に移してもその理念が発揮できるというふうには思うわけであります。ただ、120床という 今度は六日町病院の方に話を移しますけれども、120床という数の運営ですけれどもそれは微妙でありますし、経営的にも私はちょっと難しいかなというふうに思うのです。この規模の病院に塩沢地区、六日町地区の中核病院としての、また、今話も出ました予防医療、在宅支援医療等の地域医療を行うに必要な医師が集められるかという心配もあります。ありますけれども、医師確保についてはこの次にまた質問します。まずお聞きしたいことは、ここまで進んでくれば、これから運営する市立病院の経営的なこともやはり私は考えなければならぬというふうに思うので、その観点でちょっとお聞きしたいのですけれども。

基幹病院は2次医療も診ることになったわけであります。そしてこの人口の医療圏での3次医療の需要等を考えますと、私は基幹病院での2次医療の比重は予想以上に大きくなるというふうに考えられるわけなのですけれども。そうなりますと、40床、120床くらいなら2次医療の入院患者はおおむね基幹病院で賄えると。そしてまた外来患者についても、基本設計の中では基幹病院は最大一日900人を想定しているわけでありますから、中途半端な市立病院では患者がいなくなることだって考えられるというふうに、となると経営的には大変なことになるのかなというような、患者もいなくなるのかなというような、そういう懸念も私はしているのです。まさか山形県の置賜と同じように公立病院が共倒れというようなことにならないと思いますけれども、その辺の私の懸念を払拭するような市長の考え方をちょっとお聞きしてみたいと思います。

市長 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

今、想定の下に大和40床、六日町120床で診療科目をある程度想定しまして経営についてのシミュレーションもきちんとやっております。両病院とも経営上の問題点は今は出て

きません。ただこれ、お医者さんがいなければだめです。医者がいない状態での試算はできませんので、お医者さんがきちんと入ってきてくれるという状況の中では、大丈夫ということとであります。経営的にです。例えばこれを全部、病院の事業債で新築して運営しても大丈夫という試算は出ております。

置賜の件であります。これは最高の失敗例と言われています。私たちは結局基幹病院は紹介型ですから、他の病院から紹介を受けずにその基幹病院に直接行けるとするのは救急だけです。ですから、例えば六日町地域の皆さんがちょっと足を骨折したと。すぐに六日町病院に来てもらう。そこで六日町病院の方で対応ができないとなれば、それは基幹に送る。そこで対応できればする。大和の方は1次が主でありますからそこで診察をして、いやいやこれはとてもすぐ手術しなければならぬとかということであれば、基幹病院に送る。

ですから1次は基幹がやらないわけですから。そればかりではありませんが、そういうことで経営上はきちんと成り立つというこれは試算です。ですので、そう経営的な心配は今のところはしておりません。ベッド数が120だから、あるいは40だからという。先生方はよくそうおっしゃいます。100とかその辺は一番効率が悪い病院だとかですね。あるいは40なんて病院ではないとかいろいろおっしゃいますが、そういうことではなくて、一応専門的な部分も含めながら試算をさせていただいておまして、その結果では両病院とも経営上の問題点は今のところは出てこないということだけは申し上げておきます。

#### 佐藤 剛君 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

私は後ろ向きに考えているわけではありません。目指す地域完結型医療の再編で市民の安心安全のための医療を守って、そしてさらに病院運営、経営もうまくいくことを願っているわけであります。今、私はそうは聞いても不安はあるのですけれども、市長が試算を今の段階で立てて何とかなるということであれば、そのように進めていただきたいというふうに思うのですが。

もう1点だけ経営に関連しましてちょっと言ってみたいことは、先ほどもちょっと触れましたけれども、基幹病院と市立病院の役割の中でリハビリ部門ですよね。それは先ほど言いましたように回復期、慢性期リハビリをやるにはやるのだというようなことなのですけれども、急性期入院のリハビリは基幹病院が担うことになっています。で、リハビリは急性期から退院した後が重要ですよ。そしてまた加えて発達障害に伴った小児科との関連でのリハビリの必要性も、現状の中でも今大きくなっているわけであります。

私はやるにはやるのだけれどもということではなくて、先ほど市長が言いましたように、きちんとリハビリ科を標榜して、リハビリ医師も配置して、先ほどから言っていますような総合保健福祉センター構想、それもぜひ実現してもらって、保健行政等を含む予防医療、在宅支援医療それとともにリハビリを市立病院の大きな役割、特徴としていくことが、また経営的にも一つ助けになるのではないかとということも、私は思うわけであります。その点もう一回簡単でいいですのでお答えいただきたいと思います。

#### 市 長 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

23年度に調査をして、そして先生方から基本計画を策定していただくわけでありまして、先生方との話の中でまたこういう部門をよく詰めていきたいと思っております。

佐藤 剛君 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

医師確保の問題にちょっと触れたいと思います。基幹病院には80人程度の医師が必要とされております。これは前々から言っていますように、その数は小出、六日町病院の医師数の2倍であります。それで基本設計では市長が先ほど言いましたように小出病院、六日町病院に勤務する医師、看護師については、本人の要望、意思を尊重しながら、優先的に基幹病院に勤務を可能になる方策を今検討している、というようなことが基本設計の中に書いてありました。基幹病院から市立病院に医師が来るというのは、大体望めないかなというふうな気もするわけでありまして。

また、基幹病院としましても医師確保は前前から言われているように大変な問題でありまして、基幹病院の役割の中に市長先ほど言いましたように地域支援、医療支援が含まれておりますが、例えば週一回の外来診療の支援などを考えているのでしょうかけれども、日常的な常勤医師の支援というのは、そこは現実的には難しいはずであります。しかしながら、城内診療所を除いたとしても病院を二つ運営するわけでありまして、病床数は減ったとしても医師数はそう減らない。むしろ増えなければならないというふうに思うわけでありまして。先ほどから言っています病院長、そしてまた事務部長が現状の中でも奔走しているわけでありまして、先ほどから言っています、よほど魅力的な病院でなければ医師が集まらない。掛け声だけではだめだということでありまして。

先ほどから市長は繰り返していますように、今年度そこら辺も含めて病院の方に考え方をまとめるようにというようなことになっておりますけれども、できるだけ早い機会にこういう病院にする、だったらそこで医師としてやってみたいと思われるような魅力的な病院の構想をやはり発信しなければならないと思いますので、そこら辺の意欲といいますかを、もう一度ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

市長 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

病院経営、運営で一番の根幹は医師確保でありますから、これをおろそかにして何ができるわけでもありません。当然ですけれども我々も、それこそ基幹病院も、どこの病院もそうですが、あげてこういう魅力のある病院にしたいから、あるいはするから、お医者さんにおいでくださいと、これを継続していく以外に方法はないわけでありまして。

そのことも当然宮永院長をはじめとして先生方もよくご存知のはずでありますから、どういう部門を例えば特徴として出せばいいのかとか、そういうことも含めて基本計画の中できちんと練っていただいて、それを発信しながら将来の南魚沼市立病院、あるいは基幹病院にもお医者さんがおいでいただけるように一生懸命努力をさせていただくということ以外、今申し上げられませんので、それにとどめさせていただきます。

佐藤 剛君 1 地域完結型医療再編の具体的な対応

医療問題ちょっと時間もなくなりましたので最後に。私も他の議員もそうでありましたけ

れども、基幹病院と市立病院の関係におきましては、地域医療を担う一つの主体としてまず市は地域医療をどうするのかというビジョンを持って県と交渉しなければならない。そうしないと負担も大きくなって役割も担えないというようなことで言ってきました。けれども、その都度、基幹病院が決まらなければということで基幹病院の動きを待ってきたわけであり、私はその部分、今になればよくわかります。ここで半年先に実施設計が決まる段階になったわけですが、市もこのときを待って市長が繰り返していますように、地域医療のあり方を今まとめようとしています。県は早いスケジュールになっていますので、間に合わないで市で担う地域医療の役割が十分果たせないというような体制にならないような取り組みを期待しまして、地域医療関連の質問を終わりたいと思います。この部分は特にいいです。

## 2 高齢者の見守りと支援

見守りの関係で一つだけ、時間もありませんのでお話をしたいと思います。一つまず聞いておきたいのは、先ほど言いました緊急通報装置の貸与事業であります。これは目立たない事業でありますけれども、私は大事な事業だというふうに思っております。今後の事業拡大といえますか、考え方についてどの程度広めていくのかという考え方がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。まずその点を一つ。

市長 2 高齢者の見守りと支援

考え方は議員と同じであります。これは非常に重要なことありますからこれの貸与事業といえますか、これについては該当される皆さん、希望される皆さん方にはやはりできる限りの支援、処置をしていきたいとは思っております。

佐藤 剛君 2 高齢者の見守りと支援

ではもう1点だけちょっとお話をしたいと思いますが、見守り体制の整備の中で、どこがやるにも先ほど言いました個人情報保護というところがひっかかるというようなことがありました。私はこの見守りの体制づくりには個人情報の共有化というのはやはり、保護法がネックになっているけれども、これは欠かせない部分だというふうに思うわけであります。

多分国もこの個人情報の取り扱いについてはいろいろ考えていまして、見守り活動については個人情報をきちんと市で規制を設ければ、個人情報を共有することもやぶさかでないという通達が多分きているというふうに私は思います。実際大阪府のあたりではそういう通達を活用しながら条例化しながら、個人情報の共有をして見守り体制を組んでいるところもあります。そういうところも研究をしていただきながら、まず第5期計画の中にはそういうふうな部分も他の関連の計画もあるそうでありますけれども、そういうのと調整しながら入れるということですので、ぜひ、こういう見守り体制の充実を図っていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長 質問順位9番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 中沢一博でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

## 1 公会計制度改革について

最初に公会計制度改革について質問させていただきます。公会計とは国や地方団体が行う会計処理のことです。国や自治体は税金を使って施策を行う以上、税金の使い方や財務状況を納税者にわかりやすく公表するのは当然です。ただ、現行の公会計制度は国は自治体の資産、土地、建物や負債、借金ですけれども、どの程度あるかがわかりにくくなっています。税金の使い方不透明になりがちになるわけです。

現公会計では単式簿記、現金主義を用いています。単式簿記とはお金の出入りを単純に記載する手法で、極端な言い方をすれば家計簿のようなものです。しかし、この手法ではお金の出入りをチェックするだけで、年度をまたいで蓄積された資産や負債の把握はできず、結果的には借金への意識が薄れて財政が悪化しやすいという欠点もあるのではないかと感じるわけであります。

現金主義とはお金の出入りがあったときのみ会計処理を行う手法です。仮に取引があったとしても、実際にお金の出入りが発生しない場合は会計処理がされません。生活に身近な例で言えば、ある商品をローンで買った場合、その時点では実際にお金を出すわけではないので、会計処理の対象にならないのであります。これでは正確な財務状況はわかりません。

そこで、役所にも企業と同じよう会計手法を導入する試みが始まってきました。企業会計では複式簿記、発生主義を採用しています。私が申すまでもありませんけれども、複式簿記とはお金の出し入れだけでなく、その原因と結果を伴う手法です。具体的には1,000万円の収入があった際、それが預金を崩したのか、また、借金をしたのかまで記載するわけであります。その結果、資産や債務の状況も知ることができます。発生主義とは現金の受け渡しがなくとも、取引があった時点で会計処理を行うものであります。将来発生する経費などを把握が可能になってくるわけであります。

地方分権が進展していく状況の中で、自治体の財政運営が行政サービスの提供について、住民にわかりやすく、そういうかたちを求めていく必要があります。財務諸表から得られる情報をどう自治体として経営に、自治体経営というかそういうものに生かし、主体的に政策判断を実施する重要な役目にもなってくるのではないかと感じるわけであります。

財政健全化といわれる中、私たちはよく実質公債費比率、わかりやすいといえば一番わかりやすい言葉でありますけれども、地域住民に地方自治体の公会計をもっとわかりやすくするために、「財政の見える化」を推進する企業会計的手法を取り入れたこの複式簿記と、発生主義会計の考え方について市長に見解をお伺いするものであります。

## 2 地方議会改革について

次に地方議会改革についてお伺いいたします。国から地方へ地域主権の確立に、責任は重大です。今、地方議会は大きな注目を集めています。各議会では基本条例を制定したり、また原則通年議会で機能強化を図ってみたり、情報公開で見える化を推進。また住民参加へと出前議会までもやっている。また、議員定数はどうなのか、報酬はどうなのか、



適正なのか。そのような部分が今各地方でいろいろささやかれております。

これは私が一人が言うものでもなく、議会全体で今後検討していくことであると思っております。議会改革は身を切る思いでやっていかなければ、到底できるわけではないのであります。ではなぜ今地方議会改革なのか。言うまでもございませんけれども、あの鹿児島県の阿久根市や名古屋市などの一部自治体では、首長と議会の対立が注目を集めている一方で、市民の目からは地方議会の活動はよく見えないと。議会や議員に対する不信感があのようなかたちで表れてきているのではないかというふうに思っております。

地方議会は住民による選挙で選ばれた代表の地方議員で構成されており、最高の意思決定機関であります。これに対してその意思を実行する執行機関として、議員と同じように住民による選挙で選出された首長が存在するわけであります。我が国の地方自治は、この地方議員と首長による二元代表制がとられ、住民から選出された両者が緊張関係を保ちつつ建設的な議論をとおして、住民生活向上に取り組む仕組みとなっております。

昨日から始まったこの一般質問にも、多くの傍聴者が見えておられます。本日も本当にお忙しい中ありがとうございます。政治を監視していただくことは、行政発展に大きな役割を持ちます。昨日来られた傍聴者の方から私の方に電話がありました。やはり来てみると違いますね。いや、ためになりました。議員の方が勉強しているのにたまげましたと言っていました。昨日の議員さんは私もそうならなければいけないと思っておりますけれども、そのような話が私の方にきました。皆さん本当に真剣でやっておられます。そのようなことを言われておりました。いろいろわかるわけであります。一人一人の議論の仕方も、内容も様々でございます。皆、住民の多様な声をどう行政に反映させるか真剣であります。執行部との真剣な議論に必然的に声も大きくなってまいります。

地方分権一括法がきっかけで地方議会の役割が拡大する一方で、実は財政はひっ迫しております。議会の責任が大きくなるのに議会規模を縮小せざるを得ない。このギャップをいかに埋めるか。また選挙のとき以外に議員たちは何をやっているのか。当市にはないかと思っておりますけれども、議会活動の徹底した情報公開と市民への説明責任が重大でございます。私はいろいろこの議会を見ておまして一部の意見のみをお聞きし、全体を把握することは私は難しいと思っております。どうしてもやはり自分の近くの声の方が、自分の全体というところえ方をするかと思えます。

しかし、また活字ではわからない部分がいっぱいあるわけであります。情報は大切であります。南魚沼市も光ケーブルが通り環境は整ったと私は思います。当議会からもインターネット配信の申し入れを行いました。検討中との回答をいただきました。その趣旨はどういうことなのかお聞きするものであります。議場に來たくても來られない人のためにも、誰でも録画等で議会を見ることができるよう、議会の「見える化」について市長にお伺いするものであります。

### 3 空き家対策について

3番目に空き家対策についてお伺いいたします。今年の豪雪には本当に行政を始め関係業

者の皆さんには大変お疲れ様でございました。また本当にありがとうございました。お世話になりました。心より敬意を表したいと思っております。

当南魚沼市内には約100軒の空き家があり苦慮しております。所有者がいない家屋をどうするのか。老朽化による倒壊や害虫発生。特に今年の豪雪に見るように雪害による危険被害等々誰が見ても緊急課題でございます。しかし法的には対応できない現実に歯がゆさを感じております。先般2月7日私ども公明党の山口代表を始め国会議員が当市を訪れて、豪雪災害の現地視察をしていただきました。南魚沼市の井口一郎市長からも緊急要望書を受けるなどして、今、国でも新たな施策をと、仕組みとこの構造という・・・策について具体的に改革を始めております。

国にしかできないこと、県でしかできないこと、また市でできること。南魚沼市としてできることを提言するものであります。他の議員からも同様の質問が出されておりますので、私はこの部分にのみに絞ってお伺いいたします。

それは空き家所有者に適正管理義務をつける条例を制定し、空き家の所有者が市の勧告や命令などの行政指導に応じない場合は氏名や連絡先を公表でき、また、緊急を要する場合は警察などと協議して対応できるよう条例制定を行うものであります。今までこのような条例は当市にはございませんでした。これを条例をしたからといって全てが解決するわけではありませんが、まず一步前進し、何とかしなければならぬとの思いを市長にお伺いするものでございます。

#### 4 独居高齢者が安心して生活できる「救急キット」について

最後に独居高齢者が少しでも安心して生活できる救急医療情報キットについてお伺いいたします。昨日から三陸沖地震が続いております。緊迫感が続いているところでございます。昨今の状況を見ていると待たなして災害が来ていると感じます。緊急事態にどう対応するのか。もう一度点検、確認、把握、対策等が迫られております。1989年当時は日本の救急隊員が搬送中に行える応急処置は少なく、人工呼吸や心臓マッサージ、止血などに限られていた。例えば患者の腕から点滴が抜けても何もできなかった。救急車の中で苦しむ患者に点滴を打てずに、医療の空白時間と言われ頭を抱えて悔しがる救急隊員がいっぱいたと聞いております。こんな悔しい訴えから実態を何とかしなければならぬと、救急救命士制度ができたとも聞いております。

一人暮らしの高齢者や障がい者に急病時、緊急時に駆けつけた救急隊員や民生員がまず情報を正確に把握し、迅速かつ適切な対応ができるような、血液型やまたかかりつけの医療機関とか、また・・・情報、また診察券とか保険証の写しとか緊急連絡先などなど、いろいろ考えられると思います。こういう避難場所等も入れてわかるようにしていくとか、そういう紙を例えばパックみたいというか筒のような中に入れて行った場合、あれを見ればすぐわかるという、そういう体制が私はできないかと思っているわけであります。

これは考えたときに、昔はお仏壇等がありました。誰もがすぐ行ったときにどこでもある。今は仏壇はなかなかありません。だけれども、冷蔵庫はどこの家にもあるわけであります。

例えば冷蔵庫の中にそういうものを置いておいて、隊員が駆けつけたらすぐそれを見れば、どこにかかってどういう内容になったか。そういうことがわかるようなそういうキットなんかを無料配布して、そして情報を早く伝え、早く処置ができる。そういうものをできないかと思うのであります。救急医療、救命率向上には情報が命であります。1分1秒を争う、15分ルールへ大切な人命を救うためにも、市長の発展的な回答を期待し壇上からの質問とさせていただきます。

議長 休憩といたします。休憩後の開会は11時5分といたします。

(午前10時47分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

市長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

## 1 公会計制度改革について

公会計制度改革についてであります。議員ご承知のように平成18年8月に策定をされました地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針、これは総務省から出たわけであります。都道府県他に人口3万人以上の都市に対して3年後までに一つとして貸借対照表、二つ目として行政コスト計算書、3番目として資金収支計画書、4番目として純資産変動計算書、この4表を作成し公表することとされたところであります。ただ、これは会計処理全般を複式に変更、全部複式にしていこうという考え方ではないようだと感じております。

そういう中でこの企業会計手法を全面的に採用いたしました基準モデルと既存の決算統計情報が活用可能な総務省方式改定モデル、このいずれかを選んで策定するということを求められているわけであります。南魚沼市では平成21年に総務省方式の改定モデルで平成20年度決算分にかかる4表を作成して公表しております。21年度決算分についても速報版を決算資料として配布いたしまして、最終版、連結版につきましては現在最終調整中であります。3月中にホームページで公表予定となっております。

まあまあ他の市町村も同じだと思いますけれども、作成から日も浅くてストックもありません、今までの部分のですね。そういうことで現在作成することが目的という域を出ない状況が多々見受けられることとありますけれども、やはりそういうことを作成しながら有効活用していかなければならないとは思っております。

法的に今この作成が義務付けられたということではありませんので、自治体ごとに手法あるいは公表時期これに違いがありますので、今では他の団体、他の自治体との比較はどうだということになりますと、少し難しい面がありますけれども、これはやはり一つの有効な手段として活用していかなければならないとは思っております。

## 2 地方議会改革について

2番目の地方議会改革であります。議会の皆さんからインターネットによる中継ということで一応ご要望もいただいているところであります。今、市の方では議会開催日程に合わせ

まして出先を含めました市役所内のネットワーク、これを利用して音声のみの中継は行っております。大和庁舎、塩沢庁舎それを中継してそして各庁舎の放送設備に接続して全館放送、本庁も含めてやっております。

これからそれではこの議会のインターネット中継を行うか否かということですが、まずこれをやるには議場内に中継用のカメラ3台程度が必要になります。それからインターネット配信用の機器と仕組みを作る必要もございますし、初期投資額は相当額が見込まれる。そして中継用の映像に今度は議員名あるいは質問事項、こういうテロップを入れる必要があるわけですので、これらがその準備と操作これに対してのやはり人手も相当必要になるということですので、そのことを考えながら費用対効果あるいは人員配置の観点から検討して、導入を目指しながら今検討を進めているところであります。

そして今現在使用しております庁内ネットワーク中継用の機器は既に10年程度が経過して老朽化しておりますので、今年度も2回程度不具合を起こしている。こういうこともございますので、先行してこの機器の更新をまずは行わせていただきますが、この更新につきましては将来のインターネット中継に対応できるようにやっつけていこうと。いつまでにこれができるかということとはちょっとここで確たることは申し上げられませんが、ご要望もごさすし、有効な手段の一つとは思っておりますので、検討を今進めているというところでご理解いただきたいと思います。

### 3 空き家対策について

空き家対策についてであります。議員ご提案のこの条例、適正管理を義務付ける条例でございますけれども、建築基準法の規定よりは厳しい基準、あるいは工事の規制を行うことはできません。今加茂市で大型店の関係で市で条例を作って、その条例によってそれに違反をしたということで訴えているわけですが、これは建築基準法以上のことを求める部分もありまして非常に問題となっております。その条例そのものが違法か否かという判断を別にいたしまして、結局そこに落ち着くわけですので、告発を受けた県警の方も書類送検はするけれども提訴にはどうも至らないという、そういう状況になっているのではないかと感じております。

ただ、景観法に規定する規制よりも重い規制、例えば廃屋の撤去命令だとかあるいは行政代執行制度これらを定める条例、あるいは環境保全等の観点からの規制条例の制定は法的には禁止はされていないと考えております。ただ、廃屋等これが廃屋か否かとの判断は非常に厳格だそうでありまして、これが非常に難しい。それから費用回収が、例えばそれを撤去したにしてもいわゆる自治体、公でやるわけですから、今度はその費用回収が問題になってまいります。これが非常に難しい。それから訴訟に至った場合のリスクも非常に大きいということですので、実効性にはちょっと疑問はあります。疑問はありますが調査検討を試みなければならぬ。元のやはり法をきちんと整備していただかないと、なかなか厳しいということ実感として持っております。

勧告や命令に従わない場合の氏名の公表、これらについては小田原市が平成12年に市税

の滞納者の氏名公表を規定した条例を制定してあります。ですから、できないということではない。ただ、氏名の公表程度で実際効果があるかといいますと、私たちの地域に限って申し上げれば行政区の区長さんや近所の方々がこれは全部わかっているわけです。どなたがそういうことをやっているか。あるいはもうこの辺にいないとか。その氏名を公表したからそれで効果があるかと言われると、ちょっとこれも疑問ということですので、厳しいかなと。

例えばこれで訴えられたということになったときに、個人情報保護法あるいは市の規定しております保護条例これらに抵触するという部分もないばかりではないということになりますので、なかなかそれぞれの自治体でこのことについての条例を制定するというのは非常に難しい。ですので、今は積極的にこれをという考え方にはちょっと至りません。

緊急を要する場合につきましては民法第720条第2項の規定によります緊急避難処置、あるいは道路管理者として危険防止措置これらで対応ができます。それから災害が起きたとき、あるいはまさに災害が想定されるときというのは災害対策基本法の第64条でこれを撤去等を市が、市といいますか自治体が行うことは法的には認められておりますけれども、問題はそこから先であります。費用、これがなかなか回収ができない。

それから当然個人の財産でありますから、本当にもうこれしかない、これしかないということが限定されるか否かですね。例えば雪で大変な状況になると、その雪は降ろします。雪は降ろしますが、建物まで撤去ができるかといいますと、これは非常にもう今のところそれで訴えられれば負けるというのがおおむねの状況でありますので、非常に厳しいということでもあります。

ですので、国がやはりこの元をきちんと法律として整備をしていただかなければ対応が非常に厳しいということで、先般山口代表がおいでいただいたときにも、国の方での法整備をとにかくまずはお願いしたいと。県の市長会の中でもやはりこのことは大きな課題となっております。北信越市長会には確かこのことが北信越市長会の国に対する要望事項としてあがっていくものだと思っておりますし、全国的にもこういう事例はあちこち多々あるようであります。何とか国の方の対応を早くしていただきたいというのが、私たちの今の実感でございます。

参考といたしまして、今年通報や巡回で危険家屋とされたものが36軒ございました。うち市が雪を降ろしたとか、あるいは例えば風等で飛散の恐れがあってということでネットをかけたとかというのが大体5軒であります。これらは全て消防のあの、はしご車ですかこれを出動させて上から放水してその水の圧力で雪だけ降ろしたということで、これは非常に費用はかかるわけですが、この回収は全くできていないのが現状でありますので、非常に我々も慎重にならざるを得ないということでもあります。

ただ、道路に面しているとか本当に危険がある場合には、そういうことも言っておられませんので対応しているというのが現状であります。できれば早く国の方での法整備をお願いしたいということでもあります。

#### 4 独居高齢者が安心して生活できる「救急キット」について

緊急キットについてであります。先ほどもちょっと触れましたが県が基金事業といたしまして、新潟県地域支え合い体制づくりを立ち上げまして、市町村からの大まかな事業要望を取りまとめているところであります。救急医療情報キットについてもこの事業の中で取り組み可能な事業である旨、県からは話をいただいておりますので、県と協議の上に取り組んでいきたいと思っております。

ただ、これもまた個人情報の問題でありますけれども、これはご本人の個人情報に関することがきっちり書かれているわけです。それから保管場所も、やはり例えば家屋倒壊等の場合にそれがつぶれないとか、結局は冷蔵庫が一番いいというそういうことであります。この個人情報保護的な問題と保管場所、これらについてはやはり関係者の皆さん方にその旨を相当徹底をして、まずは個人情報の漏えいがないように十分注意をしながら、この制度を導入していければと思っております。以上であります。

中沢一博君 1 公会計制度改革について

最初に公会計制度についてでございますけれども、市長から3年というまあまあ総務省から出ているというのもお聞きしております。全国の自治体には1,800団体があると言われております。今現在、面積とか人口等、よく私どもが研修等に行ってきたとも言われるのが、人口がどのくらいのところはこうだというような部分は出ています。実際昨日も市長がおっしゃったように、我が市においては広域事業関係だとかそういう他の団体にはない部分もいっぱい含んでいるわけでありまして、本当にただ実質公債費比率がこうだからといってそれだけで比較すべき簡単な問題ではないというふうに私は思っております。いろいろこれから社会福祉のことを、市民の声を進めていく中で、やはり私は見えるいろいろな部分が出たときに、こうだから大丈夫ですよというきちんとしたそういうものを出していける。そうしたらいろいろな部分が出てこないわけです。こういうやはり整備というものは、簡単にできるとは私は思っておりませんけれども、こういう観点で進めていかなければいけないのかなというふうに、行政は考えているはずでございますけれども、私は思っているわけです。

私は心配し、最近、市民の方もよく心配されるのは、これからいろいろ大きな設備投資とかそういう案件がいっぱい出てきているわけでございますので、その中でチェック機能とかそういう部分を私どももやっていかなければいけないわけです。やはりきちんと皆さんがわかるようなそういう今、財政決算書だとか財政状況等でそういう部分もいろいろ出ておりますけれども、そういうものをやはり出していただいた中で、市民の皆さんに安心を与えられるような、また、もし隠れ借金等はどうなるのかという不安もあるわけでありまして、実際どうなのだと。そういう部分もあるわけでございますので、そういう面に関してぜひ市長、もう一つつっこんだ今後の市民に対するお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

市長 1 公会計制度改革について

私たちの市で申し上げます、南魚沼市の財政状況等も含めて市民の皆さんから本当に克明に知っていただくことは、一番重要なことでもありますから当然そのことについては心を砕い

てやっっていかなければならないと思っております。今、簡単に今のストック資産と見れば圧倒的に資産の方が多いわけです。ですから、変な話ですけれどもバランスシートが崩れるなどということは一般的にはあり得ないのですね。ただ、公でありますからそういうバランスが崩れるときに資産売却とか、そういうことは一般的に遊休地はできますよ。道路や橋を売ってしまうなどということはなかなかできないのです。

ですので、企業会計的な要素を取り入れて、一応きちんとしたその指標を出すとか数値を出すというのは、それは私はそれで結構だと思っておりますけれども、全てその企業会計的に持って行ってではどうだと言われても、これは市民の方はなおさらわからなくなると思います。ですので、非常にわかりやすい部分をきちんと取り入れながらやっていくということだと思っております。

国の方もまさかこれで全部やれなどということにはなるはずがありませんので、いいところは取り入れて、先ほど申し上げましたようにとにかくわかりやすく、そして隠れている部分は一切ないのだという部分をきちんと出していくと。このことが我々の務めでありまして、監査委員の方からは当然そういう観点でもチェックしていただいておりますので、今のところ何が問題があるということではありませんが、市民の皆さんにわかりやすくご説明申し上げていくということについては、議員のおっしゃるとおりでありますのでこれからも心がけていきたいと思っております。

#### 中沢一博君 1 公会計制度改革について

私だけかもしれませんが、なかなか難しい。数字を・・・してもわからない部分が正直のところあるわけでございますけれども、やはり皆さんが安心できるようなそういう体制の広報の仕方というものも、考えていただけたらなというふうに思っています。なかなか一度にすぐできるとは到底思っておりませんけれども、ご承知のとおり東京都は財政の再建団体直前でありましたけれども、これを投入いたしまして黒字に転身しております。

やはり事業別に仕分け、全部きちんとした管理をし、民間的なそういう管理をした中で例えばお聞きしましたところ、多摩ニュータウンの事業なんかも結局最後まで終わっても収支が追いつかないということがわかって縮小したとか、貸借対照表などやはりそういう民間感覚の部分も、今後私どもは地域・・・とかいろいろな部分が出てくるわけありますので、私たちにもわかりやすいような状況にしていただきたいと思いますと思っております。

ぜひ、職員の研修等ももう進めていられるかと思っておりますけれども、そういう部分を期待したいと思っております。これはやはり今は全部地方公社だとか、第3セクターとか指定管理者とか、いろいろもう出てきているわけあります。こういうことは私はできるところからきちんとしていく体制が必要であるかと思っておりますので、ぜひそれを期待したいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 2 地方議会改革について

次に地方議会改革についてお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、議会に関心を持っていただくことがまず第一であるわけでございます。先ほど市長からも導入に対

して検討をしていきたい、だけれども費用対効果を考えたときにどうなのかということで今検討しているということでございます。一般的に言われるのは、やはりもう数百万円かかるというふうに私も聞いております。総文だったでしょうか、県外視察に行ったときもなかなか件数が少なく一つに対してかなりの金額を要していたと。計算したら一通見るのに10万円もかかっていたというようなそういう報告も受けておりますので、一概には言われない部分も承知ですけれども。

私なりに調べましたら、茨城県の取手市では年間費用何と6万円で行っているのだそうです。インターネット配信を。どうしているのかというふうに調べさせてもらいましたら、やはりテレビ番組をパソコンで録画する技術を応用して、3台と市長すばらしい感じでありますけれども、極端な話をすれば1台正面だけでもいいと思うのです。市長とのやり取り。皆さんが全体的な状況の中で、そういうふうにアナログカメラで撮影して映像をインターネットに配信するデジタルデータのこの変換機。あとは普通の家庭用のものを使って実際に市議会でホームページに公開している。費用は何と年間に6万円で済んでいるというふうにお聞きさせていただきました。

何百万円かけてやるのもできればそれで越したことはございませんけれども、昨今のいろいろな状況、他の部分があって傍聴部分があるときに、やはり議会の本当の生の声を見ていただきたい。どんな思いで議員さんはやられているのだろうか。生で見ればその人の息づかいとか、その雰囲気やパフォーマンスなのか真剣なのか、汗をだくだくやっているのか、いろいろな部分が見えてくるわけでありまして。

そういうやはり生の声を市民に知らせることで、また議会が身近に感じられるのではないかと。いや、中沢かっこいい部分は全然ないけれども一生懸命だけだ。それはどうかわかりません。だけれども、そういう人のそれぞれの持ち味がいっぱいある中で、いろいろな議会の取り組みをやっているわけでございますので、そういうものが何とか発信できないのか私は考える部分でありますけれども、もう一度市長、この点に関してどうでしょうか。

## 市長 2 地方議会改革について

それはおっしゃるとおりです。今、映像はありませんけれどもFMゆきぐにで、一般質問についてはちょっと時期がずれますけれども放送されておまして、非常に好評のようであります。臨場感があって、しかも大体議事録と違ってとにかく方言から何からもう、表情は見えませんが声が出ているとか、興奮しているとか、いろいろなことが・・・いや、議員のことではなくて私のことです。そういうことでこれは非常に好評です。

では、それに今度は画像が付くわけですから、ただ単に後ろからだけぼんではないのか。それだとまた必ずこれはもう改善要望が出ます。ですから、やはり横から正面からくらいが見えないと。それから先ほど言ったように誰だかわからないわけですから、議員名のテロップですね。そういうことも必要になってきますので、導入をしないということではありませんけれども、今、検討に入っているということでもあります。

あと、これは議会の皆さんにまたお願いをすればと思うのですが、やはり傍聴者の皆さん



がここで傍聴をするということはいいことですから、例えばですね、例えばどこかでもやっていますが、土日だとか傍聴に来られるような状況のときに、議長が英断を下して議会を開催するというのもそれは悪い方法ではないと思います。

執行部の方はここへ出るのはほとんど超勤の付かない職員ですから、ちょっと準備ではわかりませんが、それは電気をつけるだけの費用ですから、費用的には割合と安く済む。そして、では大勢の方が見に来ていただければと思うことでありますので、またそれらも含めて議会の皆さまの方でいろいろご検討いただきたいと思っております。

### 中沢一博君 2 地方議会改革について

本当に開かれた議会、市民とともにというような思いで、私ども執行部だけではなくて議会も議員も一緒になってこの部分については、やはり検討協議してまいりたいと思っております。私は議員というのは華やかさなどいらないと思っております。花火のように華やかさなどいらない。私は自分で言うのもあれだけれども常日頃思うというか求めているのは、やはりほのかな口ウソクのように周りを暖めるような存在になりたい。自分はそういう思いだけでやっています。現実はどうか私にはわかりません。ぱっと花火が上がるような、かあっとスポットライトを浴びるなどと、そういうことは全く私はこの議員の皆さんも考えていないと思うのです。本当に生の声をぜひ市民の皆さんにお伝えしたいし、またああそうだな、あの大将の言っていることは違うのではないかというような、いろいろなそういう部分のまた見方も出てくるわけですので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

### 3 空き家対策について

次に空き家対策の件でございます。これは本当に市長と同じく何とかしなければいけない。市長もおっしゃったように、まず国の法の整備が不可欠でございます。ですけれども、私はまず市でできることはないのだろうかということで、先ほど話をさせていただきました。市長からも小田原市公開条例の例をいただきました。私ども2年前だったでしょうか、会派でも小田原市にその部分の政務調査に行っていました。そうしたら市役所の方は、実は公開するだけであれがないわけですが、だけれどもそれを公開すると言って条例を作ったら、何と電話が殺到してきたというのです。いや・・・わけです。いや、忘れていたと。まだ間に合うでしょうかと。公開しないでくれと言って、そして電話が殺到してかなり増えたというふうに聞いております。そういう報告をいただきました。

私はこれをする事によって本当の決定権はないかもしれないけれども、空き家の適正管理をしてもらいたいのだと。また実態調査はどうなるのか。そして助言だとか指導、勧告そういう部分、また命令、そして公表、そういう部分は私は市はできると思います。最終的にこの条例の中にも警察等の関係の連携等も入れておけば、やはり一般、なかなか現実にする人はそれですぐ済めば、しない人もいるかもしれない。でもやっていただく方も私はあると思います。整備の方の私たちが市でできることはやはり私は進めるべきではないかと、市長思います。いろいろ重々承知しておりますが、あえて私は一步前進をする意味でも、もう一

度お聞かせいただきたいと思います。

市長 3 空き家対策について

先ほど申し上げましたように、小田原市の場合はそういう状況があって、アナウンス効果あるいはそんなことでいわゆる氏名を公表されては困るという、そういう効果はあったようであります。が、この空き家という部分に限っては、ここにその空き家ですからもうそこへいないわけですね、いないのです。空き家ですから。そしてこの地域にいらっやらないというのがほとんどです。この地域にいらして所有をしていて空き家にしていると、それはありますけれども、そういう善良な市民の方はほとんど市の方でいろいろ話をすれば応じていただいているのですけれども、そうでない方がなかなかあるということでもあります。

ですから、市ができないということではありませんけれども、ではそれをやってそういうことが効果が出るかという非常に疑問ですし、ある意味個人財産のことについて、税の場合同じく個人の財産ではないわけです。税というのは、税金を納める義務があるわけですから。空き家というのは別に取り壊す義務が、法律的に義務付けられているわけでありませぬから、そこに踏み込んで市の条例で名前を公表するとかと言ったときに、では他の法律に抵触しないかとか非常に難しいということをおっしゃっている。ですからいろいろ研究はしているのです。

国の方で、ちょっとこれは不満なのですけれども、空き家対策について早急に検討しなさいということで、いろいろ国会の方から話が出ています中で、内閣府と国土交通省では所有者が不明不在の空き家などの雪降ろし等については、災害対策基本法第64条に基づき災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては、市町村長の判断で雪降ろしが可能である。こんなの当たり前のことですね。

そして、なお住環境の整備改善を図る観点から地方公共団体が空き家の除去又は活用の取り組みを行おうとする場合には、社会資本整備総合交付金、空き家再生等推進事業により支援をしていると。これだけです。ここで終わっているのです。そんなことはわかっているけれども、その上一步をもっと踏み込んでいただきたいのだが、この程度で国が終わっていますから、国会議員の先生方からもそんなことは現場に行ってみればわかると。

そうでなくて、費用もそういうことも含めて自治体が損害を被らないで、そしてそのときそのときの判断である程度やれるように法整備をしてくださいということをお願ひしているわけで、ちょっとこの国の対応には私は不満があるのです。けれども、これはここで申し上げてもどうしようもありませんが、いろいろあらゆる方法はやはり駆使して考えていかなければならないと思っております。ただ、それがすぐ条例制定につながるか否かというのは、ちょっと私はまだ疑問がございますので、ここで条例制定をするということは申し上げられませんのでご理解いただきたいと思います。

中沢一博君 3 空き家対策について

重々本当に承知しますし、市長と同じく国の法の整備を本当に地自体のこと、我々地方の自治体のことがわかっているのかという、そういう思いで全く同感でございます。ぜひ、ま

た国の方からも大きく、また国会議員の方からも大きく前進を望みたいと思っています。私はあえてまだ今後こういうことがあるという、また条例を作ったということによって市民の皆さんも今後に結びつかないように私はしていきたいと、そんな思いで質問をさせていただきました。

#### 4 独居高齢者が安心して生活できる「救急キット」について

時間がないので最後にさせていただきますけれども、緊急情報キットの件でございます。助かるはずの命が救えない、こんなばかげたことはないわけでございます。1分1秒を争うと言われておりますので、ぜひ市長からも取り組んでいきたい、検討したいという前向きな答弁をいただきましたので、本当にうれしく思っております。先般、私ども社会厚生委員会でも大和病院に行きました。そのとき病院事務部長からも実はカルテが一番なのですと。来た場合一番最初にまずどういう状況下であるか。それを調べてから次の治療に移るのですという、そういうお話をいただきました。私はこのことは大事だと思いますので、ぜひ、今後の市民の安全安心の確保のために全力で取り組んでいただきたいと思います、以上で終わりたいと思います。

議 長 質問順位10番、議席番号23番・岩野松君。

岩野 松君 午前中で終わらせたいなと思っていたのですが、ぎりぎり間に合うような時間になりました。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

##### 1 エコ対策を推進するために

まず最初はエコ対策を推進するためにというふうに書かせていただきました。最初の地下水掘削と消雪利用に地域格差がなくせないかというふうに、ちょっとわかりにくいようなあれなのですけれども。地下水利用の雪消しは現在では、比較的安くてそして使いやすく、最高の方法だと私も思っています。今回の議会にこれから出るのでございますけれども、掘削の深度などの制限が、旧の大和地区や塩沢の一部などでも規制がなくなるという提案もされております。しかし、今私が住んでいるこの地盤沈下、六日町がいつもワースト何番とかと言われております。そういうところは規制がとれないで現状のままです。掘削ができない状況であります。

この掘削禁止が決まる前までに井戸を掘らなかった、又は掘れなかった人たちが本当に大変な思いをして今暮らしているわけでありますが、特に六日町の市街地であり通りであった旭町から上町までの商店街では、家も密集しています。その上小路も非常に多く、昔はこの道路が雪のやり場でした。しかし、車社会になり、そして長岡で消雪井戸利用が考えられたときに一番浸透したのが、井戸水が豊富だった六日町だったと思っています。またたく間に利用され、1,000本近くの井戸が掘削され、その結果地盤沈下問題に発展し現在の規制になっているわけであります。

深度規制を変えるなりして掘削が可能にできないかということのお願いというかお伺いがあります。規制緩和は考えられないか。そしてこの地盤沈下は六中に代表されるように本当に大きな問題ではあります。でも、鉄筋でない普通の木造住宅では不具合や問題になるなど

ということがあったかどうか。私にはちょっと覚えがないのですけれども、それが地盤沈下と関係していないのではないと思いますけれども、という思いでまず質問いたします。

私が住んでいるこの地域では、地盤沈下を抜きにしては井戸掘削は無理だということで、だめだろうという思いもありますが、ではそれに代わる消雪方法、今までもいろいろ工夫されたり考えられています。その代償として灯油で消雪を推奨してきたというふうに考えております。それも広がりましたけれども、この灯油の高騰、そして灯油そのものへの先行き不安、CO2の問題など考えると、今これからこれを考える人はほとんどおられません。

私はおととしのこの3月議会で葛巻のところで見てきた地下熱はいい考えだなと思って提案した記憶もありますけれども、まだまだそれも100パーセント絶対であるというふうにはいかないようであります。十日町市ではちょっと利用が始まっている程度かなというふうに聞いておりますが、ここでも国や県の補助を受けて今年施設を作りました。その効果なども聞かせていただきたいと思います。

それと空気熱を利用した屋根融雪も今考えられ始めています。維持費は灯油の7分の1から10分の1だというふうに言っていますが、それもまだまだはしりであり、設備には投資がかかります。現在では克雪住宅の促進法がありますけれども、これから自然エネルギー改革でそれをすべきかなと思います。特にこの豪雪地としてそれを進める上で、そして今、屋根雪で苦勞するそういう時代をなくしたいというのが、今までのこの雪国であずかる人たちの思いでもあり、またそういう生活をするのが、半数以上の方がそうなっている現在では、やはりそれは大事なことでないかと思しますので、そのための大々的な補助なども考えてほしいということでもあります。

それともう1点は、今エコ対策ということでは言われていますし、CO2の発散は非常に温暖化の問題や気候のいろいろなことを引き起こしてもあります。そういう意味ではやはり国をあげてやっている太陽光パネルへの設置やCO2削減のヒーローとしてやっているそれに対して、当市でも独自の補助をつけるべきだと思いますがいかがでしょうか。

## 2 六日町温泉公衆浴場の存続を

2点目に入ります。六日町温泉の公衆浴場を存続してほしい。市民が入れる公衆浴場は必要と思っておりますが、近隣市町村の実態はということで掲げさせてもらいました。今までこの地域や住民に親しまれてきた六日町温泉の公衆浴場が3月31日で閉鎖されようとしています。建物の老朽化でビル全てを取り壊すのだそうです。同じ経営者が再建するかどうかははっきりしていません。ここは安くて便利でアットホームな施設として、利用者には大変喜ばれていました。今それがなくなるのは困るという声が非常にあがってきています。何とか存続する方向で検討できないでしょうか。

他の温泉地では住民は安く利用できる浴場が何カ所もあるところもあります。温泉地としてここがなくなり、一カ所もなくなるのは問題でもあり困ったことだということで何とかしてほしいという声も今大きくなっております。市民だけでなく観光客も気軽に利用していました。なくさないでもらいたい思いですが、今までの自治体との関わり方はどうだったのか。

また、他の近隣の温泉地ではこういう浴場はどうなっているのかお伺いします。壇上での質問は以上であります。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の開会は1時ちょうどといたします。  
(午前11時47分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後1時00分)

市 長 岩野議員の質問にお答え申し上げます。

#### 1 エコ対策を推進するために

地下水掘削と消雪利用に地域格差をなくせないかということでもあります。地下水の消雪利用のための規制、これについては全国的に多くの市町村で実施されているところでもあります。この地域格差をなくせないかということですが、今ご承知のように市の地下水採取に関する条例の中で、特に地盤沈下区域周辺区域において取水規制を実施している。これはご存知のことではありますが。

一般的にこの地下水が公共財産であるという考え方は裁判の例からも共通認識となってきました。六日町市街地は昭和48年に地盤沈下が発見されてから毎年地盤沈下が進んでおりました、近年では平成17年に3.7、平成18年に6.3。こういうことで年間2センチ以上沈下した場合に発表される環境省のリストのワーストワンになった経過がございます。

そこで平成18年度には環境省の委託調査結果によって六日町地域の揚水量の40パーセントを削減して地盤沈下量を毎年2センチ以内に抑える。これを目標として道路消雪パイプの節水型降雪感知機の導入、あるいは市民の皆さんのご協力をいただいております。この間幸いなことに豪雪にもならなかったことによりまして、平成19年からは地盤沈下量を2センチ以内に抑えて今現在に至っています。19年が0.8、20年が1.9、21年が0.9であります。ただ、この22年は予測としますと2センチは超えるのではないかと考えております。

結局限られた地下水でありますので、これを公共財産として見なすということで大切に使うためには、ある程度のくみ上げ規制はやはり必要であろうというふうに考えております。特にこの地盤沈下区域周辺区域の区分けにつきましては、六日町のこの区域とその周辺の区域というふうに区分してあります。これは平成18年度の環境省の委託調査によっても裏付けられておりました、根拠があるということでもありますし、当然そうだと思っております。

現在北辰小学校の190メートルの観測井戸、それから3月末までに市民会館に160メートルの観測井戸を掘削して深い層の水需給について調査を進めております。この調査結果を見た中で地下水くみ上げ規制について検討は加えていきたいと。以前にも駅裏消雪用に市の部分でありまして、これは深層水ということで100メートルくらいの井戸を掘って対応しているところではありますが、この深層水と第1、第2、第3というふうに帯水層が大体あるわけですが、その第1帯水層、比較的浅い部分からのくみ上げと深いところからの

くみ上げでどういうふうに変化が出るかということでもあります。

定説といたしますと井の底と同じだと。浅いところからくみ上げようが深いところからくみ上げようが地下水は一つだから、そのくみ上げた分だけはやはり沈下に影響するよというのが今までの定説であります、これはわかりません。これを今調査をしているところでもあります。

なお、この後、終わったかな。これからですね。一部地域の削井深度、この規制について条例改正を行いたい。100メートルといますか深度を撤廃するという部分です。これは提案させていただいております。とにかくこの地盤沈下区域あるいはその周辺区域の地盤沈下を抑えなければならない。これを第一義的な目標にしてこの地下水の規制といますか、うまく活用を図っていきたいと思っております。

市街地の中の地下水を使えない皆さん方の、生活の上での非常に困難さというのは十分理解しております。なおまた地下水の出ない地域もございまして、これはもう恒常的にそういう条件は市街地のその混雑した地域内ではないという部分もありますけれども、そういう地域もあるということをご理解いただいていると思っております。

自然エネルギー利用に市独自の補助をとということでもありますけれども、今それぞれ地下水熱利用あるいは太陽光発電、風力発電この自然エネルギーを利用した実証実験を実施しております。その一応の上町に建築いたしました実証住宅の今までの成果といたしますと、2月2日にはこの住宅の屋根に約1メートル20以上の積雪が見られました。その10日後であります2月12日には3分の1程度に、一切降ろしていませんけれども減っていたということでもあります。このシステムが有効に稼動していたことは、今は目視でありますけれども、これでは実証されております。

近隣の住宅では大体3～4回の雪降ろしをしております。しかし、この実証住宅は雪庇を落とすだけで1回も屋根の雪降ろしはしない中で、10日間で3分の1くらいに減っているということでもありますので、相当の効果はある。ただ、屋根材と積雪の間に空洞が発生して屋根と雪がぴったりくっつかない。ですので、熱効果、融雪効果が薄れたというそういう問題点もございまして、これらをどう解消できるかというのはまたこれからの課題だと思っております。

なお、今実験の結果の中からCO<sub>2</sub>の排出削減量は67.52キログラム。これはエアコンの暖房温度をおよそ3度下げて1年間運転した場合の削減量に相当する量だということでもあります。そういういい結果が出ておりますので、もう少し実験を継続してこれが実質的に利用できるということであれば、どんどんと普及していかねばならないと思っておりますが、今ほど申し上げたとおりで融雪に必要な採熱量を確保できる可能性がかなり高い。地下水熱ですね、これが実証されております。

ただ、これまでの実験経過の中でヒートポンプの補助熱源あるいは連続して降ったときの地下水低下に伴う採熱量の地下水がぐっと下がっていったでは同じ温度が採取できたかというこの問題。こういう検証がまだもう少し残っておりますし、効率的なシステム制

御これらもちょっと検証課題として今後残っているところであります。

これをではやる場合に現段階ではパイプ、いわゆる伝導パイプですね。熱伝導のパイプが放熱パイプ、この部材が量産品ではなくて、発注、注文製品であります、これは今のところですね。平米あたり2万円以上でありまして調達コストがかなり高いということですが、これも普及していけばどんどんどんどんと下がるということは、パイプを開発した業者の方からもその話はいただいております。

太陽光発電につきましては余った電気の買取り制度による普及促進、あるいは県の地域グリーンニューディール基金、こういう補助制度がございますけれども、豪雪地帯における導入実績は非常に少ないわけでありまして、これが費用対効果あるいは耐久性等を見極めた上で相当の効果があるとなれば当然ですけれども、市としてこの設置について補助等を出しながら奨励していかなければならないと思っております。ですので、この補助制度はもう少し実証の結果、もうひと冬くらいはやはりやってみないとなかなかわからない部分もございますので、それらを踏まえた上で補助制度について検討はしていきたいということで、思っているところであります。

## 2 六日町温泉公衆浴場の存続を

公衆浴場の存続であります。中央温泉のことだと思っておりますが、ご承知のようにこの温泉は58年前から物価統制令の適用を受ける銭湯として県知事の許可を受けて、58年前から営業をしているところであります。昨年4月に中央温泉の方から廃業の話がございました。しかし、地域に必要な施設であるということをお願いして、22年度は何とか営業をしていただきたいということで、補助金の申請書も出していただけて続けてきたところでありますけれども、最終的には去年の4月頃からもう廃業したいとこういう申出を受けております。何度か協議を重ねてまいりましたが、本年1月に3月廃業は決定事項という申し入れを受けまして、やむなく判断をさせていただいたところであります。

近隣市町村の実態としますと昨年3月時点では公衆浴場県内8市で35施設。これは新潟市が非常に一つで20施設くらい持っております。これは温泉であるかどうかは別にして銭湯ですね。それから燕市が4施設、三条が2、それから上越1、糸魚川1、佐渡4。そして私どもが2施設持っているわけで、一つは五十沢温泉の旧五十沢温泉のあそこが銭湯としての認可を受けておりますので、今まで2あったのが今度は1になるということでもあります。

なお、担当課が今年1月に社長に面談をして再三のお願いをいたしましたけれども、まずは建物の老朽化に起因するアパートを含めた建物の大修繕が必要であって解体を決意させていただいたと。施設更新した場合、新施設に見合った利用客のめどが立たないという収支の問題。それから長年赤字をやりくりして今日に至ったということで、3月末廃業は決定事項であるということでありまして、やむを得ないということでもあります。なお社長からは「合併前の旧六日町それから南魚沼市から運営補助金をいただいたおかげでここまでやってこられた」ということで、謝意も伝えられたところであります。4月1日から解体に着手して当面は更地としていきたい旨という連絡もいただいております。

収支でありますけれども、平成13年、これは大人250円、中高生100円、小人50円でずっとやってまいりました。平成13年が80万円、平成14年が60万円、平成15年が70万円、平成16年は280万円、平成17年が120万円、18年も120万円、平成19年が60万円、平成20年が35万円のずっと赤字でありました。ただ、21年は「天地人」効果によって黒字であったということは伺っておりますが、また当然22年は赤字になると。こういうことで万やむを得ないことだと思っております。先ほど申し上げましたように五十沢温泉のゆもと館、旧館でありますけれども、これが銭湯の許可を得ておりますので、銭湯としての利用はこちらをお願いできればと思うところでございます。以上であります。

岩野 松君 1 エコ対策を推進するために

一問一答方式ですので最初からお伺いします。まずエコ対策の地下水の地域格差の面ですが、確かに地盤沈下というのは本当にそこだけ沈下するとどえらいことになるというのは、他の例もないわけではないですので、皆さんは戦々恐々としておられることも事実です。地盤沈下、言われて確かに非常に全体的には落ち込んでいるという思いは、皆認識しているのですが、それにも勝る地下水の消雪利用ということの思いがあって、そこに住んでいる人たちは、今までずっと他の地域との格差の中で耐えてきたわけなのです。そういう意味では、やはり、深度を変えたってどうしようもないのだとおっしゃいますけれども、何とかそういう方向性を見いだせる何かがあるかないかお聞かせください。

市 長 1 エコ対策を推進するために

私は深度を変えてもどうしようもないということは申し上げた覚えはございません。そういうことももし可能であれば深層水をくみ上げるのは地盤沈下にそう影響はないという結果が得られれば、それは別にそれを採取してもらえばいいわけです。効果がないなんて、今それを検討中だということです。

実情はわかります。わかりますが、一般の家庭の方は確かに自分の家が傾いたりということはほとんどない。本当に均等に沈下しているわけですから。ところが公共施設は議員おっしゃったように六日町中学校をはじめとしてこの庁舎もそうですけれども、相当の沈下量が見られている。六中はやはりその影響もあって、大規模改修耐震化をやらなければならないということでありますから、甚大な被害が発生をしているということは間違いないわけであります。

これからやはり懸念されるのは地下埋設物です。上下水道管、これが橋梁に添架している部分と地中に埋設されている部分の接続部分が、私は今までも外れない、切断されないのが不思議だと思っているのです。トータルすれば1メートル近く沈んでいるわけですから。それが全然影響が出ていないというのは、これはどういうことなのだろう。では橋も川も皆一緒に沈んでいるかというところではないわけです。一応基礎杭を打って橋脚を立てているわけですから。

ですのでこの辺がまだ説明はできておりませんが、地盤沈下をとにかく食い止める。少し



でも少なくするというのは、これは地下水を使えない市民の皆さんには申し訳ないことではありますけれども、それ以上に市の市政にとっては重要なことだというように認識しております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

岩野 松君 1 エコ対策を推進するために

地下水、確かに地盤沈下は仕方がないという思いで、ずっと私の周りの人たちも我慢もしたり、今までそれ以前に掘った人たちは使われて、掘りたい人たちは掘れないなんてそんな差別はないとか、非常に荒っぽい論議もそれぞれでは出ています。しかし、ここ最近井戸がない、そして自分たちも高齢化したという方たちが、ぽつぽつと住居を離れていく現象も見えています。本当に地域がますます、地盤沈下地域なのにそれ以前に住宅も沈下してしまうわというような声も聞こえてきている昨今です。

そして小路が多いためにそこも消雪をしなければならない。今、消雪パイプはほとんどそこはあるのですよね。自分の井戸やそれから地域のあれを利用しながらあるのですけれども、屋根雪を落としたときには即片付けるには、ある家庭でそれこそ結構大きい家だったのですけれども、1回降ろすと20万円かかると。とてもじゃないけれども、もうこんなところへ住めないという話も聞きましたし、今年も井戸もあげているけれども、やはりダンプやそういうので業者を頼まなければならないという方もおられます。そういう方は本当にまたまた何十万円というお金が今年是要っているのです。

そういう見えないところでの費用が今までは、確かにこの通りというか旧道は比較的経済力のある人たちが多かったために、そういうことにぐちゃぐちゃ言う人もそんなになかった。幾ら幾らかかったんですよ、みたいな感じでしたけれども、最近はそれが非常に重荷になっている。そういう実態がありまして、本当にサラリーマンのある方などは、やはりここへ家をつくるのだったら、掘られるところへ住むよね、同じ市内でも、という声も聞かれます。

そういう意味ではやはり何とかしてもらわなければならないとか、自治体の、もちろんそれは自然現象も加味していますけれども、住み続けられる条件が、同じ南魚沼市で税金払っているものとしては必要ではないかなという思いが私はあります。そういう意味ではやはり確かに地下水は電気料もかからなくはない。かかりますけれども、そんなに目にかかるほど何とか維持費の中でできるくらいの額ですから、それが利用するという考え方が非常に多いのです。ただ、出ないところの人たちはではどうするのかということもありますけれども、人口密集地の中ですぐ雪を片付けなければならない、そういう条件下で生きているこの町内の人たちから見れば、何とか屋根雪処理やそれから道路に関して安心してという、その廉価でという思いは本当に今強く要望として出ています。

それでぜひ、そこら辺を考えてかたちの中で、ではこれから何を今、市長はその自然エネルギーの地下熱の地熱の話なども今一生懸命やっておられるということは重々承知しておりますし、それがこれからの課題かなと思いますが、では今住んでいる人がそうやってぼろぼろと欠けていくような状況の中での手立てとして、何か方策はあるかどうかお聞かせください。

市長 1 エコ対策を推進するために

そういう議論に入りますと、これはもう何ていいますか、鶏が先か卵が先かという話になってしまいますね。そしてそれは例えば我々のところは井戸は出ないわけです。では、どうしているかと言いますと、例えば除雪機械を買ったりバックホーを入れたり、そうして対応をしています。ですから、そういう対応も除雪機械もバックホーも入らないと、そういうところもあるのかもわかりません。ですので、この地域がそういうことだからそこだけ何とかしろという話は、これは地盤沈下でもなければいいですよ。ところが地盤沈下という、雪なんていう問題ではない大きな問題を抱えている部分があるわけですから、例えばでは今井戸がある人と井戸のない人が、その費用の負担をし合って水を交互に使うとか、いろいろやはり知恵を出していただかなければなりません。

市でもその規制をしたときにどういう話が出たのか、私はちょっとその頃は存続していませんので知りません。条例制定のとき、どういうお話があって、皆さん方がどういう合意をしたのか。議会が最終的には可決をしたわけですので、その前にどういう住民の説明会があってどうだったというのが、ちょっと私が記憶にありませんのであれですけども。そこにさかのぼればどうだったのか、そこからやはり検証をするべきことでもあります。

今やっているのは、では水を揚げないでその熱を利用して何とかできないかということをやろうと、やっと始まったわけです。私はこのことに取り組んでもう3年、5年経ってようやくこういふことですから。ですので、一朝一夕にぼんと解決策があるわけではありませんけれども、やはりそういうことの取り組みを始めましたのでそれは期待してほしい。どうしてもその間我慢ができなくて、ここにいられないという方を引き止める手立ては、今のところ私は持ち合わせておりません。

ただ、除雪費用については税金の控除制度も確か適用されるわけでありますので、そういうことをうまく利用していただきながら、もうしばらく耐えていただきたいという思いであります。希望は見えているということをお先ほどの実証結果について申し上げたところであります。

岩野 松君 1 エコ対策を推進するために

鶏が先か卵が先かと言われるとちょっとがちゃがちゃになりますので、ちょっとそれはさておきますが、今住んでいる実情はそういう実情で本当に雪降ろしのために多額なお金がかかって大変であるという実情は、市長、酌んでもらいたいと思います。

次に自然エネルギーの活用についてなのですが、この前のときも太陽光は、せめて補助金を市でも独自に出すことによって、効果がどうこう言う前にすべきではないかという発言をさせてもらいましたが、いまだ見えてないのでなお取り上げたのですけれども。国がいったんやったのを止めてまた去年から始めている中で、十日町も魚沼市も市独自の補助もしているようであります。それが確かに太陽光に広がったかどうかというのは、私もちょっと検証はごくしていないのですけれども、やはり希望としてそういうのを設置する、それはこれからの生きる上での大事なことではないかと思えます。

今、全国の太陽光の何か展覧会もあるようですけれども、本当に次々と新しい商品も出ておまして、壁に取り付けて光が当たる、その太陽の熱でなくて明かりが当たるだけでも電力になるというようなのも聞かれています。そういう意味ではやはり補助を付けることによってそれを推進していく。それがエコにつながるということではないかと思えます。異常気象の問題などを大きく出すとそういうふうに出てきますけれども、やはり手立てをする中で図っていく。それが執行というか行政を行う上での大きな要ではないかなと思えます。太陽光についてまず補助金は効果があったらではなくて、確かに太陽がいっぱい当たるところがすればいいと。ここは地熱をもっと活用すればいいという思いも私の中ではなくはないのですけれども、太陽光を使っている方もぽつぽつ増えています。そういう中ではやはりやってよかったという声も聞こえてきていますので、ぜひ前向きな答弁をいただきたいと思えますがいかがですか。

市長 1 エコ対策を推進するために

効果があるかないかわからないのに補助金を出せというのは、それはちょっと暴論でありますから、それはちょっとおいていただいて。今、上町のその住宅でやった結果が出ております。消費電力は12月が1,983キロワット、1月が2,521、そのうち太陽光発電は12月で185キロ、1月で54キロ。余剰電力となりますと12月は20キロ、1月は11キロ。こういうことです。ですから非常に冬場のこのことが問題ですから、もう少し実証実験をした中で、いや十分、ではあと夏場はどうなのだという話が出てきますから。それをきちんと検証した上で、効果がないのに補助金を出せというのは、それはできません。これは絶対できません。

効果がある、そう認められれば先ほどから言っていますように、これは断っているということではなくて、そんなに性急にどンドンとそれをやってみて、設置をしたけれども何の効果もなかったなんてそういうことにはならないように、こういう面では慎重をきかせていただきたいということです。別にやらないとか、今すぐやるとかという議論はまだしていません。やらないなどは1回も言っていないから。そう短絡的に決め付けないようにひとつお願いいたします。

岩野 松君 1 エコ対策を推進するために

太陽光の問題は冬場だけでなく、夏場が大きな威力を発揮するものだと私は思っておりますので、そういう意味ではエコ対策としてぜひお願いします。ぜひ前向きに検討してほしいと思っています。それで自然エネルギーの地熱の問題とかそういう消雪の問題に移ります。これ簡単な問題だと思って先に取り上げたのですけれども、ちょっと余りではなかったなと思えますが。

実は今、新しくまたヒートポンプの空気を使ってヒートポンプ化して、それを消雪するという考え方もちょっとちらほら始まっているみたいですが、かつて かつてでもないけれども今でも灯油で消雪している方はたくさんおられますが、そういうのを非常に何分の1かで維持費が賄われていると。しかし、この灯油のときもそのボイラーは最初は250万円も

したのだと。でも、今これも全くの始まりだから非常に高いけれども、現在は石油のボイラーも70万円くらいまで大量化すればなったのだそうですけれども、それは私も実験段階かもしれませんが、研究の課題もあるのではないかと思います。

土地とかそれからそういうのがいらないで、その地上の空気をヒートポンプ化すると。それが非常に少ない熱量で屋根の消雪ができるという方法だそうです。ぜひ、そういうのも研究しながら、この地盤沈下でしかも雪に対して本当に多大なお金を使っている地域に関して、特にそういう大きい援助とかそういうのも含めた対策はということで、ぜひこれも研究してもらいたいし、対策はとられるかどうかお聞かせください。

市長 1 エコ対策を推進するために

融雪についてはいろいろの方法があります。今いろいろ提言していらっしゃる方もいます。ただこれは実証実験をしてみないとわかりません。議員もご承知のとおりこの庁舎の駐車場、これがある業者の提言によってそれを実証実験もせずにもうやってしまったらどう出ましたか。全然機能しないわけです。あのとき環境省からも確か補助金をもらいましたし、けれども全然パーです。今、全然使えないのですから。そういう理論的にいろいろというのはわかります。けれども、雪の降る量だとか質だとか、そういうものが全部違うわけですから、本当に実証実験をして効果があるということをきちんと追求して導き出さないと、理論だけで、書き物だけでAプラスBはCだなどとそういうことはなかなかできません。

今、私どもはこの屋根融雪については、あるいは駐車場とかそういう融雪については、この地下水熱あるいは地熱を利用する方法が最適だろうと思って、それこそ環境省、いや総務省ですか、そういうこととも連携しながら今この実証実験をしているわけですから。これをしている間に、今度は空気熱というのが出たからそっちをやれとか、それはできません。でき得ません。まずはこのことをきちんとやってみて、そしてではどういう効果があるかということでもあります。

その空気熱をヒートポンプ化してというのは、どういう意味なのですか。空気の熱、冬は普通寒い、零下みたいな温度を引き込んで、それを暖めて回すということなのですか。ではそれだとエコにならないではないですか。暖めるために何を使うのですか。聞いてはならないでしたね。失礼、失礼。そういうことですから、まずはこの地下水熱あるいは太陽光、風力の電気こういうことを今三つここでやっているわけですので、そう長い時間をかけなくても効果の程はある程度実証実験として出てきます。23年度が終わる頃には雪に対してどうだとか、あるいは太陽光が夏場にどのくらいのその熱量というか電気を発電してどうだったとか、そういうことが出てくるわけですから、24年度以降にそれを施策につなげていきたいということでもあります。

岩野 松君 1 エコ対策を推進するために

1年間待つということですので、そこら辺を期待したいと思いますし、特にそのときの実施する上でのその地域の補助なんかも、よろしく考えていただきたいと思っております。

2 六日町温泉公衆浴場の存続を

では次に移ります。公衆浴場の存続の話なのですが、確かに六日町で温泉が出る前からここは公衆浴場を始められた方でありまして、公衆浴場という考え方の中でのいろいろなのをやってこられ、しかもその温泉が出たからそれを利用してはどうかということを、当時の町長に言われて始めたのだというふうに経営者からはお聞きしました。

そういう中でやってきて、今利用している人たちからは、本当に安かったし良かったしということが聞こえてきています。ただ、温泉が出ていたのですけれども、そういう公衆浴場的なものを自治体はそれに手を付けないでこられたのは、ある意味ではこの経営者がこうやって頑張っておられたからかなという思いもしなくもありません。先ほど私が近隣の実態を調査してほしいとお願いしましたが、調べたのは公衆浴場を中心に調べたみたいなのですが、一番近隣の湯沢町の温泉を公衆浴場化している5カ所あるのですが、そのやり方は非常に合理的でいいなということと、そこは建物は町営で指定管理の下に行われていて、維持費は自分たちで賄っているというお話でした。地域の方もそれから町外の方も入れる施設で、値段の差はあるようですけれども、それで何とか人件費や維持費はペイしていますが、大きな改築は町で持つという約束のもとに行っていますということでした。

市長、そういう意味でもし本当にこの公衆浴場を、更地にすると今、市長おっしゃいましたが、私はそこまできちんとは聞いていないのですけれども、本当にやらなくなったとしたら私はなくなっていいとは思わないのですけれども、何とか存続できる方向として市としての考えはどうかをお聞かせください。

市長 2 六日町温泉公衆浴場の存続を

そういうことにつきましては、例えば公衆浴場という定義でないとしても、市も白ゆりとかあるいは金城の湯がございます。それから五十沢温泉が公衆浴場としてあります。ですので、それは今この中央温泉が廃業するというのは非常にもったいないし、市としても寂しい限り、残念な限りではありますが、それに代わる施設を市がこれから建設をして、指定管理者であろうが何であろうが運営をしていくという考え方はございません。

公衆浴場というのは、いわゆる銭湯というのは、さっき触れました昔の物価統制令などということがあった頃からの、まあまあ産物でありまして、一応自宅でお風呂に入れたい大衆の皆さん方がという、そこから目的として始まっているわけでありまして。今はもうそういう部分からちょっと切り離れて憩いの場とか、集いの場とかとそういうことにもなっているのでしょうけれども、そういう意味での銭湯的な役割は本来もう終わったのだらうと。

そして岡村さんのご好意のもとにさっき触れましたような赤字をずっと重ねながら運営をしてきていただいたものですから、我々の方からもうそれでも何でもなどと言ってなかなか強くは 相当強く申し入れはしましたが、お断りになったということでありまして。今触れましたように、市が新たに代替施設として公衆浴場を建設をして、運営をしていくという考え方は今持っておりません。

岩野 松君 2 六日町温泉公衆浴場の存続を

今、明確に持っていませんと言われてまして非常にながかりしたのですけれども、確かに五

十沢にそういうのがあるとしても、今ここを利用している人たちとか、それから近隣の人たちなどの声を聞きますと、それはそれぞれの住むための条件かもしれません。そして今マンションとかアパートは自分の家に風呂があることが条件に今なっているので、業者の方にはなくなってもという声もお聞きしました。

だからそういう意味では、今利用している人たちは、ではどうなのでしょうということですね。家湯の時代になってそんなにですけども、あるお母さんで子育てでここをずっと利用させてもらった方からお聞きしましたら、ここへ来るといろいろなことを教えてもらったり、とても裸の付き合いなのでいろいろなことを学ばせてもらいましたと。そして仲良くなったり、成長した子どもが高校へ行ったら友達を連れてきて、あそこはとてもいい大きい風呂だからやはり入って気持ちがいい。行こうよと言ってくれてありがたいところなのです、ということで、こういう施設はやはり町中のこういうところに一つくらいはあってほしい。そういう声を聞かせてもらいました。

そういう意味でぜひ、今までは中央温泉のご好意でこうなってきましたけれども、せっかく温泉地としてあって、公衆浴場に則る、則らないというのもあるかもしれませんけれども、市民が入りやすくそして日帰り観光客なども利用できる、そういう施設の建設の方向付けは私はすべきではないかと思いますが、もう一度ご意見をお願いします。

#### 市長 2 六日町温泉公衆浴場の存続を

先ほどの地盤沈下とか、地下水の件もそうですし、今のこのこともそうですが、岩野議員はその近く、いわゆる当該地域にお住まいですから、非常にそういうことでその付近の人たちとお話しますが、今南魚沼市は合併しまして、こちらは清水や石打から、こちらは後山、辻又まで皆あるわけです。ではその人たちがどうしているか。

この一部の、今まで使ってきたというそれはわかりますよ。そのことのために、市がでは市の施設であったのならわかります。そうではない。そういうことの中で、市としてこれを新たに建設をして公衆浴場を運営していくなどという考え方は持ちません。私の限りは、

では公衆浴場がないかと言えばそれはあるわけですから。今は車の時代ですから、それは使い勝手が悪いと言ってもそれはある。そして、これは老人福祉施設に限ったことではないので、どうぞ白ゆりでもあるいは金城の湯でも、そういうところが安くやっているわけですから、お使いいただける。湯咲荘もあります。湯咲荘もある。とても温泉を売り物にしている六日町温泉でありますけれども、あそこの建築物がちょっとだめで今は止めましたが、あそこを建設したときに今度は民業圧迫だと言われているのですね。温泉旅館を営んでいる皆さん方からそんなに安い金で入れて、私たちのところはどうかしてくれと。今度は民業圧迫です。これは確実に市がこれをもしやるなどと言えば、これはもう大変な騒ぎです。

ですから、それはやはりバランスを考えたり若干の不便はまあまあ我慢をしていただいて、この公衆浴場の件に関しては先ほど言いました、再度申し上げておきますが私がこうしている限りはその考え方は全くございません。後の方がどうなるかそれはわかりません。

議長 質問順位 11 番、議席番号 10 番・牧野 晶君。

牧野 晶君 それでは通告にしがいまして一般質問を行わせていただきます。今回は大項目で二つです。

#### 1 事務処理ミス防止策は

一つ目は事務処理ミス防止策は。実例をあげるのがいいのか悪いのか考えたのですが、あげた方がわかりやすいと思ったので話をさせていただきます。私は庁舎に多分 2 日に一ぺん間違いなく来ているような感じがします。多いときは毎日来たりもしていますけれども。そのときにぱっと庁舎の玄関のところの公告掲示板を見るようにしています。その掲示板に半年ほど前見ると、2～3 年くらい前に亡くなっている方に対して固定資産税の公示送達の掲示があったので、自分の興味本位それこそ勉強のためと思って、亡くなっている人にも税金というのはかかるものなのかねみたいな感じで、ちょっと人違い、当然個人情報のこともあるので答えられないと思うのですが、そういう点を考えながら答えられないところは答えなくていいので勉強のために教えてくれないかという話をしたところ、亡くなっている方に対して固定資産税を賦課することはあり得ないという回答をいただきました。

それからその後また公示送達の掲示板を見ると、私が聞いた方の名前が消えていたので恐らく事務処理ミスだったのだなと想像して、ミスというのは誰もが あるもので一度目なので、余り細かく指摘するのも嫌だなと思ったのでそのときはそれで終わりにしました。またそれからちょうど新年明けて 1 月にこの公告掲示板を見たところ、また同じ名前の固定資産税の公示送達を出していました。またすぐに担当課に行って、この間と同じ人の名前が出ていますけれどもという話をしたら、あちゃあというふうな顔をしていたのですが。

やはりミスというのは誰もが あることなのですが、いろいろ自分の中で調べたらやはり奥深い点もあったので、悩んだ結果、本当に個人のミスではなくて課としてのミスでもあるのではないのかなと思ったのでこういう指摘を 同じミスを 1 年に 2 回、半年に 2 回というかたちになるわけです。そして税に対して認識がまずいなという思いがあったので、一般質問というかたちで指摘させていただきます。

本当に一番は何でこれが起きたのかなというふうに思いがあります、もう端的に。やはりあと聞かなければいけないのが、要は課税してはいけない方に対して税があるということは、内部チェックとか、当然ないのが大前提の中であつたので、他に課税ミスはないのかなというのを私は聞いてみたいと思います。

あとそれと税務課に限らず事務処理ミス防止策、どういうふうになっているのかなというふうに思います。それと同時にミス防止に力を入れすぎると職員が萎縮してしまうので、ここをどういうふうになっているのかなというふうな思いもあります。税務課、税務課と言ったのですが、私、1 月なのでもう一個思いがあったのは、1 月これもみんながフォローすればあれだったのではないのかなという思いがあるのが、笑い話として聞いていただければと思います。

それこそ役所は 1 月 4 日に仕事始めなわけです。そのときに私多分 9 時 15 分頃役所に来

たのですね。そのとき玄関のところは本日の業務は終了しております。裏口からお入りください。これが9時15分頃に張ってあったのです。年初めからこれはないだろうというふうな。職員は主に裏口から入ってくる方が多いのかなという思いがありますが、表から入ってくる職員もいるわけです。いちいちそういうものに目をやることもあれかもしれませんが、ただ、市民が見たらとか例えばそういうのを見ると、正月気分が抜けていないのだなという、一年の計は元旦にあり、それこそ仕事始めにこういうのがあると、誰かが気付けば何十人も職員の方もきっと出入りしているわけですね。

そういう点で言えばお互い自分の縦割り行政ではないけれども、誰かが気付いてやればすぐそれは解消できたと思うのです。しかも私みたいなのに指摘されないで済むと思います。こういうふうな課を越えた連携というのあれかもしれませんが、緊張感を持った行政をしてほしいなという思いをこめて、事務処理ミス、具体例をあげてどうなのかなという点もありましたが、奥深い点もあるので聞いてみたいなと思い、聞いてみます。

## 2 所有者不明、管理者不明・不在の建物解消をどうするのか

2番手になりますが、所有者不明、管理者不明・不在の建物解消、管理者不在の建物解消を要はどのようなふうにしていくのかなと。これは先ほど7番議員さんの方でも回答が出ていますが、大体回答としては国に対して要望していくという答弁だと思うのですが、個々例えば本当にそれこそ私の住む石打で、今回雪の問題で屋根に雪がたっぷりあってそれが道路にかかっている危ない。落ちてくるかもしれないので危ないということで、非常に市の方から難儀をしてもらって解消していただいたことには本当に感謝しております。

それはそれとしてなのですが、自分の中で疑問点を感じる、正直なかなか複雑な問題があるのだと思うのが、例えば建物がありました。民家がありました。その相続放棄になりました。私ずっと国庫にいく国庫にいくというふうな、その相続放棄された建物というのは国庫の扱いになるのかなという思いがあったのですが、では国の人とその建物の雪降ろしをしてくれるか。国庫に帰属するからと云って国はしてくれないわけです。では誰がするのかなという、誰の管理になるのかということと本当に精算しないと宙に浮いた物件になるわけです。

こういうふうな例えば先ほどの中であったのはここに住んでいない地域の方の建物があって、その方の屋根の雪は誰が降ろすのだ。当然本当は所有者だと思うのですが、その人はこちらに住んでいないので雪の状況はわからないし別に困りはしないので降ろさない。こういう点、個々によって物が非常にいろいろ違うので、ただ、行政が雪を下ろしてその例えば解体したりして請求すればいいという問題と同時に、本当に物件ごとにいろいろな根深いがある。その根っこの部分をちゃんと見切ってお国に上げていかないと、結局はまたざる法になってしまう。対応できないということになってしまうので、しっかりと今現在市内にあるその状況のものを何が問題点なのかというのを、検討して次につなげていくいい時期ではないかなという思いがあり、この質問をさせていただきます。以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。



市長 牧野議員にお答え申し上げます。

#### 1 事務処理ミス防止策は

この事務処理ミスかということ、これはもう冒頭から言い訳も何もでき得ないことでありまして、ただただミスでありまして申し訳ございませんでした。このことでもあります。まず課税につきましては亡くなると、当然ですけれども相続が発生して課税の相手方も代わるということでもありますけれども、今回の件につきましては相続の決まりがついていなかったために1回目はああいうかたちで名前が掲載されたということでもあります。基本的には亡くなった場合に確認をして対応しているところでもありますけれども、これがいわゆる連携ミスということだと思っております。

そしてまた1月1日でこの税の部分が発生しますので、半年後にまたもう1回という、ここが議員からご指摘を受けた中できちんと ご指摘をいただいた職員はわかってそうしたのかもわかりませんが、公示をする、あるいはその処理をする方に伝わっていなかったのか、そこは事実関係がつかまびらかではありませんが、いずれにしても全くの事務的なミスであります。ですので、これはもう冒頭申し上げましたとおりのお詫びを申し上げて、今後こういうことのないように務めさせていただくということ以外にございませんので、よろしく願いいたします。

私は1月4日仕事始めで当然ですけれども、おおむね毎日8時ちょっと前か遅くても8時10分頃までに登庁します。4日の日が前から入ったか、後ろから入ったかはちょっと覚えていませんが、ほとんど私は正面玄関から入るのですけれども、全く私はそれに気がついておりませんでした。これも庁舎管理ですから総務課というか総務部、総務部長管理でありますので、これは気をつけなければならないということでありまして、気が緩んだかということと言われれば、まあまあこれも言い訳もできないわけでありまして、今後そういうことのないように気をつけていかなければならないと思っております。

他に課税ミスはないかということです。これはないというふうに申し上げたいわけですが、議員もおっしゃっていただいたように100パーセントないかと言われると、今まではなかったと思っております。では今後絶対ないかということ、これはちょっとわかりません。わかりませんという言い方は失礼ですが、ないように務めますけれども、人間のやることでもありますのでご指摘いただいたようなことが起きるかもわからない。

ただ、課税につきましては、いわゆる税金をいただく、いただくということをご通知申し上げるわけです。例えば、例えばですね、これは今の方は死亡していますから全然わからないわけですが、例えばちゃんとご存命の方に多くの税額を請求したとかということになれば、これはすぐにわかるわけでありまして、それはそのときに訂正できますが、税額を少なくして通知をしてそのままずっときて、それがミスであったということがわかったとか、そういうことも過去の例としては、私たちの市にあったということではありませんが、自治体でもございます。

そういうことが絶対ないように、とにもかくにも細心の注意を払って事務に当たっていた

だくということでありまして、そういう部分が見受けられるというのは、あげて私の監督不足ということでありまして、職員にはまたくれぐれもそういうことのないように注意喚起をしておきます。

事務処理のミス防止策でありますけれども、結局は一人でやってそれで終わりということ避ける。いわゆる複数者がそのことをきちんとチェックをしていくということ以外にないと思います。ですので、単独での重要案件やそういう部分についての処理は絶対やはりやっってはいけない。

そういうことのために決裁制度的なものもあるわけでありまして、この決裁が上がっていくときに担当者が起案をして、そして担当の係も、係長も、課長も、部長も、副市長も見て、私のところに上がってくるわけです。ですから、その過程で本来ミスが発見されないというのはやはりおかしいことでありまして、こういうことを契機ととにかくチェックをなさいと。必ず間違っていると思うくらいの気持ちでその書類を見ていかないと、やはりミスは防げないと思います。まずは疑ってかかれという人の悪いような話ですけども、そういうことから徹底をさせていかなければならないと思っております。

また、ミス防止に力を入れすぎると職員が萎縮する。この程度で萎縮はしないと思っておりますが、私は常々職員には積極的な失敗は消極的な無事に勝つということをおっしゃっております。本当に市民のために考えて、そして積極的に取り組んだことでもし失敗があるとすれば、それは失敗はいいとは言いませんけれども、やはり積極、果敢に市民の、市のために思ってやったことですから。

横並びで前年度のことを踏襲していればいいという無事では、なかなか市政の発展は望めないということをおっしゃっております。どんどん失敗しろとは言いませんが、まずは積極的に取り組んでいただくということで職員の萎縮がないように務めていかなければならないと思っております。

## 2 所有者不明、管理者不明・不在の建物解消をどうするのか

所有者不明、管理者不明・不在の建物解消であります。これは先ほどの中沢議員にお答えした物件とはちょっと違うというふうに解釈をしておまして、まず一般的に所有者の不明建物として考えられるのは所有者が死亡して相続人がいない場合。これは相続人、全員が相続放棄をした場合も含みます。それから所有者が住民登録を怠って、住所移転をして追跡調査をしても所在がわからない場合。あるいは事実上倒産した法人が解散登記をしない場合。これらが考えられます。

その場合、例えば相続人が不明の場合は相続財産は法人化をされます。利害関係者が検察官が相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てるということであります。この場合には選任された管理人が所有者としての管理に当たって市も市税等の滞納があればこれは利害関係人となっていくわけでありまして。市が申し立てをした場合には、管理人に支払われる報酬を含めて相続財産の管理に必要なとされる費用を市が予納しなければならない。いわゆる申し立てをした人がそれをやらなければならないということでありまして。

ここにちょっと例がありますが、例えば市が申し立て人になって相続財産管理人が建物を取り壊して、土地を競売にかけた場合ですが、例えば土地100坪で500万円で売買取落としたと。相続財産管理人に80万円、建物解体費で300万円、債権者への支払で360万円、市の持ち出しで240万円、大体一例とするとこういうのが出ます。そうすると240万円、そういうことをやるために市が持ち出しをしなければならない。

こういうことですので、所有権移転を図ることで、ただ所有者不明は解消されますけれども、費用や手続の問題があって、市がここに積極的に介入していこうということには至らないというのが実情であります。

他のケースの場合も非常に法律的に手続が煩雑でありまして、費用負担も強いられる点は大体同じであります。ほとんど弁護士の方から介在していただかなければなりません。そういうことを考えますと一番いいのは、債権者が競売等で、安かろうが高かろうが転売していただくということが一番いいわけでありましてけれども、そういうことがかなわないというのやはり見受けられますので、弁護士と相談をしながら解消を検討していきたいと思っております。

これは上位法がどうだこうだという問題ではございませんので、こういうことをやらなければならないということでもありますから。その解消するためにです。それから管理者の不明、不在この建物については所有者にとにかく連絡をして、建物等の適正管理を依頼しているところでもあります。なかなかそれが簡単にお受けいただけないというジレンマも大変あるということもまたご承知おきをいただきたいと思っております。以上であります。

#### 牧野 晶君 1 事務処理ミス防止策は

順番に言っていきますが、それこそ積極的なミスは消極的な無事に勝る、非常にいいことだと思いますし、そのとおりやっていただきたいと思います。それこそ今回の事務処理ミスというのは、私は奥が深いなと。自分で書いた後にああとか思ったのが、それこそ公示送達をしたということになると徴収の方のミスにもなるけれども、でも根本は課税のミスでもあると思うのです。課税、徴収の両方がしっかり1回は連携をとったみたいですがけれども、2度目にまたしっかり連携がとれてなかった。同じ課内でさえ連携がちょっととれないのだから、今の本当に課をまたいだいろいろな問題とかあるわけですよ、市の。そういう問題等も例え課内でできないのが、今度は課をまたいでできていくのかなというふうに疑問を感じるような事例になったので、そういう点についてせっかく部長制を敷いているけれども、全然、全然部長制の意味ないのではないかなと。

話が飛躍しすぎるかもしれませんが、課内の連携がならないのに課をまたいで連携というのは、本当にとれているのかなという点があるので、そのところのそれこそお互いがお互いの仕事をしっかり認識して、ちゃんと積極的なミスは消極的な無事に勝るという言葉のとおり、いろいろと難儀をしながらより良い市にしてほしいなという思いがあります。

#### 2 所有者不明、管理者不明・不在の建物解消をどうするのか

あと、所有者不明、管理者不明の方になりますが、上位法が云々などということではない

かもしれないのですが、やはりあるのは東京の人は雪が降っても別に、雪は降らないので何も管理者不在の物件があったって、倒壊の危険があればそれは別ですけども、普通に住んでいけば問題はないですけども。やはりそれこそ7番議員と同じようにお国に対してとか、市の方もしっかりと今ある問題点というものをちゃんと上についで、しっかり現状を。このところがネックになっていて、例えば今であれば建物を解体するにしても赤字になってしまうのでできない。今例えば1軒ですが、これから今後10軒、20軒になっていく可能性があるわけです。空き家がぼんぼん出てくる可能性というのはあるわけですから。そういう点で早いうちに先を見ていろいろと検討をしておかないといけないのではないかなという思いがありまして、そういう点またしっかりした対応をしていただければいいと思います。両方答弁の方はいいので、しっかり頑張っていたきたいなという思いがあります。

議長 質問順位12番、議席番号14番・井上智明君。

井上智明君 議長に発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。その前に壇上で大変無作法だとは思いますが、3月の定例会ということで年度末、この3月末を持ちまして退職なされる方がいるわけですが、長年地域に奉職をされご尽力いただいたことに対して心からお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

中でも消防長とは私が在職中27年間ご一緒させていただき特に思いが深いのは、湯沢あるいは石打地区に雨後の竹の子のごとく、あのバブルの最中にマンションが連立した。あのときにたまたま消防課でご一緒させていただいて、その対応そのときのことが今、自分の心の中に大変大きな思い出として残っています。本当にご苦労さまでございました。

個人情報保護法とコミュニティ活動

前置きはこれくらいにしまして、今回の一般質問は個人情報保護法とコミュニティ活動ということで、ちょっと法律が出てくることで抽象的にならざるを得ないのでありますけれども、市長の見解をちょっと伺ってみたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

グローバル化が進む社会、高度情報化社会などに対応して、今全国的にコミュニティ活動の大きなうねりが起こっております。国の政治の動きも全国統一基準の国全体の底上げを図る中央集権的な手法から、地方の責任を重視しそれぞれの地域の特性を生かし、地方分権手法へと徐々に変わりつつあるように感じています。

20世紀後半から始まったコミュニティ活動推進への動きは、これまで基本的な考えであった公共サービスの全ては公が行い、住民は公共サービスの受け手であったという市民の公共依存の体質を、行政との協働へと少しずつ変えつつあります。住民と行政の協働、よく聞く言葉であります、その形態はまさに様々でありまして、地方自治体の中に占めるその割合は全国的に年々大きくなってきています。

この議場におられる皆さんには、まさに釈迦に説法になるかもしれませんが、協働の例をあげるとするとまず第3セクターと呼ばれる北越北線のような大規模な事業、それからごく身近な小さなところでは、集落単位で市の補助金を利用して行う敬老会のような補助事業、

これらが一番わかりやすいのですけれども、そのほかにも公共施設の管理をお願いしている指定管理者制度、あるいは仕事を受託して行う業務委託なども行政との協働と呼べるものの一つだというふうに理解をしております。

これら住民と行政の協働が進んでいく原因は、今まで絶対的な力を備えていた行政がその力に陰りが出てき始めたことに大きな原因があります。が、公共サービスの近接性の原理、すなわち自分たちの求める公共サービスを受けるには、より身近な機関の方が自分たちの望むサービスを受けやすい。国が全国一律の基準で行うサービスよりも、地方自治体が行うサービスの方がより現実的だという理論にも大きく起因をしているものであります。

しかし、残念ながらまだまだ財源の不足から国や県に頼らざるを得ない地方自治体では、補助金絡みの中央からの指導が多く行われ、本当の意味の近接性に基づいた公共サービス、地方の特性にマッチしたその自治体独自の公共サービスになっていないのが現状であります。それを実現するためには、政治の場で地方分権をより進めることがまず必要でしょう。そしてあわせて自治体での住民の意識改革が極めて大きな要素であります。専ら公共サービスの受け手であった市民から公共サービスの担い手としての意識を変えていただく必要があるからです。

その取り組みに最も効果的なものが、私がいつも言っているようにコミュニティ活動なのです。すなわち、自分たちの地域は自分たちの手でつくるという、住民の自立意識をかん養するコミュニティ活動こそ、最善最適手法であると確信をしております。中でも当南魚沼市でも取り組みを始めましたが、地域防災活動に対する動きは、地球上いたるところで起こっている大きな災害を教訓に、つい最近もニュージーランドで大きな地震がありましたし、昨日も三陸で地震がありました。地域に住む人たちの考えが公共頼みから自立へと大きな変革を見せているようです。

災害時の人命救助には初動活動、発生後直ちに被災者を救助する活動のことをいいますが、これが一番大切であることは論をまたないところでありますが、公共の組織は大災害の初動活動には残念ながら、全くと言っていいほど無力であります。というよりは何十年、何百年に1回あるかどうかの災害に対応するような万全の体制を備えることの方が無理であることはわかるのでありますが、このことを災害国日本では阪神淡路大震災、身近なところでは中越及び中越沖地震などを通じまして、住民が身にしみて理解したところであります。そして各地で地域防災計画を作成、それに基づく訓練なども行われるようになってきました。自分たちの地域は自分たちの責任で守る。この自立意識こそ、何より大切な要素でコミュニティ活動の真髄であるというふうに思っております。

ところが平成15年に施行された個人情報の保護に関する法律、通称個人情報保護法と言いますけれども、これが施行されたことにより、コミュニティ活動推進への動きにブレーキがかかってしまったというふうに感じております。個人情報保護法によれば個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことを言いつつ、その目的は個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利、利益を保

護することを目的とする、というふうに定められております。このことから個人情報保護法はコミュニティ活動を進めていくには地域として大きな障害となっているように感じております。この件について市長の認識を伺っておきます。

自分たちの地域は自分たちでつくるという理念の下、人と人との絆を深め人情豊かな社会を形成しつつ、住民及び地域の自立を目指しての活動がコミュニティ活動であるとするれば住民それぞれがその情報を共有することは一つの条件でありましょう。一昔前は家中の戸や窓を開け放しで家を留守にしたり、幼児や寝たきりの病人を家に置いて家族そろって田畑に仕事に出かけるようなことができました。このような時代は地域として各個人の家庭事情に通じ、家族内の細かなところにまで情報として共有していたからこそ、できたことだというふうに感じております。

その時代には個人情報なる言葉もなかったというふうに思っております。極めて人間性豊かな時代であったなと今は懐かしく感じております。しかし、今は全く状況が違っております。どこの家でも戸や窓には鍵が設置され、窓はカーテンやブラインドで目隠しがされ、外からは家の中の動きを伺い知ることはできません。夜はもちろんのこと、日中家にいながらも玄関の鍵がかかっている家も少なくありません。表札のかかっている家も多くなりました。郵便受けに名前を出さない家もあります。特に新しく地域に入ってきた人に多いようですが、これら地域から孤立した家庭、これらをどう地域として手を差し伸べていいか。こういう動きに対して市長はどんなお考えをお持ちでしょうか。お伺いをいたします。

ただ、そういった世の中にあってもコミュニティを構成する集落、町内といった地域は、個人の情報を明かさない住民といえども、地域としての構成員であることには何ら変わりないのです。用排水の確保とか、消雪パイプの設置などの道路管理、防犯灯の設置などなど個人ではできない部分に全ての住民に公平に配慮しなければならないのも事実であります。

災害や緊急時には情報を共有しているか否かは大きな差が出てきます。仮の話ですけれども火災が発生したとします。その家に住んでいるのは子どもがいるだろうか、高齢者がいるだろうか、あるいは障がい者もいるのだろうか。わからなければいろいろな情報が錯綜するのです。しかし、それがわかれば救助活動は迅速にできます。計画も立てられるのです。

もし、日中であれば家の留守に火災があったとします。連絡のつきようがないのです。電話がわからない、行くところもわからない、働いている場所もわからない。これではその対応は全くといっていいほどできないのであります。そんなことを考えたときに家族構成や電話番号、緊急時の連絡先、職場とか行き先くらいは、地域あるいは近所の人に知らせておくことは当然必要なことだというふうに感じております。このことは個人にとっても有効なことではないでしょうか。名前、住所、電話番号これくらいの情報を明らかにすることは、地域の構成員として当然の責務だと私は考えておりますがいかがでしょうか。

少し話は違いますが、近年保育所や学校の現場でクラス名簿に住所や電話を明らかにしないところもあるように伺っております。緊急の連絡はどうするのだろうか。仮に休日に子ども

も同士の付き合いで事故があったとしたら、その連絡は速やかに届くのだろうか。私は老婆心ながら大きな不安を覚えています。

また、役所の現場でも私たちが現役の頃にはあった職員の住所録、職員の配置表というものは、一般に公表していないということですが、一例をあげるとJA魚沼みなみでは春に臨時職員まで含めた職員の配置表、その一覧表を全戸に配布いたします。私はそれを保管して1年間重宝させてもらっていますが、私の感覚では広く市民と顔のわかる関係をつくり、親しみやすい市役所を構築するには、早く所属や顔を覚えてもらうこと。これは得策だと考えていますが、この点市長の考えをちょっと伺っておきます。

個人情報保護法に記載されているように、個人の情報は有用性の高い個人の権利、利益に関わる部分が非常に多くあります。それを保護しようとするに私は異議を挟むものではありませんが、それにより地域社会の公共活動が阻害されるとしたらどうでしょうか。私は大きな疑問を感じています。

近年の日本では極端に多様化する価値観の中で、個人の権利をより大きく位置づけ、公共に対する位置づけが小さくなる傾向にあります。特に集落とか地域社会に対する意義が極端に小さくなっているような考えが主流になっているように感じています。そういった流れに乗って個人の権利を主張する余り、行き過ぎた個人情報保護への取り組みは間違いなく人間関係を希薄にしていくことにつながると確信しています。

20世紀の後半から地域の人と人との絆を深めるべく日本中で大きなうねりとなりつつあるコミュニティ活動。我が南魚沼市でも市政運営の柱のひとつとしてその推進がなされています。このことは昨日の9番議員の質問でもこの地域力というような部分で話があったのですが、この地域力をつける必要があるとの質疑もあって、市長もその答弁をしていますけれども、その活動を推進する反面、その正面に立ちはだかる個人情報保護法。これについて市長は個人情報を管理する行政の責任者でありますので、この関係、どう関わっていけるのか、この二つをどう並び立たせるのか。これについて市長の見解を伺うものであります。以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

#### 市長 個人情報保護法とコミュニティ活動

井上議員の質問にお答え申し上げます。まさにおっしゃっていることは、考え方は同じであります。ただ、なかなかそれが現実にならないという部分で非常に苦慮しているわけでありまして、この個人情報保護法そして個人情報保護条例こういうことを国が法律を制定して、それに則って市が条例を制定いたしましたので、これを尊重していく、守っていくということはもう責務として当然であります。やはりその個人情報の提供については慎重に対応せざるを得ないという、私どもの方から提供する場合ね。

先ほどちょっと出ました職員の住所録あるいは配置表、本当に私も議会時代も含めて重宝しておりましたが、いつの頃からか出せないということでありました。いつ頃からだっただか。保護条例が制定されてからか、その前からだったような気がちょっと。なぜだという話をしましたら、やはりそれが結局いろいろなところに回りまわって勧誘電話、物品の販売

のですね、それだとかあるいはやはり市民の皆さんから、それぞれ市政やその当時の町政に対しての苦情やそういうものがあるわけですが、夜とかあるいは朝早くとか、土日とかそういうときにもどんどん電話がいくというようなこともありまして、非常にそういうことが苦になる方も当然いるわけです。そういうことを契機に確かそれを止めているのだと思います。

本来は市民の皆さんに何々課の何々がこの担当でというくらいのとは、本当はわかっていた方がいいわけなのですけれども、私は特にそういうことを規制していませんので、私の名前で電話帳は出ておりますし、職員だって職員の名前で出ているところもいっぱいあると思うのですけれども、調べ上げてものを言おうと思えば確かに。そんな状況で確かこの職員の配置表あるいは住所録等は止めたと思います。

それはそれとして、この住民自治の基本というのは、これはやはり行政区単位であります。市としてもその行政区の積極的な活動、地域づくり、コミュニティ活動を推進しておりますし、地域コミュニティ活性化事業もまさにその一環であります。そういうことでその活動を円滑に行うためにもこの住民情報としての世帯構成あるいは年齢、性別、電話番号これらは最低限必要な情報であります。これはなければどうしようもない。しかし、また一方住民の皆さんにしますと、マスコミ等も連日いろいろ報道いたしますように、そういう情報によって個人のプライバシーということを強すぎるくらいに強く主張して、個人情報の保護を求めるといいますか、そういうことになっております。他人とのまずは関わりを持ちたくないという皆さん方も増えている、これは議員のおっしゃるとおりであります。そして地域活動への不参加あるいは拒否、こういう方も出てきております。住民相互の交流が激減しているという状況で本当に残念であります。

市では必要最小限の情報として行政区に対しましては、要援護者等に関する情報それから住民異動に関する情報、この二つは一応提供してありまして行政区のコミュニティ活動に活用していただいております。それでとても十分だということではありませんけれども、あくまでやはり法や条例を制定すればそれを遵守するというのが我々の立場でございますので、その中で提供される部分は提供していきたいと考えております。

本当に何ていいますか、議員がおっしゃるとおりで、なぜこういう社会になってしまったのかという大きなやはり疑問も残ります。結局個人情報を悪用する方が増えたという。今は今度はいろいろ詐欺、あれあれ詐欺、これこれ詐欺とかというそういう方もいますけれども、そういう殺伐とした世の中になってしまったなということだと思っておりますけれども、非常に憂慮しているところであります。

行政区の区長さん方もこういうことで情報の収集には非常にご苦労もされておりますし、難儀もしていただいているということでありまして、民生委員の皆さん方もまた同じであります。大変何ていいますか、ねぎらいの言葉をかけるばかりでは申し訳ないのですけれども、大変だなということは実感しているところであります。

この個人情報の保護とコミュニティ活動の推進。これはどちらを重視するかと言われると、



やはり法律的にはこの保護の方が強いわけであります。ただ、今議員おっしゃっていたように、これだけを強くやればもう全く地域のコミュニティという部分は崩壊してしまうわけでありまして、一朝有事の際には本当にわからないことが出てくる。大変な状況になるということもありますので、うまくバランスをとると。そのときどきの対応をバランスをとりながらうまくやっていくという以外に、どうも申し上げることが今はございません。やはり求めるべきは市民の皆さん方に、この個人情報の保護は保護としても、やはり必要最低限の部分はどうしても皆さんで共有していただきたいというようなことを、市政懇談会等を通じたりあるいは行政区長会等を通じたりして、我々の方からお願いしていくということが、一番今のところある意味ではそういうことの手助けになっていくのだろうと思っております。それらにまずは務めていきたいと思っております。おっしゃることには全く同感でございます。

井上智明君 個人情報保護法とコミュニティ活動

基本的というか根本的なところは全く市長と考えが一致しているように答弁を伺いました。この問題は私は前から出そうかどうしようかと悩んでいた問題で、多分答弁が困るという言い方は悪いのですが、答弁に苦慮するのではないかという思いの中で質問させてもらっていますので、ある程度抽象的な質問とならざるを得ないのですけれども。

くしくも今、市長おっしゃっていただきましたが、悪用する人がいるから個人情報を保護したのだと。まさにそのとおりなのです。個人情報を悪用する人がいるのでこの法律ができたのです。ですから、管理する人の管理責任を問うというのは、私はおかしいと思っています。悪用する方を何ていいますか、抑えるというかその方向に法律が動くべきだと思っているのですが、この法律を見るとそうではなくて管理する人が悪用されないようにしっかり管理しなさいと。こういうことになっているのです。

私はこれは悪法だと思っているのですが、市長にそんな悪法かどうかなどと聞くわけにいきませんので、そのつもりでやはり役所の皆さんもこの法律に接していただければありがたいかなというふうに思っています。コミュニティに関しては本当に市長が言われたように、これから、これからは21世紀はコミュニティの活動を推進した地域が日本をリードする。これは間違いのないのです。地域力を養っていかない地域は、間違いなく行政だけで地域づくりなどできっこない。

やはり住んでいる人たちが自分たちの地域を自分たちでつくり上げるという気概がなかったら、その地域は絶対良くなっていきません。行政頼みではだめだ。行政はもう万能ではないのです。行政は赤字であっぴあっぴしているのだ。私たちのところの自治体だけではないわけです。みんな赤字なのです。そういう中でも地域づくりをしなければならぬ。

ですから、そのコミュニティの活動を推奨するという柱はやはり大切な市としての柱だろうと思うのですが、そういうコミュニティの推進する中で、その個人情報をある種は地域共有の情報とする部分を、名前、住所、電話番号くらいは幾ら何でも集落の中に教えるとか、学校現場ではクラスの人には電話番号の連絡先くらい教えるとか、保育所ではみんな教える

とかというくらいのことを役所から進んでやっていただかないと、ますます個人情報だということによってそれを自分で明かさない人が増えている。困ったことに今加入電話に入らない人が多いのです、携帯電話があって。向こうから電話が来るときには一方通行なのです。加入電話にどんと電話が来て、見ると非通知。自ら口はあっても耳を持たない人が多い。こちらからではそれに言って反論しようとするとう電話が通じない。こういう家がある。

ですから、やはりそれくらい地域に住むのであったら地域に住む人たちに、どういう人が住んでいるとか、何ていう名前だとか、電話番号は何番だとかくらいのことを教えることは、ぜひとも必要だろうと。教えることの方がその人にとってその地域 地域も有用であるのですが、その人にとっても有効な方法で、住むための方法だろうというふうに私は思っています。そちらの方向でできれば多少なりとも啓発運動していただければありがたいかなというふうに思っています。

それから職員配置表ですけれども、私は謹慎しているときに大和庁舎に、藪神地域の区長名簿をちょっと見せてもらえないかと言ったら断られたことがあったのです。個人情報に関する部分が入っていますので、申し訳ありませんが公に渡せませんということだった。私はそのときにおかしいと思った。非常におかしいと思った。地域の区長は地域を代表するいわゆる公人なのです。公人の名前とせめてそこに連絡する電話番号くらいは、やはり公にしてほしいと思うのです。それを隠さなければならない、個人情報として扱わなければならない。あくまでもこれは行き過ぎた行為だと。

それから職員もわかりだと思ふのです。職員も公人だと思ふのです。間違いなく税金で皆さんは給金をいただいているのです。ですから、家の電話番号とかそれから住所とかなどは必要はないのです。どこに配置しているくらいのこと、各戸に配れとは言いませんが、市役所の中に何課はどういう配置になって、誰と誰がいるくらいのこと、配置することくらいはできると思ふのです。その辺について余りしゃべると私も何を聞いたかわからなくなりますので、市長の答弁をお願いします。

#### 市長 個人情報保護法とコミュニティ活動

まずその職員の配置表、これは特別規制はしません。誰が何々課の何々係にいと、これは結構です。その後の電話、住所ということについてはちょっと慎重にならざるを得ないということでもありますので、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

結局、区長名簿なども区長さんの方で、悪用しなければ何ともないのです。やはりそれをもってそこへ物品販売のお願いに行ったり、あれを送り付けた、これを送り付けた。いろいろ出るものですから公表するなど、こうなります。

ですから本当に難しい部分で、では市の職員が、例えば井上さんは顔がわかっているから大丈夫だからといって渡せないのです。何か今、住民票やああいうのを請求する際にも本人確認しろなどと、私が行っても一応証明されるものを出してくださいということですから免許証を出したりですね。

ですから、そのくらい厳格にはやっているつもりではありますが、やはりそこをうまく本当

は使い分けられればいいのですけれども、まあまあ、何だ議員をした人には甘いのかとか、市長は確認しなくてもいいのかとか、そうなるともたこれも不公平ですので一応厳格に取り扱わせていただいておりますが、何とかやはりこういうことを余り気を使わずに、ある程度公にできるという社会が訪れていただくように、我々も努力しますけれども、そういう社会になっていただければと思うばかりであります。

井上智明君 個人情報保護法とコミュニティ活動

想像していた答弁なのですけれども、要は今はその世の中なのです。ですから、それをやはり区長名簿くらいは出される世の中に、地域に住む人たちが住所や名前や電話番号くらいは、地域に住む人たちだったら地域にそれを公表されるような、そういう雰囲気づくりをしなければならない。今は個人情報保護という法律の下に、あれも隠しこれも隠しということを役所を中心にやっちゃっているから、ますますそういう動きが頭の中に入ってしまうのです。これも隠さなければならない、あれも隠さなければならない。

同級生のクラス名簿の中で、これは個人情報だからよそへ出してもらってはだめだなどというのが、どこかのクラス会のクラス名簿の中にありましたけれども、そういう雰囲気になってはだめなのです。それが一番コミュニティを阻害するのです。ですから、その辺をやはり役所はできるだけ出される部分は出していくという姿勢を、今後お願いしたいと思います。以上です。

議長 休憩とします。休憩後の開会は2時50分といたします。

(午後2時34分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

議長 質問順位13番、議席番号13番、関常幸君。

関常幸君 先に通告いたしました2点について質問いたします。

#### 1 平成の開国「TPPについて」

最初にTPPについてであります。昨年11月に横浜でAPEC太平洋に面する21の国と地域のトップが集まり、首脳会議が開かれました。その議長国を日本が務めるということで目玉になるものをということで、菅首相は昨年10月に唐突に臨時国会の所信表明で「平成の開国」と呼び、TPP参加を表明いたしました。この全ての関税をゼロにする環太平洋経済連携協定TPPについては、昨年12月の定例議会でTPP交渉参加反対に関する請願を全会一致で可決しており、全国の区市町村議会でも同様の動きであることはご承知のとおりであります。

先日3月3日の裸押し合い大祭に東京から参加した東京大和会の方と、コシヒカリや八色西瓜の談義になったのでTPPの話を行いました。すると、TPPの参加は当たり前でしょう。貿易立国日本は自由化は避けられないのではないかと、いとも簡単に返事が返ってまいりました。

これは大変なことだなと思い、丁寧にめげずに話をしますと、そんな事実があるのですか、

本当ですかと身を乗り出し、真顔で真剣に聞いてくださいました。ふるさとから東京に出て行った農業の応援団、地方の応援団でもある東京の大和会の人たちでさえ、正しく情報が届いていないのです。ましてや都会や東京に住む人たちはＴＰＰって何。ＴＰＰ参加は当たり前だろうと、ほとんど気にしないというのが現実だと思います。

しかし、今開催している衆参両議院の予算委員会でも与党、野党ともＴＰＰ参加には反対や慎重論の議論が多いし、内閣府の世論調査でも将来の食料輸入に対し９３パーセントが不安はあると答えております。それでは一体誰がＴＰＰ交渉参加を後押ししているのでしょうか。思うにそれは一部大企業とマスコミであります。マスコミはこぞってＴＰＰ問題は、農業はいつも自由貿易に反対し、国益にマイナスだと農業保護対国益の構図を報道しております。

辞任した前原外務大臣はＧＤＰに占める割合が１．５パーセントの農業を守るために、他の産業を犠牲にしてよいのかという発言がありました。しかし、ＧＤＰに占める農業の割合は、イギリスは０．８パーセント、アメリカは１．１パーセント、フランスは１．８パーセントだと。主だった国も同じような水準なのです。多くの国では日本よりも手厚い農業保護が行われており、前原外務大臣の意図的な農業批判に対する話にはショックを受けました。

また、農業は補助金で守られているとよく言われますが、日本はアメリカや他国と比べて保護のレベルが低いのです。日本は世界で唯一国の農家から農畜産物を買う、価格を保障するという価格支持政策を止めた唯一の国なのです。日本はＷＴＯで約束した農業保護の削減目標額の８５パーセントを達成しておりますが、アメリカの達成度はまだ３３パーセントでアメリカは日本よりはるかに農業保護をしている実態であります。そして米は７８．８パーセントの高い関税で守られている。確かにそうではありますが、農産物の平均関税率は１１．７パーセント、ＥＵは１９．５パーセント、韓国は６２．２パーセント、アメリカは５．５パーセントなのでアメリカに次いで関税率は低いのです。このように日本ほど開放された農産物、食糧市場はないと言っても過言ではありません。

ＴＰＰは農業問題だけのように言われておりますが、その範囲は投資、競争、環境、知的財産、政府調達、通信郵政、電子商取引、紛争処理、労働力や金融、医療や介護分野などのサービスにまで及ぶとされ、その作業部会数は２４あると言われております。日本はその作業部会で具体的に何が話し合われているのかわからないのが実情で、それでＴＰＰへの参加といえます。敵の内情、その内情もわからずに飛び込んでいく指揮官がおるのでしょうか。本当に嘆かわしいことでもあります。ＴＰＰは我が国の枠組みそのものを変えることになるかもしれません。まさに我が国の長期的な国家戦略が問われていることを認識すべきで、国家存立の問題と思いますが、市長の見解を伺います。

## ２ 観光行政の再構築を

次いで観光行政の再構築をであります。当市は日本一のコシヒカリというブランドを持ち、八海山や巻機山の自然、そして日本を代表するスキー場を有しております。東京からの交通の便もよいです。なのに誘客数は年々減少している。スキー観光客は最盛期の３分の１の１

00万人に減少し、イベント、産業観光等が善戦しており、どうにか300万人をキープしている。食、代表的なコシヒカリや清酒八海山、四季の自然、山岳、史跡、まつり、スキー場、交通等々の資源は他地域に劣るものではありません。それでは何で観光客が減少しているのか、その原因を市長に伺います。

他地域に誇れる食・農・学・雪・遊・文化・医を兼ね備えており、それらが誘客に生かされていないのではないのでしょうか。観光客、誘客増のために今までの宣伝、組織体制等を見直し、再構築を考えるとではないかと思いますが、市長の所見を伺います。

そして、観光客が減少している中で新設なる大原運動公園は交流人口の増、大会等で宿泊の増という視点でも期待されると思いますが、市長の所見を伺います。以上、壇上での質問を終わります。

市長 閣議員の質問にお答え申し上げます。

#### 1 平成の開国「TPPについて」

TPPについてであります。これは今議員おっしゃったとおり22年の11月9日に包括的経済連携に関する基本方針が閣議決定をされまして、その中でアジア太平洋地域における取り組みの中での環太平洋パートナーシップ協定TPPであります。この情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始するという事になったわけでありまして。

農水省のこの国境措置撤廃による農産物の生産等への影響試算であります。米・小麦等19品目が対象でありますけれども、農産物の生産減少額4兆1,000億円程度。食料自給率これは熱量ベース、カロリーベースであります。今40パーセントが14パーセントに減少すると。それから農業の多面的機能の喪失額が3兆7,000億円程度。国内総生産額減少額が7兆9,000億円程度。就業機会の減少数が340万。こういう影響があるだろうと、これは農水省の方であります。

また、経産省の方ではこれとは別の試算も出しているわけでありまして。このTPPでありますけれども、今ご承知のように全国の都道府県、都はありません、37道府県議会でTPP反対の意見書を採択しております。これが79パーセントになります。市町村の農業委員会、県の農業会議、全国農業会議が中心となって反対の署名活動を行っておりますし、県内の30の市町村議会のうち26市町村議会が反対の意見書を可決しているところであります。

私はTPPということ以前の問題でこういう問題に対応する際に、何ていいますか国家的な戦略が全くないままにこれに協議を開始するとか、そういうことが混乱を招いている大きな原因だと思います。昔、繊維交渉というのがございました。田中角栄先生が経済産業大臣のときに解決をした問題でありますけれども、これもアメリカの圧力とかいろいろありまして、最終的には国内の繊維メーカーの救済策をきちんと出して、それで繊維交渉を成立させたわけでありまして。

まさに例えば今、農業面でこれだけのことを皆さん方が心配している中で、一切そういうことには触れずにただTPP、TPPという騒ぎ方をしているわけですから、先ほど議員が

おっしゃったように、内容的にはわからなければいいことではないかと。貿易立国だから農業なんて大したことではないではないかというふうな話に陥りやすいわけでありましてけれども、これも私以前からずっと申し上げておりますが、農業が衰退をする国でやはり栄えた国はないということでありまして。自国の食糧を自国で賄えないという、これは今の中東情勢もそうですが原油がこれだけ高騰してきまして、これはもう農業にも及んでいるということでありまして。ハウス栽培とか。

ですから、非常にそういう面では戦略的に全く欠如したままでこういうことを打ち出しているということですから、まさに唐突すぎて私たちもどういふ話をすればいいのかよくわからない状況であります。TPPそのものが全て悪いわけではありません。悪いわけではないわけでありまして、泉田知事がいろいろ言っていますが、そういうとちょっと悪い方に聞こえますがそうではなくてですね、農業がいわゆる例えば米が例外品目になればいいとかいろいろ言っていますが、本来、ではTPPをやったときにどういふ影響が出て、それをどう対応しながら進めていくからどうだという話にならなければ、全く雲をつかむような話でありまして、余りここで議論をしても何かむなし感じがします。

ですので、やはり国家的な戦略、そして食糧安保このことをきちんと踏まえた上で、協議を開始であれば開始ということにさせていただかなければ、これは全く大混乱に陥ることだと思っております。ですので、今の状態のままでもう協議の中に突入するとか、それはやはり反対ということを確認に申し上げておかなければならないと思っております。

当然ですけれども食糧ばかりではなくて、昨日の議論の中にもございましたように、農業は環境面にとっても非常に大きな役割を果たしている。そういう多面的機能ですけれども、そういう部分もきちんと評価をしながら、ではどうするのだ。どういうことになってどうするのだということをもまずは国民の皆さん方に提示をして、明示をしていただいてその上で議論を開始するということがなければちょっとまずいなと思ひまして、今の状況の中でのTPPのこの協議開始ということについては、反対ということを確認に申し上げさせていただきます。

## 2 観光行政の再構築を

観光行政の再構築であります。議員おっしゃっていただいたように観光客数が南魚沼市は21年度が誘客数は466万6,000人。これは天地人効果があった年であります。20年度は349万4,000人と。このうちスキー場の利用客が112万8,000人。32パーセント強と目的別集客数では1位であります。当然であります。次がまつり・イベントの67万4,000人、19.3。3番目が産業観光で44万8,000人ということでありまして。

しかし、残念ながらスキー場の利用客数は平成4年の349万人、これをピークに平成18年度までずっと減っておりまして、21年度には115万3,000人で3分の1であります。これはスキー場利用客数の減と。当然でありますけれども全体の減少は、スキー場利用客の減が大きな要因でありますけれども、冬のレジャーとしてのスキー、これが冬のレジャーが相当多様化しているということもあります。それから暖冬も若干ございました。それが

ら経済不況。子どもたちが少ない少子高齢化。それから施設の老朽化、これらがそれぞれ原因だとは思いますが、この建て直しをどうやっていくかということで、今年はスキー発祥100周年ということでそれぞれイベントや会議をしながらこの盛り上げに躍起になっているわけですが、今2月末現在のスキー来客数を見ますと、この効果が大いに現れているとは言い難い。昨年比9割いくかいかないかという状況であります。個別には昨年比110パーセントとか100何パーセントとかというのがございますけれども、南魚沼トータルいたしますと9割前後ということでありまして、非常に苦戦をしているということでもあります。3月が大いに期待ができるという状況ではございませんのでトータル的に見ますと、22年は21年をまたさらに下回るのではないかという危機感を持っているところであります。

先般、三用小学校で小学校6年生の子どもたちがそれぞれの党派を結成いたしまして、市長に提言ということで5党派できました。自然党・環境党・観光党・福祉党・ふれあい党とこういうことであります。それぞれの評価は非常に素晴らしかったのですが避けますけれども、その観光党の皆さんがいわゆる観光客数の数をずっと調べまして、なぜこんなに下がっているのだらうと。なぜでしょう、どう思い当たりますかという話をしましたら、自然や素晴らしいところが本当に子どもたちの目から見てもいっぱいあるのに、宣伝不足だ。もっとテレビで宣伝したらどうですかということをおっしゃっていただきました。まさに子どもたちの目にもいわゆる宣伝が行き届いていないという部分は鮮明に写ったようであります。一挙にテレビでどンドンと放映するというわけにはいきませんので、その辺のところは子どもたちにも話をしながらやってきたわけですが、やはりこの宣伝。知らない人がいっぱいいるということがやはり一番の問題であります。

天地人のときは圧倒的に全国的にその知名度は「天地人」ということで上がりました。ただ、それが南魚沼市ということに100パーセント結びついてリピーターになっているかという、そうでもないわけありますので、天地人が終われば南魚沼市の他の部分については余り知らないから、もう行かないよということだと思っております。ですので、これをどうしていくかというのは本当に大きな問題であります。

今ようやく市の観光協会も一本化、18年度に一本化をされました。そして新生南魚沼市観光協会が発足したわけありますけれども、まだ観光に対する単位協会や地域の取り組み方の違い、これらも失礼、三用ではなくて赤石だったです。失礼しました。赤石小でございました。なかなか違いがございまして、必ずしも市の観光協会が十分その機能や力を発揮しているということではないということでもあります。

そういうことで市の観光協会をもっともっと有効的に機能させていかなければならないとは思っております。これとって、ではこうすればこうだという部分はございませんけれども、先ほどちょっと触れましたように、とにかく機会をとらえて、マスコミにまずは新聞に掲載していただいたり、テレビに取り上げていただいたりということを目指しながら、なかなかスポットでも何でも特別な催物がない限り、しょっちゅう南魚沼市をテレビに流してい

るといふわけにも、財政的な面から考えてもいきませんけれども、とにかくにも宣伝。来ていただければ素晴らしいということは実感していただけたと思いますので、そういうことにこれを努めたいと。宣伝方法もパンフレットやチラシはそれはそれといたしまして、今やはりももっともインターネットの活用これらも考えているところでありますし、また充実させていかなければならないと思っております。

大原運動公園の交流人口の増であります。今テニスコート、これは20面。非常に全国に誇るテニスコートでありまして、利用者数が2万4,480人。すごいことであります。24年にはご承知のようにインターハイ。これは大会期間も長くて、生徒や父兄の応援で多数のやはり観客が予想されるわけであります。そこにサッカーコートあるいは野球場等が整備をできるということになりますと、当然でありますけれども合宿あるいはイベント、こういうことの利用によって誘客数あるいは宿泊客数の増加、この経済効果は大いに期待をされると思っております。

ただ、一義的には市民の皆さん方からとにかく優先的に利用いただくという方向性はやはり変えてはならない。そういう中で観光といいますか、市外からの利用客の獲得にも取り組んでいくという方向性を目指していきたいと思っております。この経済効果は私は大いに出てくるだろう。また、出していかなければいけないというふうに考えているところであります。以上であります。

関 常幸君 1 平成の開国「TPPについて」

TPPについては市長今話をされましたが、これは医師会も12月にいち早く懸念を表明いたしました。TPPに参加すれば保険がきかない高額な自由診療と保険診療を組み合わせる混合診療が全面解禁され、今の公的医療保険が縮小するというふうな懸念であります。そうすれば誰もが等しく高度の医療を受けられなくなるし、治療に格差や命に格差を生むというようなことが言われております。医療の自由化は病院は利益の大きい自由診療を増やすので、低所得者は病院に行けなくなるというような恐れということも発生いたします。そして地方からの病院の撤退ということも医師会は懸念をしております。

TPP交渉を主導するアメリカはこれまで日本に医療でも自由化を要求しているのはご承知のことだと思います。医療分野一つとってもこれだけの大問題であるわけでありまして、これが24の作業部会があるということでもあります。この6月に菅首相はTPP参加方針を決めるということをおっしゃっておりますが、TPPを結ぶことが本当に国益になるのか、国民が幸せになるのか。本当に国全体で議論をしていかななくてはというふうに思っております。このことは市長話したとおりであります。これについての所見を願いたいと思っております。

それから今日本はいいところは、市長はあると言いましたが、まさに現在13の国、地域とEPA、これはご存知のように経済連携協定で例外を認めているところですが、1割くらいは。ここはシンガポール、メキシコとかアセアンとかインド、ペルー、ベトナム、スイス、フィリピン、インドネシアという13の国、地域とも結んでいるわけですが。今まで日本は2000年から10数年に及んでWTO農業交渉をしてきているわけですが、その中



で多様な農業の共存ということを基本理念にしておりまして、市長も言いました食糧の安全保障、農業の多面的機能ということを主張しておりますし、輸入国と貿易国のルールを確立、貿易ルールの確立を輸入・輸出国もしっかりしようと。そういうわけでありますので、関税をゼロにするというTPPではなくて、私はまず日本とアジア諸国がお互いに配慮し合った柔軟なFTA、これは自由貿易協定でありますけれども、それらを締結することによってアメリカ追従ではなく、先にアジア圏を構築するという方が日本の国益にかなうと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

市長 1 平成の開国「TPPについて」

私たちもというか私も、このTPPがどの分野までどうだなどということはなかなか存じ上げておりませんでした。ですので、例えば今の医師会の問題、あるいはありとあらゆる問題に入っていくわけです。そういう関係の皆さん方がなぜ、農業者だけが反対だ、反対だということで氣勢をあげたり、反対決議をしているわけでありますけれども、そういうことも含めて反対、賛成という以前に、こういう問題にどう対応するんだということを、まずきちんとお互いが理解し合ってからでなければ、本当に反対か賛成かということは私は本来言うべきではないと思うのです。ですから、急に協議を開始しますなどと言う方が一番の間違いでありますから、まさに拙速それ以外の何者でもありません。

そして今度はオーストラリアとはFTAで交渉が始まるそうであります。これはやはりある意味進めていくべきでありまして、これには米は、農産物はと。これは今割合と議論的につまびらかになってきていますね。何を対象として何を対象としないとか。そういうことをきちんと出しながら議論していくということにならなければ、もう一括どんとやってそらやるぞ、やらないぞという話は、なかなかこれは混乱するばかりだと思っておりますので、今のやり方については全く評価に値をしないということであります。

ただ、いろいろな議論と申しますか、ことが明らかになってきて、ではどうだと言ったときそれではそこで農業は例えば例外品目として扱うとか、例えばですよ、医療は例外だとかそういうことの議論が出てくるわけでしょうから。基本的にはその例外品目なしだとかと言っていますけれども、そうでないということも言われています。そういうことまでも含めてもっともっと政府の方が情報を、協議開始に入るなどということであればなおさらでありますけれども、情報を提供していただいて我々のまた判断の材料にさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように今のやり方では、とてもとてもこれはもうまさに亡国の道を歩むということだと思っております。

関 常幸君 1 平成の開国「TPPについて」

TPP最後にしますが、昨日の新潟日報に新潟大学の伊藤准教授が書いたのがありますが、市長が話しましたように日本の米は1割しか残らない。自家用米を除いてです。その中には新潟のコシヒカリは残る。有機米を含めて残ると書いてあります。書いてありますとコシヒカリは39パーセント値下がりするということですので、仮に2万円とすれば6割で6×2=12、1万2,000円。それに魚沼コシでありますので、仮にTPPになったとしても1

万5～6,000円で売れるし、もっと対外関係であれば努力によっては、昨日9番議員から出ました販売努力をすれば、私は今の価格でこの魚沼はしっかりとやっていけるとこう思っています。販売努力をしていればですね。

その中でやはり私は米づくりの中で販売努力はその以前として、やはりコストを下げる努力をしなければならない。私はそれはやはりここで一集落一農場というのを、もう一度市としてJAと一緒に考えてみる必要あるだろうと。農業法人とかも今進めておりましたけれども、こういう自由化を前提した中で一集落一農場、そういうところについてのいろいろな農業機械の問題だとか、有機農業の問題だとかいろいろなのを作って、そういうのでやはりこの米の魚沼コシヒカリをしっかりと生産をしていくというのが、私は大事だと思いますのでそのことについて市長、考えをお願いします。

市長 1 平成の開国「TPPについて」

農業、特に米づくりが産業として成り立つには、もうそういう方向しかありません。ただ、一時自民党政権下の終盤の頃ですけれども、そういう施策を国の方も出して我々もそれを推進。ただ、残った小規模農家の皆さんに対しては、市が独自にでもそれぞれの対策を考えながら、農業の規模拡大化に取り組んでいこうとこういうことで進み始めた途端に、今度はこれが、悪いという言い方ではありませんけれども、戸別所得補償が出ました。これは別に大規模化を図らなくても、例えば今の程度でいようと思えばこれはこれで農家の手取りがある程度補償される部分も出てくるわけです。今回は価格補償分も含めると県の農業の猛暑による損失額、猛暑ばかりではありません、価格下落等による損失額を若干上回る交付額だということですので、トータルすればちょっと余計お金が来たということでしょう。

それで、では本当に農業が産業として成り立っていくかということ、産業としては成り立たないわけです。ですから、若い皆さん方が当然農業離れをする。ですからこれをやはり解決するには、集落一農場などというのはそれはわかりませんが、例えば私の集落では一応32戸あります。農業でないところもお寺が2軒あったりいろいろしますから大体30戸で、所有田は32町歩ですね。1軒平均1町歩くらいです。これは30町歩くらいは本当に一経営者が運営をしていくということであれば、産業としての農業は成り立たないということですから、一集落一農場というのは別にいたしましても、もっともっとやはりそういう面で農地の集約化を図っていかなければならないと。

ただ、そこに絶対参画をしません。しかし、農業は続けたいという方を見捨てるということではありませんので、そういう部分については本来その大きな農業部分は国がきちんと政策的にやる。そこから外れているそういう部分については、市町村あるいは県が独自に保護政策であろうか、販売政策であろうかは別にいたしましてきちんと取り組んでやるという方向を私は目指したいと思っております。

関 常幸君 1 平成の開国「TPPについて」

ぜひ、農業政策については、そのことについては期待をしておきます。ぜひそうしてもらいたいと思います。

## 2 観光行政の再構築を

観光行政の再構築であります。なぜ観光客が減少したのかということについて市長が今話をされましたが、私が質問しております、増のために今までの宣伝、組織体制等を見直し、再構築を考えるというのに対しては、市長は答えていないわけでありましたが。その中で市の観光協会が4年経ってという話をいたしました。私はここで行政の商工観光課、12月の定例議会のときにもある議員の中で本当に一生懸命やっている、そうですが、そういうのと市の観光協会には6,000万円の予算の中で4,000万円が市から行っているわけであり。そういうのが本当に、市長もいみじくも効率的に云々という話をいたしましたけれども、再度私はそこで見直していかなくてはいけないのではないかなと思うのです。

市長も宣伝も見直す。まさにそういう、小学生からも言われている、市長もわかっているわけありますので、観光客が減っているという現実があるわけあります。ぜひ私はこのところは、市の観光協会にかずけるとは言いませんけれども、今の話の中では感じ取れるわけです。ぜひ市長、そのところはもう一度お願いしたいと思います。

私は今ここで4年目でありますので、場合によれば6万人でこれだけのあれば、一時市長が観光協会の長になって、行政とそこを一緒になって上を見てやっていく。それくらいのこと1~2年しなければ、これだけのものできないのではないかなというのが、イメージして私の方から言いましたけれども、そんなのがあります。

それからそのことについてともう一つ、私は観光には産業振興ビジョンがあると思いますけれども、やはり観光についても観光振興基本計画を観光だけで私は作るべきだと思います。ここには23ページの産業基本計画の5年間ビジョンに、観光という中にはたった14行ですよ、5年間のビジョンが。具体的な3年間のビジョンの中ではたった2ページ、1ページの中に収められているわけあります。いろいろな福祉とかそういうのに教育関係についてはすごい計画が作られますが、この産業振興ビジョンという中にだけではなくて、観光振興基本計画というものを、人数も含めてどうしなくてはいけない、こうしなくちゃいけないというのを私はしていかないといけないのではないかなと。本当に私どものところは八海山とかそういうものすごい資産を持っているわけあります。ぜひ、そのところについて市長の所見を伺いたいと思います。

### 市長 2 観光行政の再構築を

私が観光協会では、そう多くを見てきたわけではありませんけれども、県内の中で一番素晴らしいと思ったのが妙高の杉の島でありました。(・・・「杉の原」の声あり)杉の原ですか、失礼。これがやはり行政は行政としてそれはありますけれども、やはり観光協会そのものを構成する皆さん方が本当に自分のことありますから当然と言えば当然ですが、必死になって観光振興、ほとんどがいわゆるスキーですね、これに取り組んで、今はどうなっているかは別にして当時は相当大きな効果を上げている。やはり観光協会というのは、ああいうかたちにならなければ本来、いつまでもその行政がついて、そして何かあれば行政が対応するとかそういうことであってはならないという思いがずっとありました。今でもそうです。

ある意味、市の方で委託事業等が相当あるわけですので、これらについてはやはり観光協会が自主性をきちんと発揮をしてやっていただくと、そういうふうに育てていただきたいと思っておりますが、徐々にそういう体制にはなってきております。

ただ、言い訳ではありませんけれども、旧塩沢町ではそれぞれのスキー場、石打丸山とか上越国際とか、舞子とか、こちらのシャトー一本杉とか観光協会がありますけれども、やはり一つのまた別個の観光、そのスキー場それぞれの立場といいますかそういうかたちの中でやってきた。

旧六日町は要はこの中の温泉が一番でありましたけれどもスキー場もあって、旧六日町の中の観光協会にその下といいますか下部団体として城内、五十沢、大巻と。実質的なその旧六日町の観光というのは、六日町の観光であったのですね、六日町観光協会が主導。

大和は割合と一本化していますけれども、なかなか観光面という中では、今まで余りこう言っただけ失礼ですけども脚光を浴びなくて裸押し合いまつりなんかは別でありますけれども、それが合体をして今一つになってやっていくわけにありますので、非常にそういう面での整理がまだついていない部分があります。が、もうそうこう言っただけ、前がこうだったからこれでいいやということにはなりませんので、今議員おっしゃったように、だけれども私が、市長がこの観光協会長を兼務するというのは、これは私はすべきではない。すべきではないと思っております。

今、意思の疎通が図れていないということはありませんし、我々が申し上げるべきところは申し上げてやっていますが、どうしてもスキー観光が主体になっているという部分は見受けられます。これは一番客が多いわけですからそれはそれとして、他の部分も含めてどうしていくという戦略をきちんと立てないと、ただ、ただ毎年の夏祭りだかどうだかというそのイベント部分だけありますから、これをもう少しきちんと南魚沼全体の部分として整理していかなければならない。

そういう中でグルメマラソンとかこういうものも新たに加わってきていますので、これは観光の方が主だと思っていますから、そういうことも仕掛けながら。何せどういう戦略を持ってどうしていくということは、早急にこれからやっていかなければならないことだと思っておりますし、宣伝方法も先ほど触れましたように、本当に一番効果のある宣伝方法は何だろうか。これもきちんと考え合わせながらやっていくということでもあります。ただ、今現実に議員が求められているように、こうすればこうなるということは、なかなか具体的には出てまいりません。

観光振興計画ですか、ページ数が少ないということでもありますけれども、市の経済的あるいは産業的には、ある意味一番大きなウェイトを占めている部分でありますので、これだけに限ってということもまた考えなければならぬのかもわかりませんが、それは今議員からの提言として重く受け止めておきたいと思っております。

関 常幸君 2 観光行政の再構築を

私は一例として市長と一緒になった方がいいのではないですかと言ったわけであって、そ

このところも、今市長も意思疎通がないと言っておりますけれども、私は結果として・・・(「疎通はちゃんとある」の声あり)意思疎通がある。そうであるわけですので、しっかりとこのところも見直しをやはりしていくということをお願いしたいと思います。それから計画もぜひしてください。

それから最後の大原運動公園関係であります。非常に私もこれは市民が利用をしていくというふうないいと思いますけれども、それだけではなくてやはりこれだけの経済が大変な中でありますので、しっかりとやはり観光誘客に結びつけてもらいたい。そうである施設にしてもらいたいと思うわけであります。

私ども昨年の総務文教委員会で長野県に調査に行ってきましたが、千曲市、伊那市、駒ヶ根市、岡谷市と行ってきました。本当に私どもの人口と同じくらいのところなのです。各委員の報告書も今ここにありますが、私も管外調査の12月の中でも書いてありますが、やはり中途半端な施設は利用につながらないということで今回感じたとか、地方都市であっても人を呼べる施設はやはりしっかりとした施設をつくらなくてはいけない。やはり有効活用ということになると、高校の大会とかそれから合宿の誘致が可能な規模にしないとはならないとか。

そしてそこにも書いてあるけれども、スポーツを文化として私どものところはしていないのではないか、費用対効果とかそういうものだけ見ているのではないかと、ということも私ども総文の中では学んできているわけであります。

今いろいろな施設の中で、改修でいいという意見も確かにあるわけですが、私どもとすれば誘客増というふうな中も含めて、委員の中でもこういうメンバーほとんど大多数であったわけがあります。しっかりとしたものを作って。後世に禍根のないようなしっかりとした施設をお願いして、誘客に結びつけたいと思ってということに思っております。そのことについて再度またお願いいたします。

## 市長 2 観光行政の再構築を

申し上げることは禍根を残さないようにきちんとしたものをきちんと仕上げ、そしてそれを有効活用していくということであります。まさに費用対効果だけですぐ判断をするということは、絶対あってはならないことでもあります。簡単に言えば図書館だって同じです。費用対効果などと言えばこれはとてもとても建設できるものではありませんから。そうではなくて、まずは市民の皆さんのため。そしてその上に立って観光客あるいいは合宿、そういうものについても十分に活用が可能でありますので、そういう方向をきちんと目指していくということであります。禍根を残さずにやらせていただきたいと思っております。

議長 質問順位14番、議席番号12番・寺口友彦君。

寺口友彦君 市民の皆さまにはお忙しいところ傍聴においでいただきましてありがとうございます。今定例会は平成23年度当初予算をはじめとする各予算案など、重要案件の審議のために開かれています。名古屋市議会の議事リコールに見られるように市民の代表である議会が市民の手によって解散させられるという状況を、一地方議員として地方自治その

もののあり方を再考しながら検証してみました。議員は誰の方を向いて活動していくべきか。誰の利益を優先させるべきなのかと。結論は住民の皆さまが主役という立場が私のとるべき姿勢であるという結論であります。

合併の目的は人口減少社会、少子高齢化社会そういう現実から目をそらさず、雪深い田舎であっても誇りと心意気を失わずに一生を終えられる、希望溢れて伸びるまちをつくることでもあります。その目的達成のための手段として選択と集中により、むだのない施設整備と維持費のかからない施設整備が急がれているわけでもあります。

いつの間にか手段が目的になってしまった感があります。郷土の生んだ明治の偉人、岡村貢翁には遠く遠く及ぶべくもありませんが、公平無私深謀遠慮を胸に市長の施政方針演説に対して一般質問を行うものであります。通告にしたがい5項目について質問いたします。

## 1 保健・医療・福祉問題

まず保健・医療・福祉問題であります。余川保育園を（仮称）六日町地域認定こども園に吸収・整備させるよりも、八幡保育園を大規模改修して吸収・統合するべきという考えについてであります。今定例会に提案されております（仮称）六日町地域認定こども園は保育90人、幼稚96人の定員186人、RC2階建て、現在の六日町幼稚園地内に事業費4億円で計画をされております。国の安心こども基金1億5,000万円を活用した事業であります。民間が施設改修をし、民間が経営する施設に対して税金を投入してのこども園整備事業は、市では初めての事業であります。

過去10年間、全国の幼稚園は定員割れのため、1,000を超える幼稚園が廃園をしております。社会厚生委員会の報告によれば、当該幼稚園の入園率は38.1パーセントであります。幼稚園事業の経営の苦しさが数字となって現れているのは事実であります。23年度の申込数は余川保育園67人、六日町幼稚園89人となっておりますが、認定こども園という情報がこの数字に影響しているのではないかと思います。余川保育園の老朽化での建て替えと差し迫った状況の打開策として、十分な検討がなされたとは思いませんが、その経緯を伺うものであります。また、今後改修予定の八幡、塩沢、中の3保育園についての基本的な考え方も合わせて伺うものであります。

## 2 教育・文化問題

2つ目、教育・文化問題。新図書館は文化会館地内に新築し、中央公民館との一体的活用を考えるべきであるがいかん。12月定例会に引き続き図書館建設について質問をいたします。検討委員会報告にある図書館整備の意義は、生涯学び続けるための拠点、地域を担う子どもたちを育てるため、知識・情報の提供の場、心温まる場所の四つが掲げられております。全くそのとおりであると思えます。

そして建設の位置として交通の便がよく小・中・高生に利用しやすい、十分な駐車場を確保され景観、騒音等環境に配慮した場所となっております。これは現在の中央公民館そのものであります。図書資料としてオープン時には開架図書15万冊とし、5年間で20万冊を目指すとなっておりますが、紙ベースよりも電子書籍の方がスペースをとりません。地域資料の

収集と管理・閲覧は今泉博物館敷地内に資料館を建設し、研究員を配置して今泉博物館との一体的活用を図るべきであります。閲覧席は一般100、学習20となっていますが、利用実績を鑑みれば一般100は多過ぎであろうと思います。幼児・児童閲覧は現在の中央図書館全体を子ども図書館とすることで、より広く快適な空間を提供できる。パソコン・インターネット利用10席はララ内の研修室を改造すれば、この数倍は可能であります。読み聞かせや視聴覚教育は中央公民館の施設で十分すぎる事業が提供できる。喫茶・休憩コーナーは新設となります。以上から見て、現在の中央公民館敷地内に新図書館を建設し、中央公民館の機能を存分に発揮させながら、検討委員会の答申に答えるべきであると考えます。

### 3 産業振興問題

三つ目、産業振興問題であります。生産年齢人口世代の引きこもりの方へ職業訓練をはじめとする社会との交わりを持たせる考えについてであります。2月の月例経済報告によれば景気は踊り場を脱し、上昇の気配を見せているそうであるが、大卒の就職率は12月時点で68.8パーセントであり、1996年以降の最低の数字であります。

市は新年度予算の雇用創出再生事業で国の1億8,674万円の支援を受けて、68人の雇用を目指そうとしています。しかし、若者の雇用状況は景気の持ち直し気配とは裏腹に、依然として厳しくハローワークの資料からも20代から50代の賃金の最高額の平均は20万円ほどであります。以前、生産年齢人口別の産業振興策を質問しましたが、世代の中でも将来の主力である30歳前後の若者が、未就業、失業という壁を乗り越えられず、家に引きこもるといった状況が生まれてきている。

雇用・労働環境の整備は国も地方も一体となって取り組まなければならない。市は新年度に子ども・若者育成支援センターを立ち上げ、新たな引きこもり対策に乗り出すが大いに期待をしております。一方、雇用能力開発機構の解散に伴い職業訓練センターが市の所有物となり、サンテック校舎も市の所有物であります。時代の要請にあった多種多様な職業訓練がある意味で自由に行える状況が生まれました。職業訓練センターの活用について伺うものであります。

### 4 住環境整備問題

四つ目、住環境整備問題であります。地下水に頼る除雪体制の課題と対策についてであります。平成22年度除雪計画では機械除雪路線29万8,540メートル。消雪パイプ路線25万7,247メートル。整備されたドーザー、ロータリーを配置し生活道路の確保に万全の体制で臨んだが、約30日間連続降雪といういわば集中豪雪のために、市内のあちらこちらで除雪の遅れが目立った。特に消雪パイプは地下水位が下がり、水をはじくことはできなくなり、急きょ機械除雪に切り替えた路線が多く出た。子どもたちの通学時間と重なり事故が起きやすい状況が発生をしたわけではありますが、幸い事故が発生しなかった。想定外の状況に住民の皆さまも業者も戸惑いが生まれたことは事実であります。

一方、市内の消雪用井戸は平成23年2月23日現在で1万3,298本あります。このうち公共用道路が1,186本。昨年4月から本年1月で民間を含めて251本が新規に掘られ

ております。井戸は掘ってしまえば電気料金だけで安価な消雪設備という考えが、市民の大方の考えであります。広範囲で水が出なくなったらどうするかという危機管理について、検証してみる必要があります。

そこで、消雪用井戸の能力を速やかに検証し、少なくとも公共用道路のむだのない水利用を実施する。また、機械除雪路線は利用状況を検証し、緊急事態に機械が速やかに対応できるようにする。そして安全・安心な通学路の確保のために除雪体制を再検証する。これに対する考えを伺うものであります。

## 5 行財政改革・市民参画問題

そして五つ目、行財政改革・市民参画問題であります。平成20年度に見直されました財政計画をさらに見直し、人口減少社会に対応した具体的な計画等目標設定を改めてすべき、という考えに対しての所見を伺うものであります。

基幹病院の姿が見えてきたことにつれて、この1～2年で市立病院整備の全体像がはっきりしてきます。結果、地域医療整備並びに附帯条件整備にかかる費用が実際の数字となって現れてくれば、33年度までの財政シミュレーションは変更せざるを得ないはずであります。また五十沢・城内・大巻の3中学を統合しての新中学建設計画が着々と進む中で、六日町中学校を含めた4校を1校への統合も視野に入ってくるものと考えます。新中学建設は財政シミュレーションの変更を迫るものと考えます。

そして除雪路線の方法見直しなどで改良・修繕などの生活インフラ整備は急務であり、特例債という優良債を使って早期に完了を目指すとなると、相当の財政出動が必要であるから財政シミュレーションの変更は当然行わないといけなると考えます。さらに上下水道会計、病院事業会計、また国保特別会計は財政状況が大変苦しく、持続可能な事業にするためには繰入れが必要であり、財政計画の見直しは急を要するものと考えます。

以上から現在の財政シミュレーションは投資的事業を始め人口減少に合わせたかたちで修正すべきである。あわせて22年度で終了する財政健全化計画はその方針を残すというかたちでなく、27年度までの計画をきちんと示し、市自らがその意気込みを見せてこそ、財政健全化と簡素で効率的な組織づくりは現実的なものになると考えます。少なくとも実質公債費比率18パーセントを下回るための細かな計画をするべきである。

以上、壇上よりの質問を終わります。一般質問の中日の打ち止めということでありますので、横綱に挑戦をする平幕力士という思いで質問をいたしました。八百長のないがちんこ勝負だと思っております。簡素で効率的な組織づくりでありますので、簡潔明瞭な答弁を期待して、答弁内容によりまして自席で再質問を行います。

議長 12番議員には議事進行に大変ご協力いただきまして大変ありがとうございます。

市長 寺口議員にお答え申し上げます。本日ラストバッターだということを今ここで明言いただきましたので、時間を見れば5時までまだ時間が相当ございます。簡潔にして熱のこもった答弁をさせていただきたいと思っております。



## 1 保健・医療・福祉問題

余川保育園あるいは八幡保育園の大規模改修、この吸収合併という問題であります。余川保育園につきましては老朽化が非常に著しい、そして敷地が非常に狭い。こういうことで合併当初より改築を含めた方針決定、これが緊急課題として庁内関係で幾つかのケースを想定して検討してきたところであります。余川保育園の単独改築案は児童数が非常に減少傾向にありまして、国が示す認可保育園の基準、平成22年は64人で基準は定員60人以上、これを下回る恐れがちょっとあるという可能性があるということ。それから現地での改築はもう全く無理だったということで、いろいろの課題をクリアできずに現在に至っているところでもあります。

一方八幡保育園につきましては六日町地域の拠点保育園であります。現状も送迎車の駐車スペース不足、あるいは職員駐車場の借地、あるいは途中入園児を含めると定員を超える児童となって、保育室等の増築も必要な状況であります。したがって八幡保育園につきましては、余川保育園と例えば切り離しても、これは用地確保とあわせてゆとりある保育のために、単独の改修は喫緊の課題だというふうに認識しております。

そして八幡保育園での統合の件でありますけれども、例えば統合した場合、23年度の予定としますと余川で68、八幡で102という状況が入園の予定です。ですので、現在は168こういうことになるわけです。そういう中で今度は統合すると180人を超える定員としなければなりません。隣接地を例えば買収できたといいたしましても、保育室、園庭、駐車スペースこれは十分な面積が確保はできない状況であります。あの地形をご覧になればわかりのとおりだと思いますけれども、検討はしましたがこれは断念をした結果がございます。

こういう状況の中で昨年10月末に学校法人里咲学園の計画を提出いただきました。余川、八幡両保育園の現状等を考慮した上で方針を決定させていただいたものであります。これは仮称であります。六日町認定こども園への建設費補助及び保育委託につきましては、建設時の一時的な市が補助金を差し上げるという負担がございますけれども、この保育サービスの充実、あるいは今後の運営これらを総合的に判断して、これは最善の結果だと思っております。

なお保護者、地元の皆さんにはちょっと説明報告等が遅くなりました。これは申し訳なく感じておりますが、昨年末より2回の保護者説明会を開催して、市の方針について説明してまいりました。現在、保護者の皆さんからのご質問あるいは要望事項の細部について、事業者と協議をしております。今月中に未就園児の保護者も含めた説明会を予定しておりますし、地元行政区長等へもご説明はさせていただいたところでもあります。

ここで六日町地域の認定こども園として整備をしていきたいと。こういうかたちで整備をしていきたいと思っております。そして今後改修予定の八幡、塩沢、中の3保育園の基本的な考え方です。今この八幡、塩沢両保育園につきましては、六日町と塩沢地域の拠点保育園でありまして、多様な保育サービスを提供しなければならないということの中から、施設、保育内容とも充実していかなければなりません。

塩沢の保育園につきましては周辺の急速な宅地化によりまして、充足率が非常に高く23年当初では充足率が120.9パーセント、年度末では130.9パーセントの見込みであります。23年度に同学区の金城保育園で未満児定員を15人増やす計画もありまして、その後の保育需要を見る必要もあります。それから乳児・未満児室の増築は最低限必要なことであります。近隣の公民館敷地を含めた土地利用計画を踏まえて、これも緊急の課題として検討を進めていくところであります。なお、現時点ではその塩沢保育園の民営化は考えておりません。

八幡保育園につきましては、先ほど触れましたように敷地が狭くて職員の駐車場も借地、送迎用駐車場も前面道路の交通量が非常に多いため危険であると。多くの課題を抱えた保育園であります。また市街地の保育園で乳児保育の需要も多い。そういうことでありますので用地の拡張による増改築、あるいは旧郵便局敷地この活用もできないか。これらも含めて検討を進めておりまして、緊急課題として取り組んでいるところでありますが、ここも現時点では民営化は考えておりません。

中保育園はこれもご承知だと思いますがRC造りの二階建てで、旧基準の耐震設計のために耐震診断が必要な施設でありますけれども、大規模改修をしても耐用年数が非常に少ない。12年しか残っておりませんことから、敷地内での改築を予定いたしております。市街地周辺という立地条件、それから塩沢地域の認定こども園という部分も含めまして、これについては公設民営の民営化を一応考えている。ただ、民設という選択肢も残っておりますので、関係の皆さん方と協議をしながら民設民営でいくのか、公設民営でいくのか、この方向性を早急に出していきたいと思っております。

## 2 教育・文化問題

図書館であります。市民会館敷地内の図書館建設。これは図書館整備検討委員会の中でこの部分については特に大きな検討はされておられません。合併時にあそこを想定したと思われるような部分はございました。しかし、駐車スペースが最大で390台の収容能力でありまして、例えば大ホールで満席となる場合はもう全くこの駐車ができない。あるいは大ホールと多目的ホールでイベント時間が重なると、現状の駐車場これでも全く不足ということであります。これ以上駐車スペースが例えば図書館用として減った場合は、会館の運営は成り立たなくなる。

それから中央公民館の研修室、会議室これは7つの部屋がございますけれども、非常に利用率が高く毎月1日に翌月の利用についての会議を実施して調整を図っている現状でありますので、とてもとても他の目的でこの会議室や研修室を利用するということは、今ほとんど困難であります。

結局交通の便、あるいは環境面といえますけれども、例えば環境面から含めまして今の市民会館は国道17号の隣接地であります。ララのところはそういう騒音は、ただ列車の通過はございますね。そういう面ではおつかつであります。公共交通機関を利用しての入園、来園ということになりますと、圧倒的にもう駅前が優れているわけでありまして。私はまずは

そこに着目をさせていただいて、当初六日町駅前に図書館は建設したいということを検討委員会の席上でも申し上げております。そのとき場所を特定していたものではございません。

そして今現在ララ内にといいことで検討し、デザインをお願いしているわけでありませけれども、私は図書館の位置としてここに勝るところはないと思っております。それから機能的にも、これから実施設計に入りきちんと検討していくわけでありませが、電子書籍というご提言もいろいろいただいております。これらもきちんと調査をした上で書籍そのものが20万冊あるいは30万冊という部分が、本当に必要か否かということも当然ですけれども検証していきますが、今までの概念として図書館という部分については、いつも申し上げておりますけれども、市民数に3冊をかけた部分が大体図書館としての機能の条件的な部分が入りますよということは言われております。ですので、 $3 \times 6 = 18$ ですね、18万冊。そのくらいの機能を持たないと本当の図書館としての機能は発揮できないということは、専門家の皆さんからお聞きをしておりましたので、それらも含めてきちんと検討させていただきますが、市民会館の敷地内に新築ということは全く考えておりませないのでご理解をいただきたいと思っております。

### 3 産業振興問題

産業振興問題でこの引きこもりの方への職業訓練、それから社会との交わり、関わり方があります。厚労省が推計いたしましたところでは6ヵ月以上の引きこもりが存在率0.67パーセントとなっているそうであります。この率を南魚沼市に当てはめると約127世帯が該当することになります。労働力の損失としても看過できない問題だと思っております。

この原因は一様ではありません。その後の対応も各々の状況にあわせたものが求められますが、まずはやはり本人や家族の精神的苦痛を取り除くことが必要であると思っております。相談窓口が重要な役割を果たすこととなりますので、新年度から発足をさせていただきます「子ども・若者育成支援センター」これがこの役割を担って、市内のNPOあるいは関係機関と連携を取りながら問題解決に努めていこうと思っております。

商工観光課が委託しております「ニート・引きこもり対策事業」これは山口のあの部分であります夢想社。2月末までで延べ2,580人の利用がございました。生活指導あるいは体験学習等が中心でありまして、まずはコミュニケーション能力向上、集団生活に慣れることを目指している。当然ですけれども相当の成果が上がってきているものだと思っております。新年度も当然この事業継続を予定しておりまして、進学や職業訓練センターなどを経た後に、就労に結びつく事例が出てくると思っております期待をしているところであります。

訓練センターの活用であります。サンテック施設では協会が所有するサンテックスクール1号館、これは17号線側です。市が所有する魚沼サンテックスクール2号館、北側。雇用能力開発機構から市が譲渡を受ける魚沼地域職業訓練センター、南側。この3施設に分かれているわけでありまして、会員事業所の従業員を対象に在職者訓練としての職業認定訓練、それから離職者及び求職者を対象にした公共委託訓練、これを主に行っておりまして21年度は541人が学んでいただいたところであります。

認定職業訓練につきましては、これは企業の体質、体力低下ということもありませんか。そういう影響もあって平成9年にピークの、平成9年以下が減少傾向を示しております。最近の経済雇用状況から求職者を対象にした公共委託訓練はやや増加の傾向にある。国もこの緊急人材育成支援事業として職業訓練施策を充実させているということでもありますし、我々もその職業訓練のさらなる充実に向けて取り組んでいきたいと思っております。

23年度のサンテック事業計画では失業期間あるいはフリーター期間が長引いている若年労働者層を対象にしたコミュニケーション技能、あるいは基本的なビジネススキル、この付与を目的とした研修を新たに計画をしております、本格的な訓練導入等をした位置づけと考えております。

機構からの譲渡によって職業訓練の活用はもとより、より市民に活用される地域に密着した活動拠点としての活用、この要望があることも当然でありますけれども踏まえまして、広い意味での能力開発、向上の場として活用の取り組みを検討してまいりたいと思っております。

#### 4 住環境整備問題

地下水に頼る除雪体制の課題と対策であります。今年の雪の特徴でありますけれども、朝の6時頃から降り始めて1時間でもう10センチ、20センチ積もった。あとはぱたっとやんだとか、いわゆるこういうゲリラ豪雪といいますが、ゲリラ豪雨ではなくてゲリラ豪雪的な部分が大変ございました。

一般的に通常の降雪でありますと、朝3時頃に出動して通勤・通学の時間帯までには除雪を終了して、それで大体朝は大丈夫ということであったのですが、今年の冬は雪の降り始めが遅い上に、先ほども申し上げましたように一度にどんと降っちゃったということで、例えば一番早いところで除雪し終わっても、もう次の雪でそこがなかなか大変な状況になっている。そういうこともありまして市民の皆さんには若干ご迷惑はおかけいたしましたけれども、このゲリラ豪雨といいますがゲリラ豪雪的な降雪に対応する除雪体制の確保、これはなかなか難しい。現在の体制をどう強化していけばいいのかというのは考えてはいきますが、非常に難しいと思っております。

地下水の利用検証は特にこの地盤沈下区域でどのような影響を与えるか。これを検証しながら、岩野議員のときに申し上げました北辰小学校に190メートルと60メートルの観測井戸を設置して、深層水それから浅い層の水質、水位、地盤沈下これを調査しているところであります。そこで、北辰小学校の観測井戸で今現在得られている情報では、深い層と浅い層の水質・水位には違いが見られます。浅い方、浅層地下水と深層地下水は関連していないことも推定されるような明瞭な遮水層は分布してはおりませんが、この透水性の異なる何ていいますか、非透水層これが不規則に分布をしている。結果的には帯水層をそうして境界づけているのではないかとおぼれているところであります。

それから地下水の低下累計時間が2,000時間を超えますと、地表面の沈下量が急増する。こういうことも今までの調査として見られております。この冬の水位の変化を見ますと、深

い層の水位は浅い層の観測井戸と変わらない水位変化グラフとなっておりますので、水位変化だけではその違いがやはり明瞭ではありません。今後の継続観測によって限界許容揚水量を明らかにしていきたい。一般的に先ほど言いましたように、井の底だというふうに考えられていたものが、どうもそうではないような経過も見られる。この辺をもっともっと追求していかなければならないということでもあります。

それから機械除雪そういうことで、いわゆる消雪パイプ、市の市道消雪にはほぼ全てに降雪感知機が設置されておりまして、更新時の際にまた高感度機を設置して節水に努めていくということでもあります。機械除雪には1種から3種のこの除雪区分がありまして、豪雪時はこの区分に基づいて除雪対応をしております。なかなか今年は先ほど触れましたように井戸水の出なくなった部分のいわゆる除雪体制にも取り組まなければならなかったというようなこともございまして、非常に大変な思いをいたしましたし、市民の皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。これらが今後どういうふうに行っていくかというのは一つの課題であります。

恵まれていることは平野部、新潟や長岡の方でしょうか、除雪業者がなかなか育ってこない。老朽化が進んでいて本当に大変だということでもありますけれども、私どものところは建設業者の冬場の貴重な収入源、仕事になっているということもありまして、今現在はそういう例えば人手が足りないとか、除雪体制が人手が足りないがために間に合わないとかとそういう状況にはなっておりませんし、そう高齢化が進んでもう1～2年でだめだなどということにはなっていないわけでもありますので、ある意味恵まれているというふうに感じております。

ただしかし、先ほど触れましたように、思いもよらないゲリラ的な部分、あるいは異常豪雪への対応というのは今後の課題として残っておりますので、それら業界の皆さん方とも打ち合わせをしながら、きちんと対応していく体制を作っていかなければならないと思っておりますし、交付金事業を有効に活用して必要な除雪車の確保にも努めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

## 5 行財政改革・市民参画問題

行財政市民参画ということでもあります。市の財政計画は平成19年12月に策定して21年12月に改定をさせていただきました。一番わかりやすい指標であります財政調整基金と繰越金で見ますと、21年度決算段階で計画と比べておおむね5億円程度のプラスであります。これは財調基金が計画より6億6,000万円。翌年度繰越しがプラス2億円。借換債の発行による財調基金からの差引き分、これがマイナス3.6億円ですからプラス5.5億円であります。市債残高につきましては特別要因を除けば計画どおりの残高となっております。平成22年度は年度中ですので途中ですので確かなことは申し上げられませんが、交付税と臨財債が大幅に伸びておりますので、通常ベースではプラスの見込みであります。

ただ、皆様方もご承知のとおり土地開発公社の土地の買戻し、あるいは城内診療所の赤字分の解消とこういう特殊事情もございまして、財調基金の残高は若干ここ何年かは減少してくるのではないかと考えております。また、臨財債が計画以上にずっと認められてという

か、政府の方での臨財債の部分が出ておりますので、これは有効活用をしようと思っております、それを全部やっているわけです。そうなりますと、とりあえずの市債残高というふうにこの表示としては出ますので、市債残高という部分の額が若干は増加をするという傾向は見られるところであります。いつかどなたかがおっしゃいました、臨財債は地方自治体の借金だということで、これはとんでもない話でありまして、国がきちんと後年度に負担をするということを明記した上で、発行額を設定しているわけでありまして、我々の借金ではありませんが、一応臨時財政対策債という名前でありまして、まあまあ市債というふうに位置づけながら計上はしているところであります。

議員ご指摘いただきましたとおり、やはり情勢は変化しております。良い方にも悪い方にも変化しておりますし、大型事業の概要がほぼ今年度中に明らかになるわけでありまして、24から26年度の総合計画、実施計画に合わせて、財政計画の改定はきちんと行っていきたいと思っております。以上であります。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉問題

それでは最初は余川保育園の部分でありますけれども、八幡保育園の方の現在の敷地を見た中では、なかなかあそこでは統合しての改修は難しいだろうという、そういう答弁でありました。その中でも市長の中に、隣接する田中町の簡易郵便局でしょうか、17号に続く部分。ああいう部分を含めての部分を考えれば、私は八幡の方の土地を十分に確保できるのではないかというふうに思ったのですけれども。田中町の簡易郵便局ですよ。ですが、そこら辺の検討はどの程度されたのかなという部分をまずお聞きします。

市長 1 保健・医療・福祉問題

図面をちょっと見ていただければわかるのですが 衆議院の予算委員会のように済みませんけれども、ここが八幡保育園ですよ、ここが。これが今の郵便局です。ここにこれだけの土地が存在しておりますから、例えばこれを全部利用できるとしても、なかなか一体的に利活用ができないということ。この土地の買収については全く未知数でありますから、この土地がもし買収できれば、ここまでのことは余り必要なくなるわけでありまして。ですので、一応検討はきちんとした上で答弁を申し上げたということでありまして。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉問題

社厚の報告の中にもありましたけれども、建設時の負担という部分を今非常に優先されたような感じがしないでもなかったのです。今の部分の土地については確かに民地であります。この部分を購入という部分が、今後どうなのかという部分が非常にわからないというのがありますので、そのところ強力におし進めるとはなかなか言いづらい部分ありますけれども。ただ八幡については、本当に今年の1月でも、市長よくおわかりだと思いますが道の狭いところに送迎に来るわけです。毎年そう思っているのですけれども非常に危ない。本当に八幡のあそこの送迎については、早期に解決しなければならないというのがあるわけです。

そうすると23年度中にこの安心こども基金が1年繰り延べになって、それが利用されるというふうになったのでありますから、これはいいことだなと思っていれば、こちらの方へ

行ったという部分がありました。そうすると23年度はなかなか難しいとしても、いつ頃この八幡についてはやるつもりなのですか。

市長 1 保健・医療・福祉問題

ちょっと調べますが、喫緊の課題というふうに認識しておりますので、3年も5年も向こうへ行って、はいどうぞということではありません。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉問題

緊急の課題に速やかに対応するという事は非常に大事な部分でありますので、そのところは23年度は無理であっても、24年度中にはもうできるという体制をとってもらいたいと思います。

## 2 教育・文化問題

それから新図書館についてですが、市長とその思いは全く違う部分であるなと思いますけれども。昨今言われているのは要は活字離れ、図書館については活字離れという部分ですよ。この部分をどう解消しようかということで、ではこの新図書館があその部分に非常に貢献をするのではないかなという期待をしているわけです。ですが、活字離れ、子どもたちが今活字というものに接するというのは、はっきり言って例えば携帯の画面であったりパソコンの画面であったりするわけで、こういう紙に書いてあるものをもって活字ということは、なかなか今の子どもたちは小さい頃からしていない、親しんでいないというのはこれは事実であります。

そうすると活字に親しませるためには、やはり電子端末といいますかそれが非常に大きな役割を持ってくるわけです。そうした場合に出された中での電子端末というものの数などを見ましても、非常にちょっと私から見ればお粗末であるなという部分もするわけです。そうするとただララの中での研修室であれば相当台数も置けますし、また、中央公民館に新築となれば相当台数も置けるという部分で、そういう部分で活字離れを引き止めるということにこの図書館というものが私は貢献できると思うのです。これについてのお考えはどうか。

市長 2 教育・文化問題

当然でありますけれども、図書館の目的の一つには、活字離れということは別にいたしましても、とにかくそこで本を読んでいただく、活字にも親しんでいただくということでしょう。それから今の電子機器で電子書籍等が導入できれば、それはそれで利用していただくということでもありますので、全くそのことについては議員と考え方は同じであります。

寺口友彦君 2 教育・文化問題

電子書籍についていえば、それが相当20台、30台というふうに設備をされれば、18万冊とか20万冊という部分が私は必要ないであろうというふうな考えではあるわけです。

もう1点は実はデザイン会社と7回の打ち合わせをしたという部分であります。デザイン会社、7回の打ち合わせをしたということでもありますけれども、グランドデザインということは、要は外観でありますよね、外観。外観ですね、グランドデザインということは、ララの中に入っていれば外観なんていうのはないわけですよ、窓もありませんし。だからその

ランドデザインという部分が、どういうふうに来るのかちょっと私は理解できないのですけれども。

市長 2 教育・文化問題

これは外観も当然ありますし、内部の景観 景観というか失礼ですけれども そういうことが全部入っていますから、それを今やっただけであります。内部もどういふふうにかたちを整えて、そしてどういふ例えば書籍の配列、あるいはスペースの活用、こういうことも全部図示をしていただくようになっております。それに基づいて設計をきちんと組み上げて、現場で設計上困難な部分があれば、当然またその方とは打ち合わせをしながら、変更は変更としてやっていくわけでありまして、そういうことですから外観ばかりとかという意味ではありません。当然図書館の内部、そういう部分についてもこういうかたがいいです、あるいは採光はどうした方がいいですとか、そういうことも全部含めてデザインをしていただいている。

1 保健・医療・福祉問題

それからさっきの八幡保育園の件でありますけれども、用地確保等が非常に難しい状況がありまして、それで現在の総合計画の実施計画には掲載をしておりますけれども、今年度のローリングで検討しようということになっております。

寺口友彦君 2 教育・文化問題

私は生涯学習という面からその図書館を考えた場合、中央公民館から離すということ自体は非常に私はいけないことだというふうに思っています。中央公民館から離すということは、六日町時代にどういふ議論があって、あそこに小さな図書館になったのかはわかりませんが、公民館との一体的な活用ということで当然そこになったわけですから、公民館から離すということになると、では図書館だけ分離をしてどうかという議論になるわけですが、中央公民館を離すということについては、市長どうお考えですか。

市長 2 教育・文化問題

では、事前に私の方からの質問も一つさせていただきますので、まずは答弁いたしますが、公民館と図書館が一体化していなければならないなどという考え方は、全く私は持っていません。要は市民の皆さんが一番利用しやすい場所です。そこに置くべきだ。例えばでは公民館に持っていった場合、子どもたちはどうして行くのですか。バスはない。自動車はない。乗用車で送って貰うか、自転車か、あるいはバイクかですね。駅前にはバスも全部とまりますし、列車はありますし、乗用車で来て貰ったって大丈夫ですから。バイクで来ようが自転車で来ようが。一番いいところではないですか。議員はでは・・・質問を一つ議長に。

議長 質問を許します。

市長 子どもたちの交通手段はでは議員はどうお考えですか、あそこに持っていったとき・・・(「議長、それは反問権ではないですか」の声あり)聞いているのです。ご質問ですから。反問でなくて、質問ですから。

議長 質問です。12番議員に対する確かな答弁をするがための質問ですので。



寺口友彦君　　今現在もバスで来たり、電車で来たり、車で来たりしているわけですから、私は余り変わらないと思います。駅に降りるからどうのこうのという問題ではないと思いますけれども。

（「これについて質問は」の声あり）

議　　長　　何回でも質問制限はございません。

市　　長　　質問ということではありませんけれども、そうなるともう根本的に考え方が違うわけでありまして、私は現在のところでは特に子どもたち、あるいは交通弱者に対しては、非常に利用する利便性が低いと思っています。だって今のお年寄りの皆さん方が、例えば市民バスに乗っていらして、必ずあそこにとまるわけですね、お年寄りの皆さん。お年寄りの皆さんだって図書館に行きたい人はいます。汽車で来る、バスで来ると言いますけれども、汽車は六日町駅しかとまりませんから。そこで来たとすればあそこまで歩かなければならないわけですね。では、バスはどこにとまるか。なかなか17号線の中でとまるというのは、確か駅前とあとどこでしょうか、相当遠いと思います。ですから、いわゆる公共交通が整備されているということは非常に素晴らしいことだと、それは利用率の向上に相当寄与するということを私は思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

寺口友彦君　　2　教育・文化問題

反問権ばかり答えていてもどうしようもありませんので。立場が変わればまた別でしょうけれども。考え方が違うと言えばそれ以上議論できないわけなのですが、生涯学習ということであれば、やはり中央公民館と図書館は一体になっているのが私はあるべき姿だと思っています。そういうことで、これ以上はやってもちょっとまた反問権になるかなということで。

### 3　産業振興問題

産業振興にちょっと移らせてもらいますけれども、この引きこもりの方という部分ですが、小さい頃から例えば引きこもりだったり、不登校だったりするという子どもたちではなくて、実は高校を出て勤めてはいるのだけれども、なかなか人間関係というものに悩むといえますか、そういうかたちでこもってしまったと。本人は働きたいと思っても、要するに人間と話をする、人と話をするそういう部分が非常に弱いという子たちが、どうも多く見受けられるという部分で、職業訓練センターの方でコミュニケーション能力であったり、あるいはビジネスマナーであったり、そういう子たちに配慮をしたそういう職業訓練も可能であるということセンターの方から聞きました。

これはやはり市の方が大々的に募集をしても絶対来ないわけです。そうするとどういうルートでその子どもたちにこういうのがありますよと伝えるかという部分が、非常にデリケートな部分でありますけれども、こういうところは市はきちんとやっていかなければならないと思います。

彼等もちょっと背中を押してあげれば、本当に主力になるのです。彼等がやはりきちんと働いてもらわないと私等が困るというような感じになるわけなのですけれども、そんなところもあるここは非常にデリケートな部分は、市がやはり後押しをするというふうにしなけれ

ばならないと思いますけれども、これについての市長の考え方を。

市 長 3 産業振興問題

まさにそのとおりでありまして、そういうことも含めて先ほど触れましたように子ども・若者育成支援センター、まずはここで実態把握あるいはご相談を受ける。そして一つ背中を押してやって、例えば職業訓練とか、あるいは例えば先ほど触れましたように山口でやっている夢想社の方でしばらくはどうだとか、いろいろの相談に乗っていくわけです。そのことを目的としてこの子ども・若者育成支援センターを管理職を置いて立ち上げるということがありますので、おっしゃるようにきちんとした対応をしていきたいと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興問題

センターには期待をしております。

#### 4 住環境整備問題

次の住環境整備の方なのですが、深井戸の調査の方で大体その帯水層といいますが、どれくらい水があるのだろうかというような調査が進められるのでありましようけれども、今、環境課の方でもやられていると思いますが、井戸の能力ですね、井戸能力。これの全体像がまだはっきりをしないという部分がありまして、そうすると道路は全く出ていないのですが、民地の方はじゃぶじゃぶ出るという、そういう路線も多く見られるわけです。そうすると一般の方たちの協力をさせていただきながら、やはりまず生活道路を消雪パイプ路線であれば、そういうかたちで消雪パイプ路線を優先させるというような方向に、ちょっと位置づけをしていかないとなかなかこの問題は解決しないと思います。

ゲリラ豪雪に対応する体制づくりということで、事業者の方たちとも協議を始めたということでもいい方向でありますけれども、やはり民間でその消パイを持っていらっしゃる方たちの協力、これをどうやって得られるかということが非常に大切かと思うのです。これについての市長のお考えを。

市 長 4 住環境整備問題

今、例えば水位低下等が始まって、いわゆる井戸が空回りするような状況が想定される場合にはそれぞれ広報車等を使って、とにかく節水に心がけてくださいということをお願いしながら回って歩いております。1軒1軒対応していくというのは非常に難しいわけでありまして、折に触れて市民の皆さんにはある意味公共優先ということをお願いしながらやっているわけでありまして。個々対応は非常に難しいですけれども、議員おっしゃるようなことをやっていかないと、本当に大変な状況になるということはもう経験済みでありますので、そういう対応にまた心がけていかなければならないと思っております。

議 長 タイマーを戻しますので暫時休憩をします。

(午後4時31分)

議 長 休憩を閉じて議会開会いたします。

(午後4時32分)

寺口友彦君 時計にちょっとルーズな方でありましたので気がつきませんでした。

## 5 行財政改革・市民参画問題

行財政改革・市民参画ということでちょっとお伺いしますが、要はその病院関係の整備ということで、今日午前中の同僚議員の質疑の中に出ました。新大和病院であったり新六日町病院であったり、この部分の整備ということがこの財政計画にはなかったわけです。なかったわけです、この新大和病院、新六日町病院については。

私は相当のその整備費がかかるのであろうから、当然見直しをするということでありませうけれども、これはきっちりとした数字を出すというのは非常に難しい部分なのですが、それは市長もそうだなというふうに思っているわけですね。

市長 5 行財政改革・市民参画問題

ご承知のように病院をどうにかたちで作り上げていくにしても、これは企業会計でありますから一般会計とは全く違う。いわゆる病院事業債を起すなり、あるいはそういうかたちでやっていくわけです。それから県からの補償金といいますか、そういうものがどう入ってくるかもこれはわかっていませんが、今現在シミュレーションをしておりますのは、大和病院につきましては市であれを全部建て替えをして、40床で経営していてもきちんと運営ができていくと。

それから六日町病院も当然耐震補強やそういう部分については県でやっていただくことになりますけれども、ある程度の医師の皆さん方のご要望を受け入れた体制として施設整備をして、機器等も大変高価なものになります。それらを投入して運営しても、これは黒字経営をやっていける。これはさっき申し上げましたように医師の確保が前提であります。

そういうことになっておりますから、今度はではこれに一般会計からここに影響するというのは繰出金ですね。病院事業債を使ったときのその約束事の法定繰入れといいますか、これは当然今だってあるわけですから、別に特別のことはありません。ですから、病院をつくることによって市の一般会計に大きな影響を及ぼすということは、今は想定しておりません、今は。

ですから、常に法定上の繰出金、これは病院事業がある限りはやっていくわけですから、物があればですね。ですので、何かこう全て一般会計の中で全部やってしまうという考え方はちょっと捨てていただきたい。きちんと分けてやるということでありませう。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画問題

病院会計は企業会計ということでありませうけれども、例えば資本的な収支のところでは企業債を起していただいて、その会計の中できちんと処理をしていただくという方向でありませうけれども、市立病院でありますから、繰出金というかたちであったとしても、これは市が抱えている借金であるというような認識がなければ、これは何十億円かかるか知りませうけれども、こういう整備はきちんとできないのではないですか。

市長 5 行財政改革・市民参画問題

当然のことでありませう。病院事業債であろうが水道事業債であろうが、下水道事業債であろうが、トータル的にはそれは市の借金です。それは当たり前のことではないですか。だけ

れども、それは原則としてその範囲、範囲の中で返済をしていくということですから、市の一般会計に与える影響額はきちんと算定していきます。それから事業債として増える部分は増える部分で出ます。出ますけれども、それが一般会計に大きな影響を及ぼしてどうだこうだということは、今は想定しなくていいのだろうと。シミュレーションの結果ですね。そういうことを申し上げたところです。これは市の借金ではないなどとは言いません。市がやるわけですから市の借金です。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画問題

3 中学を統合しての新中学の建設ということでありまして、これも相当な金額を予定されているわけでありまして。例えば病院の整備であったり、中学の整備であったりという部分が、午前中に質疑がありましたけれども赤字のつけを将来に回すというわけではなくて、将来にわたって市が必要な部分であるから、それは当然負担をしていただくという考えだというふうに私は思っています。

しかしながら、今までのその例えば上下水道会計であったり、病院事業会計であったりしてみても、繰出金というものは相当入れていかなければ大変厳しいという、これは事実としてあるわけです。その病院事業がさらにまた資本的な収支の面で企業債を発行して、またさらに新たに負債を抱くということになれば、また相当の支援を一般会計からせねばならないというふうに私は思うわけです。

そうすると、この2011年の地方財政計画というものが示されましたけれども、その中で投資的経費というものを見てみますと、国の直轄が9,083億円増なのですが、地方単独費は1兆5,125億円の減。そして6,042億円の減というのが2011年度の数字であります。これはやはり国の方策として、地方の借金は減らしたいけれども、国の方でも借金を減らしたいわけです。今911兆円あると言われております。そうした場合にこの臨時財政対策債、先ほどおっしゃいましたけれども、この臨時財政対策債というものに対する扱いはどうなっていくのかという部分が、非常に不安が残る。23年度末で96億6,000万円ほどの残高だというような市の今年度の計画であります。そうするとこの部分が例えば100億円として、20年償還で割りますと毎年5億円です。5億円ずつ交付金が減るといふふうに考えるくらいの気持ちでいた方が、私はいいいのではないかと思うのですけれども、その考えについて。

市長 5 行財政改革・市民参画問題

この中学校の統合とかということにつきましては、これは統合してどこかに新築ということになれば当然それを財政計画の中に入れていかなければなりません。例えばある学校を増築程度で利用するということになれば、またそれなりであります。それはまだ見通しがつきませんけれども、今も当然何ていいますか これはまだスケジュール的に何年だということとはわかりません。わかりませんが、そういうことで上がってきているわけですから、当然財政計画の中にはどの年度ということにするのがちょっと難しいですけれども、それは盛り込みながら、財政計画は立てていかなければならないと思っております。

それから臨財債ですけれども、これは理屈を言えばどういうことになるのか。結局国が本来負担すべき部分を、今できませんから地方で借金をしていただきますと。その枠はこのくらいですと。それはきちんと国が責任を持って地方の方にお返しをしますと。ですから一般の交付税の中から、その原資を引っ張り出して交付税を減らしていくという考え方には私はなりませんけれども、財政の担当がどう考えるか。私はそう考えていません。だとすればとてもそれはまさに借金ですから。そういうことにはならないわけですけれども、念のために財政課長にちょっとその部分は答弁させます。

財政課長 臨財債の扱いでございますが、償還額が全額財政需要額に参入されるというルールになってございます。そういう意味では償還の部分が需要額で多くなるわけですが、交付税というのはご承知のように財源調整機能というのと、もう一つ大事なことは財源保障機能というものを合わせ持っておりますので、その点で国が必要な財源を保障していくという義務があって保障されるものだというふうに考えております。以上です。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画問題

市の財政計画の中での推計区分の基準条件というもののの中に、歳入の部分で地方交付税、普通交付税については、計上は毎年度1パーセント程度の減額であるし、包括算定については毎年度0.3パーセントの減くらいであろうというふうな見込みで作られているわけなのです。けれども、私はこのやはり臨時財政対策債に対する不安というものがぬぐえないものですから、この部分がもう少し減額の割合が大きくなるのではないかという心配を持ってそういう質問をしたわけなのです。

その中でまた歳出というのをちょっと、特別会計の繰出金です。繰出金については国保で言えば平成21年予算額を基本とすると、病院会計も平成21年予算を基本とすると。下水道、水道については将来予測や高料金対策で繰出金をすると、そういうかたちになっていますが、どうもそのそれぞれの企業の収入を見ればなかなか厳しい。繰出金自体をちょっと増やしていかざるを得ないのではないかなという感じがしているわけです。

そうすると22年度で終わります財政健全化計画なのですが、決算見込みで予定71億円を大体クリアするであろうということが言われております。だけれども、やはり27年度までに、27年度までの新たなやはりその財政健全化計画を立てて、壇上の質問でも言いましたけれども、やはり職員の意気込みですよね、意気込み。とにかくここまでもっと頑張るのだと、そういう意気込みが見えてこなければ、なかなか市民の皆さんが、何だ市は楽なのかなというような、そういう変な感じを持ってしまうわけです。そういうところが私は必要だなというふうに思っております。

この中でのそれぞれの条件についても、恐らく見直しはされるのでありましようけれども、どう見ても28年度以降の投資的事業20億円で行こうというその線が、私は守れないというふうに思います。雪に強い道を一つ直すについても相当金がいるわけですから。そうするとその部分を直すにはどうするかといったら、27年度までの優良債である特例債をもっと対応して、28年以降の投資的な20億円というのに備えるという、これが私は大事な部分

であると思うのです。そのためには生活インフラ整備に使っていくという、生活インフラです。これが私は市のとるべき道だと思うのですけれども、市長のお考えを伺って終わりにします。

市 長 5 行財政改革・市民参画問題

議員ご承知のように今の27年までの合併特例債を活用できる事業というのはものすごいあります。もうほとんど合併時にいろいろ寄せられた要望の大半を、今想定をして組んでいるわけです。ですから、28年度以降、これをやっておけばよかった、あれをやっておけばよかったという部分については、そう出てこないと思うのです。ただ後は、それはいろいろそのときどきの需要がございますから一切ないとは言いませんけれども、後は議員おっしゃったように維持、修繕この部分はやはり徐々に徐々に出てくるわけです。

ですからおっしゃっていただいたように、生活インフラも含めて有利な合併特例債を利用できる範囲の中で、期間の中で市民要望を100パーセントとは言いませんけれども、相当かなえていくという財政計画は当然組む。今までもそう組んできましたし、今後の24年以降の財政計画についてもそれをきちんと許容範囲の中で表しながらやっていく。

そして28年度以降は、できればそう近い29年とか30年とかに、大型のあるいは新規のそういう事業が出てこない体制は一回とっていかなければならない。だけれども、それは時代の要請の中でどうなるかわかりませんので、財政調整基金もある意味必要額はきちんと確保しながら、次代にバトンタッチをしていくということで、きちんと財政計画を組ませていただきたいと思っております。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日3月11日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時47分)